

第2 調査結果

1 技能実習生の受入れ

制度の概要等	説明図表番号
<p>(1) 技能実習制度の概要・受入れ状況</p> <p>ア 技能実習制度の概要</p> <p>(7) 制度の目的と沿革</p> <p>a 制度の目的</p> <p>技能実習制度は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）に基づく在留資格「技能実習」により入国した者を一定期間産業界で受け入れて、その技能・技術・知識を修得させ、我が国の技能・技術・知識の開発途上国等への移転を図り、当該開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的とした制度である。</p> <p>b 制度の沿革</p> <p>外国人を我が国に受け入れて技術研修を行うというニーズは昭和40年代頃からあり、昭和56年の入管法改正により、入管法第2条の2第1項の規定が設けられ、海外に支店や関連会社のある企業が外国人研修生を1年間受け入れる制度が設けられた。</p> <p>その後、平成2年の入管法改正により、独立した在留資格として「研修」が設けられた。</p> <p>また、同じく平成2年には、中小企業においても研修生を受け入れ、国際協力を行うことができるよう、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の六号の特例を定める件」（平成2年法務省告示第247号）により海外企業との関係がない中小企業でも、事業協同組合や商工会議所などを通じた研修生の受入れが可能となった。</p> <p>平成5年には、「技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針」（平成5年法務省告示第141号）により、在留資格「特定活動」の一類型として技能実習が認められ、在留資格「研修」での1年間の研修を修了した者については、引き続き1年を限度として技能実習を行うことを目的に在留することが可能となった。平成9年には、技能実習の滞在期間の上限が2年に延長され、研修及び技能実習を合わせた全体の滞在期間は最長3年となった。</p> <p>その後、平成21年の入管法改正（平成21年7月15日公布。平成22年7月施行。）により、在留資格「技能実習」が単独で設けられ、受入れ1年目からこの資格により受け入れることが可能と</p>	<p>図表1-(1)-①</p> <p>図表1-(1)-②</p> <p>図表1-(1)-③</p> <p>図表1-(1)-① (再掲)</p>

なった。

表 外国人実習生の受入れ制度における在留資格の変遷

昭	4-1-6-2 (注2)		
平	研修		
平	研修	特定活動 (技能実習)	
平	研修	特定活動 (技能実習)	特定活動 (技能実習)
平	技能実習(1号)	技能実習(2号)	技能実習(2号)

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 入管法第4条第1項第6号の2の規定に基づく在留資格を指す。
 3 技能実習1号は、入国1年目の技能実習生の在留資格、2号は2年目以降の技能実習生の在留資格を指す。

(イ) 平成21年の入管法の改正

a 改正の経緯

平成5年以降、1年目は労働関係法令が適用されない在留資格「研修」として座学、実務の研修を行い、その後、2年目以降に労働関係法令が適用される「特定活動」(技能実習)の在留資格で活動するという研修・技能実習制度が運用されていたが、この制度では、研修生や技能実習生を受け入れている機関の一部において、本来の目的を十分に理解せず、研修生等を実質的に低賃金労働者として扱う等の問題が生じていた。

また、平成18年3月31日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改訂)」では、研修・技能実習制度に係る研修生等の法的保護の検討を行うこととされ、平成19年6月22日に閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画」では、法的保護を図るために必要な措置を講じ、技能実習生の在留資格については、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出することとされた。

なお、国外からも例えば、平成24年6月の米国務省人身売買報告書において、研修・技能実習制度を利用する事業者における

図表1-(1)-④

図表1-(1)-⑤

図表1-(1)-⑥

<p>虐待や権利侵害など研修生、技能実習生の置かれている実態についての問題点が指摘されている。</p> <p>このような状況の下、国会、各省等において、同制度の適正化や在り方について検討、提言等が行われ、平成 21 年 7 月 15 日に「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成 21 年法律第 79 号。以下「入管法等改正法」という。）が公布され、平成 22 年 7 月 1 日から施行された。</p> <p>b 改正の概要</p> <p>平成 22 年 7 月の入管法等改正法施行後の技能実習制度では、それまで「研修」の在留資格で入国させていた研修生を 1 年目から「技能実習」の在留資格で在留させるものとしている（注）。改正前の研修・技能実習制度においては、1 年目は研修生として報酬を受ける活動が禁止され、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）上の労働者に該当しないものとされていたが、改正後においては、1 年目から労働者として労働基準関係法令の適用を受けることとなるなど、技能実習生の法的保護及びその法的地位の安定化を図るための措置が講じられた。</p> <p>（注） 国の機関、独立行政法人国際協力機構等が実施する公的研修や実務作業を伴わない非実務のみの研修は、引き続き在留資格「研修」で入国・在留する。</p>	<p>図表 1－(1)－⑦</p>
<p>イ 技能実習の区分</p> <p>平成 22 年の入管法等改正法の施行後、技能実習の在留資格は、「技能実習 1 号イ」、「技能実習 1 号ロ」、「技能実習 2 号イ」、「技能実習 2 号ロ」の 4 種類に分類されている。</p> <p>このうち、「1 号」と「2 号」の違いは、技能の修得の段階の違いであり、入国 1 年目の技能実習生が「1 号」とされ、2 年目以降の技能実習生が「2 号」（注）とされている。すなわち、「2 号」の技能実習生とは、「1 号」の技能実習生として技能等を修得した後、2 年目以降において当該技能等に習熟するための活動に従事する者である。</p> <p>一方、「イ」及び「ロ」の違いについては、受入れ形態の違いによるものである。「イ」は我が国の企業による海外の現地法人や合弁企業又は取引先企業の職員の受入れであり、「企業単独型」と言われ、本邦の公私の機関の外国にある事業所又は「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令」（平成 21 年法務省令第 52 号）で定め</p>	<p>図表 1－(1)－⑧</p> <p>図表 1－(1)－⑨</p>

<p>られた事業上の関係を有する外国の事業所の職員に限られている。</p> <p>「ロ」については、事業協同組合等が受入れ団体となって技能実習生を受け入れ、当該組合傘下の企業等において技能実習を行うもので、「団体監理型」と言われる。</p> <p>なお、団体監理型における受入れ団体である事業協同組合等は「監理団体」と言われ、技能実習を行う企業は「実習実施機関」と言われる。</p> <p>(注) 技能実習2号は、技能実習1号で修得した技能等について習熟するものであることから、一定水準以上の技能等を修得したことを公的に評価できるものに限られており、平成25年2月12日現在、技能実習制度推進事業運営基本方針（平成5年4月5日厚生労働大臣公示。以下「厚生労働省基本方針」という。）に基づいた67職種124作業となっている（以下、これらを「2号移行対象職種」という。）。</p>	<p>図表1-(1)-⑩</p> <p>図表1-(1)-⑪</p>
<p>ウ 技能実習生の受入れ制度</p> <p>(7) 技能実習生の入国手続</p> <p>a 技能実習生の入国手続</p> <p>我が国に上陸しようとする外国人は、入管法に基づき、原則として有効な旅券及び日本国領事館等が発給した有効な査証を所持し、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号。以下「入管法施行規則」という。）に定められている出入国港において入国審査官の上陸審査を受けなければならないこととされている。</p> <p>一方で、入管法では、外国人が「短期滞在」以外の在留資格で上陸しようとする場合には、申請に基づき法務大臣があらかじめ在留資格に関する上陸条件の適合性を審査し、当該条件に適合している場合にはその旨の証明書（在留資格認定証明書）を交付することができることとされている。</p> <p>外国人が在留資格認定証明書を日本国領事館等に提示して査証の申請をした場合、在留資格に係る上陸条件については法務大臣の事前審査を終えているものと扱われるため、査証の発給に係る審査は迅速に行われる。また、入国審査においても、必要とされる資料の提出が原則として不要となり、上陸審査も迅速に行われる。このため、「技能実習」の在留資格で入国する者は、基本的に在留資格認定証明書の交付申請を行い、同証明書の交付を受けた上で入国している。</p> <p>なお、在留資格認定証明書の交付申請は、技能実習生を受け入れようとする機関の職員等が代理人として行うことができる。</p>	<p>図表1-(1)-⑫</p> <p>図表1-(1)-⑬</p> <p>図表1-(1)-⑭</p>

<p>b 在留資格認定証明書申請様式</p> <p>在留資格認定証明書の申請様式については、入管法施行規則において定められている。当該様式には、技能実習生の受入れを行う監理団体及び実習実施機関の名称、所在地等の記載欄が設けられており、地方入国管理局では申請の受理後、これらの情報を外国人出入国情報システム（以下「FEIS」という。）（注）に入力している。</p> <p>（注） FEISは個々の外国人に係る出入国審査、在留審査、退去強制・出国命令の各手続のデータ管理を行うもので、入国する外国人の国籍、氏名、性別、生年月日、在留資格、在留期間、出入国年月日、在留資格認定証明書交付申請の受理日、同申請の交付日等が入力されている。</p>	<p>図表 1 - (1) - ⑮</p>
<p>(イ) 在留資格変更許可申請</p> <p>前述の入国手続により、在留が認められた外国人は技能実習 1 号の在留資格が与えられる。技能実習 1 号の在留期間は入管法施行規則により 1 年又は 6 月とされていることから、2 号移行対象職種以外の職種の技能実習生は、原則 1 年までしか在留することはできない。</p>	<p>図表 1 - (1) - ⑯</p>
<p>一方、2 号移行対象職種について、技能実習 2 号への移行を希望する場合、地方入国管理局に在留資格変更許可申請を行い、この変更が認められれば、引き続き在留することができる。</p>	<p>図表 1 - (1) - ⑰</p>
<p>(ウ) 技能修得の到達目標</p> <p>入管法施行規則では、監理団体又は実習実施機関が、実習の具体的なスケジュール、カリキュラム、指導体制等を記載した技能実習計画を策定し、在留資格認定証明書の交付申請時や在留資格の変更時に、地方入国管理局に提出することとされている。また、技能実習計画には、技能実習の内容、必要性、実施場所、期間のほか、到達目標（技能実習の成果を確認する時期及び方法を含む。）を盛り込むこととされている。</p>	<p>図表 1 - (1) - ⑱</p>
<p>技能実習計画に関しては、「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」（平成 24 年 11 月改訂法務省入国管理局。以下「法務省指針」という。）及び厚生労働省基本方針において、技能実習 1 号については、技能検定基礎 2 級に相当する技能等が適切に修得することができるよう作成することとされ、技能実習 2 号については、技能実習 2 号を開始した日から 1 年を経過した日においては技能検定基礎 1 級に相当する技能等が、2 年を経過した日においては技能検定 3 級に相当する技能等が適切に修得できるよう作成することとされている。</p>	<p>図表 1 - (1) - ⑲</p>

<p>また、入管法施行規則では、技能実習2号に移行する際の在留資格変更許可申請においては、技能検定基礎2級又はこれに準ずる検定若しくは試験に合格していることを証する文書の写しを提出することが求められている。このため、技能実習1号の技能修得の到達目標に対する達成状況は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく技能検定及び厚生労働省基本方針に基づき推進事業実施機関（注）が認定する公的評価機関の試験により把握することができる。</p> <p>一方、技能実習1号のみで帰国する者や技能実習2号の到達目標の達成状況の確認方法は明確に定められていないが、技能検定等の試験の受験のほかには社内試験の実施等による確認も認められている。</p> <p>技能検定については、2号移行対象職種のうち、53職種84作業について実施されており、残りの14職種40作業については、厚生労働省基本方針に基づき推進事業実施機関が認定した公的評価機関が技能検定に準じた試験を実施している。</p> <p>（注）厚生労働省が技能実習制度の適正かつ円滑な推進を図ることを目的に委託している技能実習制度推進事業を実施する機関。</p> <p>a 技能検定</p> <p>技能検定は、労働者の有する技能を一定の基準によって検定し、これを公証する国家検定制度であり、職業能力開発促進法に基づいて各都道府県知事が実施している。なお、各都道府県知事は、受験申請書の受付、試験の実施等の業務を都道府県職業能力開発協会に行わせている。</p> <p>技能検定のうち、技能実習制度における実習により修得した技能等を評価する試験として、基礎2級、基礎1級及び随時に実施される3級（注）が利用されている。受検対象者は基礎2級が技能実習1号の期間の4分の3程度を経過した者、基礎1級が技能実習2号の1年目の終了予定者、3級が技能実習2号2年目の終了予定者とされている。</p> <p>（注）技能検定の試験の程度は、基礎2級が「基本的な業務を遂行するために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識の程度」、基礎1級が「基本的な業務を遂行するために必要な技能及びこれに関する知識の程度」、随時3級が「初級の技能労働者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度」とされている。</p> <p>b 厚生労働省基本方針に基づき推進事業実施機関が認定した公的評価機関が実施する試験</p> <p>厚生労働省基本方針に基づき推進事業実施機関が認定した公的</p>	<p>図表1－(1)－⑱ （再掲）</p> <p>図表1－(1)－㉔ 図表1－(1)－㉕</p>
--	--

<p>評価機関が実施する試験は、各機関が該当する職種・作業に関連したものを実施している。</p> <p>また、技能検定の基礎2級に相当するものとして「初級」、基礎1級に相当するものとして「中級（又は基本級）」、3級に相当するものとして「専門級」が設けられている。</p> <p>エ 技能実習生の受入れ状況</p> <p>(7) 在留資格における区分別の人数</p> <p>平成23年末現在の在留資格「技能実習」である外国人登録者数は14万1,994人である。</p> <p>この14万1,994人を1号及び2号の別でみたところ、1号の技能実習生は6万1,178人、2号の技能実習生は8万816人となっている。</p> <p>さらに、この14万1,994人を企業単独型と団体監理型の別で見ると、企業単独型の技能実習生は6,717人、団体監理型は13万5,277人であり、全体の約95.3%を団体監理型の技能実習生が占めている。</p> <p>(イ) 出身国別の人数</p> <p>前述(7)の14万1,994人を出身国籍別にみると、中国が10万7,601人で全体の約75.8%を占めており、以下、ベトナム1万3,524人(9.5%)、フィリピン8,233人(5.8%)、インドネシア8,016人(5.6%)と続いている。</p> <p>(ウ) 職種別・業種別の人数</p> <p>平成23年において公益財団法人国際研修協力機構（以下「JITCO」という。）(注1)が支援(注2)を行った1号の技能実習生（4万8,297人）の産業・業種別の受入れ人数をみると、衣服・その他の繊維製品製造業（1万268人(21.3%)）、食料品製造業（7,449人(15.4%)）及び農業（6,130人(12.7%)）での受入れが多い。</p> <p>一方、平成23年度に技能実習1号から2号へ移行申請した技能実習生（5万1,109人）の職種別の移行者数をみると、機械・金属（1万2,164人(23.8%)）、繊維・衣服（1万837人(21.2%)）、食料品製造（6,401人(12.5%)）が多い。</p> <p>(注1) JITCOは外国人研修・技能実習制度の適正かつ円滑な推進に寄与するため、平成3年に当時の法務、外務、通産、労働の4省共管（平成4年に建設省が追加）により設立された財団法人であり、平成5年度から24年度までの間、厚生労働省から技能実習制度の円滑かつ適正な実施を図ることを目的に技能実習制度推進事業を受託している。</p> <p>(注2) JITCOが行う支援とは、在留資格認定証明書の交付申請において、申請書の事前点検等を行うこと等をいう。</p>	<p>図表1-(1)-㉔</p> <p>図表1-(1)-㉓</p> <p>図表1-(1)-㉔</p> <p>図表1-(1)-㉕</p> <p>図表1-(1)-㉖</p>
---	--

<p>オ 不適正な受入れに対する行政機関の取組</p> <p>(7) 地方入国管理局による実態調査</p> <p>a 不正行為認定機関数</p> <p>地方入国管理局は、入管法第 19 条の 19 及び第 59 条の 2 の規定に基づき技能実習が適正に実施されているかを確認するために、監理団体や実習実施機関等に対して実態調査を実施している。実態調査の結果、「出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令」（平成 2 年法務省令第 16 号。以下「上陸基準省令」という。）に記載されている不適正な行為を行った機関に対しては、「不正行為」の認定を行い、上陸基準省令の規定に基づく期間、技能実習生の受入れを認めていない。</p> <p>平成 23 年に「不正行為」が認定された機関は 184 機関（監理団体 14 機関、実習実施機関 170 機関）である。「不正行為」の認定を受けた機関を受入れ形態別にみると、企業単独型が 2 機関（1.1%）、団体監理型が 182 機関（98.9%）である。団体監理型の受入れについて、受入れ機関別では、監理団体が 14 機関（7.7%）、実習実施機関が 168 機関（92.3%）となっている。</p> <p>なお、前述の実習実施機関 168 機関を業種別にみると、繊維・被服関係が 123 機関（73.2%）と 7 割以上を占めている。</p> <p>b 平成 22 年 7 月の入管法等改正法施行後の認定件数</p> <p>平成 23 年に「不正行為」が認定された機関数は 184 機関であるが、一つの機関に対し複数の不正行為について認定が行われているものがあるため、認定件数ベースでは 248 件（企業単独型 2 件、団体監理型 246 件〔監理団体 22 件、実習実施機関 224 件〕）となっている。</p> <p>また、平成 22 年 7 月から入管法等改正法に基づく新たな技能実習制度が施行されたが、新制度施行前に行われた不正行為については、施行前の上陸基準省令に基づく「研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針（平成 19 年改訂）」（平成 19 年 12 月法務省入国管理局）により「不正行為」の認定が行われ、新制度施行後は、施行後の上陸基準省令に基づいた「不正行為」の認定が行われている。</p> <p>平成 23 年において、新制度施行後の上陸基準省令に基づき「不正行為」に認定された件数は 156 件（企業単独型 2 件、団体監理型 154 件〔監理団体 9 件、実習実施機関 145 件〕）となっている。</p>	<p>図表 1 - (1) - ⑳</p> <p>図表 1 - (1) - ㉘</p> <p>図表 1 - (1) - ㉙</p> <p>図表 1 - (1) - ㉚</p> <p>図表 1 - (1) - ㉛</p> <p>図表 1 - (1) - ㉜</p>
--	---

<p>c 不正行為の類型別の件数</p> <p>前述bの156件を類型別にみると、「賃金の不払」が84件(53.8%)、「労働関係法令違反」が28件(17.9%)であり、この2類型で全体の7割を超えている。</p>	<p>図表1-(1)-㉔</p>
<p>(4) 労働基準監督署による監督指導</p> <p>労働基準監督官は、労働基準法第101条等の規定に基づき、事業場へ立ち入り、帳簿及び書類の提出を求めることなどができることとされており、賃金の支払や労働時間管理など労働基準関係法令の遵守状況について確認を行っている。これは、一般的に監督指導と呼称されており、監督指導の結果、法令違反が認められた場合には、是正勧告書により是正を図るよう行政指導を行っている。</p>	<p>図表1-(1)-㉕</p>
<p>厚生労働省は、技能実習生の適正な労働条件の確保に取り組んでおり、全国の労働基準監督署等の労働基準監督機関において、平成23年に実習実施機関に対して2,748件の監督指導を実施し、このうち2,252件(82%)で労働基準関係法令違反が認められている。</p>	<p>図表1-(1)-㉖</p>
<p>なお、主な違反内容としては、安全衛生関係(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)関係)が最も多く1,233件(44.9%)で、以下、労働時間(労働基準法第32条)871件(31.7%)、割増賃金不払(労働基準法第37条)631件(23.0%)となっている。</p>	<p>図表1-(1)-㉗</p>
<p>カ 技能実習制度推進事業(厚生労働省の委託事業)</p>	
<p>(7) 概要</p> <p>厚生労働省は、平成5年度から、技能実習制度の適正かつ円滑な推進を図るため、技能実習生の受入れ企業・団体に対する指導・支援、技能実習生からの相談等を行う技能実習制度推進事業を委託事業として実施している(以下、委託を受けて同事業を実施する機関を「推進事業実施機関」という。)。同省は、技能実習制度推進事業の円滑かつ適正な実施を図ることを目的として、厚生労働省基本方針を定めている。厚生労働省基本方針では、推進事業実施機関の役割等が示されており、また、監理団体、実習実施機関及び技能実習生に対する支援等として、①技能実習2号の技能実習計画の評価、②技能実習2号への移行に係る修得技能等の評価、③監理団体及び実習実施機関に対する自主点検及び巡回指導の実施、④技能実習生に対する母国語電話相談の実施等11項目が示されている。</p>	<p>図表1-(1)-㉘</p>
<p>技能実習制度推進事業は、事業が開始された平成5年度以降24年度までは、JITCOが受託し、実施している。</p> <p>なお、厚生労働省は、平成19年度以降、技能実習制度推進事業を</p>	<p>図表1-(1)-㉙</p>

<p>企画競争により推進事業実施機関に委託しており、この結果、毎年度、JITCOが受託している。</p> <p>(4) 事業内容、予算及び実績</p> <p>a 平成 24 年度の事業内容</p> <p>厚生労働省は、平成 24 年度の技能実習制度推進事業において、①自主点検、②巡回指導、③母国語電話相談の実施、④実習生手帳の発給、⑤フォローアップ調査の実施等 13 項目（注 1）を推進事業実施機関に委託し実施している。</p> <p>なお、技能実習制度推進事業の項目の中には、平成 23 年度で廃止されたもの及び 24 年度に新規に開始されたものがある。例えば、平成 23 年度で「法的保護情報の提供」が廃止されている一方、24 年度は新規に「フォローアップ調査」や「労働関係法令等講習会の開催」が予定されている（注 2）。</p> <p>（注 1） 厚生労働省基本方針においては、技能実習制度推進事業に関して 11 項目が示されているが、厚生労働省の平成 24 年度予算では、事業内容ごとに 13 項目に区分されている。このため、技能実習制度推進事業に関しては、以下この区分によるものとする。</p> <p>（注 2） 平成 22 年 7 月からの入管法等改正法施行により、技能実習生の法的保護の強化のため、技能実習生の法的保護情報に関して、外部講師による講習が義務化された。これにより、講師養成等が喫緊の課題となったため、平成 22 年度から「法的保護情報の提供」事業が開始されたものである。厚生労働省では、当該事業について、平成 22 年度及び 23 年度の 2 年間実施した結果、講師養成を相当程度達成する等の成果があり、法的保護講習が円滑に行われるための基盤ができたことから、23 年度をもって廃止している。</p> <p>また、平成 24 年は、「フォローアップ調査」事業及び受託者の企画に基づく「労働関係法令等講習会の開催」事業が新規に実施されている。</p> <p>厚生労働省では、「フォローアップ調査」事業について、入管法等改正法の附則第 60 条において、施行 3 年後の見直しが規定されており、平成 22 年 7 月以降に入国した技能実習生に関して制度改正の効果を把握する必要があることから、平成 24 年度から実施することとしている。なお、同省では、当該事業について、平成 25 年度は入管法等改正法の施行後に入国した技能実習生が初めて帰国することから、引き続き効果把握のために実施する予定であるが、26 年度以降については、24 年度及び 25 年度の調査結果を分析した上で、継続の必要性について検討することとしている。</p> <p>b 予算及び実績</p> <p>(a) 予算</p> <p>技能実習制度推進事業の委託費の予算は、一般会計である政府開発援助技能実習制度推進事業等委託費及び労働保険特別会計の雇用勘定である若年者等職業能力開発支援事業委託費から</p>	<p>図表 1 - (1) - ⑳</p> <p>図表 1 - (1) - ㉑</p> <p>図表 1 - (1) - ㉒</p>
---	---

<p>計上されており、これら2費目の額の割合はおおむね半々となっている。</p> <p>また、同委託費の予算額は、平成20年度の約5億4,637万円をピークに減少傾向にあり、23年度は3億8,315万円、24年度は3億8,643万円となっている。</p>	<p>図表1-(1)-④</p>
<p>(b) 技能実習制度推進事業の委託事業の計画</p> <p>厚生労働省が作成する技能実習制度推進事業の委託事業の計画について、項目ごとの予算額をみると、平成23年度及び24年度ともに実施体制の整備のための費用が全体の約7割を占めており、23年度は2億5,217万円、24年度は2億6,877万円と最も大きく、次いで、巡回指導のための費用が23年度は6,266万円(約2割)、24年度は5,093万円(約1割)となっている(注)。</p> <p>前述のとおり、平成24年度の技能実習制度推進事業に係る予算の合計約3億8,642万円のうち、最も多い費用は事業を実施するための体制の整備にかかる費用であり、予算全体の約7割を占めている。</p> <p>JITCOでは、同事業の契約額の編成について、平成19年度以降は、厚生労働省の企画競争に応募し、受託者として選定された後に、委託事業の計画に基づく費用を積算している。</p> <p>(注) 実施体制の整備については、本事業に係る地方駐在事務所の借料、通信運搬費等のほか、本部及び地方駐在事務所において巡回指導や技能実習計画の評価を担当する職員の人件費を含む合計である。</p> <p>なお、例えば、巡回指導を担当している業務委託相談員や、母国語電話相談を担当しているスタッフ等に対する謝金は予算に含まれていない。</p>	<p>図表1-(1)-④</p> <p>図表1-(1)-④</p>
<p>(c) 実績</p> <p>平成23年度の技能実習制度推進事業における項目ごとの支出額の実績についてみると、交付実績額3億7,777万円のうち、実施体制の整備にかかった費用が2億5,366万円(約7割)と最も大きく、次いで、巡回指導にかかった費用が6,504万円(約2割)となっている。</p> <p>次に、平成23年度の支出額の内訳(人件費、謝金、旅費、庁費の別)についてみると、人件費が1億8,946万円(前述交付実績額の約5割)と最も多く、次いで、庁費が1億2,361万円(同約3割)(注)となっている。</p> <p>(注) 庁費内訳は、地方駐在事務所家賃等が5,245万円(庁費全体の約4割)、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費等が7,116万円(庁費全体の約6割)となっている。</p>	<p>図表1-(1)-④ (再掲)</p> <p>図表1-(1)-④</p>

<p>(ウ) 巡回指導にかかる費用の実績（平成 23 年度）</p> <p>前述(c)のとおり、巡回指導にかかった費用は、平成 23 年度の実績で、6,504 万円となっており、交付実績額全体の約 2 割（17.2%）を占めている。</p> <p>この費用の内訳をみると、旅費が約 3,000 万円と最も多く、次いで、委託相談員への謝金が約 1,700 万円、印刷製本費、自動車借上代、通信運搬費等を含む庁費が約 1,800 万円となっている。</p> <p>また、巡回指導を実施するためには、体制整備も必要であり、地方駐在事務所の借料、光熱費、人件費等の費用がかかっている。巡回指導の実施体制の整備にかかった費用は、平成 23 年度の実績で、2 億 5,366 万円となっており、交付実績額全体の約 7 割（67.1%）を占めている（注）。この費用の内訳をみると、①スタッフの配置にかかった費用が約 1 億 8,000 万円であり、②本部・地方の事業実施体制整備にかかった費用が約 7,300 万円となっている。また、②のうち、本部にかかった費用が約 300 万円、地方駐在事務所にかかった費用が約 7,000 万円となっている。</p> <p>JITCO では地方駐在事務所の業務は、国からの委託事業が中心で、その中でも巡回指導が主な業務となっており、自主事業は、セミナーの開催、講師派遣、教材販売（名古屋事務所及び大阪事務所のみ）等であるとしている。また、自主事業として、入国・在留手続支援を行っている 7 地方駐在事務所では、地方入国管理局への在留資格認定証明書の交付申請書等の点検取次業務も主な業務の一つであるとしている。</p> <p>（注）実施体制の整備にかかった費用の実績は、技能実習制度推進事業全体のものであるが、その多くは巡回指導にかかったものである。</p>	<p>図表 1 - (1) - ㊸</p>
--	-----------------------

図表 1 - (1) - ① 「出入国管理及び難民認定法」(昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号) <抜粋>

(在留資格及び在留期間)

第 2 条の 2 本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、それぞれ、当該外国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得に係る在留資格(技能実習の在留資格にあつては、別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄に掲げる第 1 号イ若しくはロ又は第 2 号イ若しくはロの区分を含む。以下同じ。)又はそれらの変更に係る在留資格をもつて在留するものとする。

2 在留資格は、別表第 1 の上欄(技能実習の在留資格にあつては、2 の表の技能実習の項の下欄に掲げる第 1 号イ若しくはロ又は第 2 号イ若しくはロの区分を含む。以下同じ。) 又は別表第 2 の上欄に掲げるとおりとし、別表第 1 の上欄の在留資格をもつて在留する者は当該在留資格に応じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる活動を行うことができ、別表第 2 の上欄の在留資格をもつて在留する者は当該在留資格に応じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる身分若しくは地位を有する者としての活動を行うことができる。

別表第 1 の 2

2

技能実習	<p>1 次のイ又はロのいずれかに該当する活動</p> <p>イ 本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員又は本邦の公私の機関と法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員がこれらの本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所の業務に従事して行う技能、技術若しくは知識(以下「技能等」という。)の修得をする活動(これらの職員がこれらの本邦の公私の機関の本邦にある事業所に受け入れられて行う当該活動に必要な知識の修得をする活動を含む。)</p> <p>ロ 法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の修得及び当該団体の策定した計画に基づき、当該団体の責任及び監理の下に本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動</p> <p>2 次のイ又はロのいずれかに該当する活動</p> <p>イ 前号イに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動</p> <p>ロ 前号ロに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動(法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体の責任及び監理の下に当該業務に従事するものに限る。)</p>
------	---

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (1) - ② 「出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の 6 号の特例を定める件」(平成 2 年 8 月 17 日法務省告示第 247 号) <抜粋>

出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令(平成 2 年法務省令第 16 号)の表の法別表第 1 の 4 の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項(以下「研修の項」という。)の下欄第 6 号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない場合は、出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)(以下「法」という。)第 6 条第 2 項の申請を行った者(以下「申請人」という。)が当該申請に係る活動を行うことにより法第 19 条第 1 項の規定に違反するおそれがない場合であって、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(以下略)

図表 1 - (1) - ③ 「技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針」(平成 5 年 4 月 5 日法務省告示第 141 号) <抜粋>

第 2 在留資格の変更

実習希望者は、法第 20 条第 2 項の規定により法別表第 1 の 5 の表の上欄の特定活動の在留資格への変更の申請を行うこと。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (1) - ④ 平成 21 年の類型別受入れ形態別不正行為認定件数

		企業単独型	団体監理型		合計
			第一次受入機関	第二次受入機関	
第 1 類型	① 二重契約	0	0	0	0
	② 研修・技能実習計画との齟齬	0	14	14	28
	③ 名義貸し	0	9	87	96
	④ 虚偽文書の作成・行使	0	19	2	21
第 2 類型	研修生の所定時間外作業	1	9	111	121
第 3 類型	悪質な人権侵害行為等	0	3	28	31
第 4 類型	問題事例の未報告等	0	3	1	4
	不法就労者の雇用	0	0	20	20
第 5 類型	労働関係法規違反	1	2	120	123
	準ずる行為の再発生	0	0	0	0
合計		2	59	383	444

(注) 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 1 - (1) - ⑤ 規制改革・民間開放推進 3 か年計画（再改訂）及び規制改革推進のための 3 か年計画＜抜粋＞

規制改革・民間開放推進 3 か年計画（再改訂）

○「規制改革・民間開放推進 3 か年計画（再改訂）」（平成 18 年 3 月 31 日閣議決定）（抜粋）

研修生が実質的な低賃金労働者として扱われる等労働に従事させられることなく、制度本来の目的である技能移転が適正に行われ、かつ、研修手当が適切に支払われるよう、法的保護の在り方について幅広く検討し、結論を得る。

規制改革推進のための 3 か年計画

○「規制改革推進のための 3 か年計画」（平成 19 年 6 月 22 日閣議決定）（抜粋）

ア 実務研修中の法的保護の在り方

現在の研修期間中に支払われる研修手当は、出入国管理及び難民認定法上、在留資格「研修」が非就労資格と規定されていることから賃金ではなく、「生活する上で必要と認められる実費の支給」という位置付けとなっている。しかしながら、研修生を受入れる企業等の中には、これを悪用して研修生を実質的に低賃金労働者として扱っているものも見受けられ、国内のみならず研修生送出国からも適正化が求められているところである。したがって、研修・技能実習制度の見直しの中で、在留資格「研修」の在留活動の一部である実務研修中の研修生が、実質的な低賃金労働者として扱われる等労働に従事させられることなく、制度本来の目的である技能移転が適正に行われ、かつ、研修手当が適切に支払われるよう、その法的保護を図るために必要な措置を講ずる。

イ 技能実習生に係る在留資格の整備【遅くとも平成 21 年通常国会までに関係法案提出】

平成 17 年の技能実習生への移行者数は 32,394 人を数え、他の就労可能な在留資格の多くと遜色ない水準にあるものの、その在留資格は「特定活動」として、在留活動は「法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動」とされており、その内容は法律において明確になっていない。したがって、第 2 次出入国管理基本計画（平成 12 年法務省告示第 119 号）において既に指摘事項でもあったこの点については、技能実習生の安定的な法的地位を確立する観点から、出入国管理及び難民認定法別表第一に、技能実習に係る在留資格を早急に整備する。

（注）下線は当省が付した。

図表 1 - (1) - ⑥ 米国务省人身売買報告書<抜粋>

○「米国务省人身売買報告書」(平成 24 年 6 月 19 日付け) <抜粋>

- 日本政府は、基本的な産業上の技能・技術を育成し、実用的な技能・技術を習得する機会を提供する目的で政府が運営する外国人研修生・技能実習生制度における強制労働の存在を公式には認めていない。しかし、政府は同制度における労働者の虐待に対処する多くの取り組みを行った。
- マスコミや非政府組織(NGO)は、これまでよりも少なくなっているものの、外国人研修生・技能実習生制度での悪用事例を引き続き報告した。こうした悪用事例には、借金による束縛、移動の制限、賃金や残業代の未払い、詐欺、労働者を他の雇用主の下で働かせる「飛ばし」などがあった。こうした要素は人身売買という状態を示唆している可能性がある。技能実習生の大半は中国人であり、中には中国を出国する前に、中国人の労働者ブローカーに最高 1400 ドル相当の手数料、または最高 4000 ドル相当の保証金を支払う者もいる。こうした手数料を支払うため、意欲ある労働者は融資を受けたり、財産を担保にすることを余儀なくされる場合もあり、結果として借金による束縛という状態に置かれる可能性がある。これらの手数料、保証金、および「罰則」契約は 2010 年以降、禁止されているが、技能実習生制度に参加する中国人の間では依然として広く行われている。逃亡や外部との連絡を防ぐために、実習生がパスポートや渡航書類を取り上げられ、移動を制限されたとの報告は減少した。この傾向は、政府がこうした慣行の監視を強化した成果であると労働問題の活動家は認めた。
- 日本政府は、人身売買撲滅のための最低基準を十分に満たしていないが、満たすべく著しく努力している。(中略) NGOによると、外国人研修生・技能実習生制度における労働法の執行の強化により、同制度での悪用事例の報告件数が減少した。
- 日本への勧告
外国人研修生・技能実習生制度における強制労働の一因となる保証金、罰則の合意、パスポートの取り上げ、その他の行為の禁止の実施を強化する。

図表 1 - (1) - ⑦ 入管法改正前の外国人研修・技能実習制度に対する各方面における主な検討・提言等の状況

公表年月	検討・提言等の結果
平成 18 年 6 月	「外国人労働者の受入れを巡る考え方のとりまとめ」 副大臣会議（外国人労働者問題に関するプロジェクトチーム）
平成 18 年 9 月	「今後の外国人の受入れに関する基本的な考え方」 法務省（今後の外国人の受入れに関するプロジェクトチーム）
平成 19 年 5 月	「外国人研修・技能実習制度に関する研究会」とりまとめ 経済産業省（外国人研修・技能実習制度に関する研究会）
平成 19 年 9 月	「外国人研修・技能実習制度の見直しに関する提言」 日本経済団体連合会
平成 20 年 1 月	「外国人研修・技能実習制度の現状と課題」 衆議院調査局法務調査室
平成 20 年 6 月	「研修・技能実習制度研究会報告」 厚生労働省（研修・技能実習制度研究会）

（注）当省の調査結果による。

図表 1 - (1) - ⑧ 在留資格の分類

区分	1 年目	2、3 年目
企業単独型	技能実習 1 号イ	技能実習 2 号イ
団体監理型	技能実習 1 号ロ	技能実習 2 号ロ

（注）入管法に基づき、当省が作成した。

図表 1 - (1) - ⑨ 「出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令」(平成 21 年 12 月 25 日法務省令第 52 号) <抜粋>

出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄第 1 号イの規定に基づき、出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令を次のように定める。

出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄第 1 号イに規定する法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私の機関は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 1 技能実習生を雇用契約に基づいて受け入れる本邦の公私の機関と引き続き一年以上の国際取引の実績又は過去一年間に十億円以上の国際取引の実績を有する機関
- 2 前号に掲げるもののほか、技能実習生を雇用契約に基づいて受け入れる本邦の公私の機関と国際的な業務上の提携を行っていることその他の事業上の関係を有する機関であって、法務大臣が告示をもって定めるもの

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (1) - ⑩ 「技能実習制度推進事業運営基本方針」(平成 5 年 4 月 5 日厚生労働大臣公示) <抜粋>

II 各論

2 対象技能等

- (2) 技能実習 2 号の対象技能等は、技能実習 1 号で修得した技能等に習熟するものであって、一定水準以上の技能等を修得したことについて公的に評価できるものとして別表に掲げる職種及び作業(以下「移行対象職種・作業」という。))に従事するのに必要な技能等とする。
- (3) (2)の対象技能等に係る公的評価制度については、技能実習制度推進事業の実施機関(以下「推進事業実施機関」という。)が、有識者により構成する会議(以下「公的評価システム認定会議」という。)を設置し、同会議において、評価の基準、評価の方法、試験実施体制等を審議の上、認定し、公表するものとする。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (1) - ⑪ 2号移行対象職種一覧

(平成 25 年 2 月 12 日現在)

1 農業関係(2職種5作業)

職種名	作業名
耕種農業	施設園芸
	畑作・野菜
畜産農業	養豚
	養鶏
	酪農

2 漁業関係(2職種9作業)

職種名	作業名
漁船漁業	かつお一本釣り漁業
	まぐろはえ縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	底曳網漁業
	流し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業作業
養殖業	ホタテガイ・マガキ養殖作業

3 建設関係(21職種31作業)

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事業業 ロータリー式さく井工事業業
建築板金	ダクト板金作業
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事業業
型枠施工	型枠工事業業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業 石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業
配管	建築配管作業 プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事業業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事業業
	カーペット系床仕上げ工事業業
	鋼製下地工事業業
ボード仕上げ工事業業	ボード仕上げ工事業業
カーテン工事業業	カーテン工事業業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事業業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事業業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事業業
表装	壁装作業
建設機械施工	押土・整地作業
	積込み作業
	掘削作業
	締固め作業

4 食品製造関係(7職種12作業)

職種名	作業名
缶詰巻締	缶詰巻締
食鳥処理加工業	食鳥処理加工作業
加熱性水産加工食品製造業	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
非加熱性水産加工食品製造業	くん製品製造
	塩蔵品製造
	乾製品製造
水産練り製品製造	発酵食品製造
かまぼこ製品製造作業	かまぼこ製品製造作業
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
パン製造	パン製造作業

5 繊維・衣服関係(11職種20作業)

職種名	作業名
紡績運転	前紡工事業業
	精紡工事業業
	巻糸工事業業
織布運転	合燃糸工事業業
	準備工事業業
	製織工事業業
染色	仕上工事業業
	糸浸染作業 織物・ニット浸染作業
ニット製品製造	靴下製造作業
	丸編みニット製造作業
たて編ニット生地製造	たて編ニット生地製造作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服製造作業
紳士服製造	紳士既製服製造作業
寝具製作	寝具製作用業
カーペット製造	織じゅうたん製造作業
	タフテッドカーペット製造作業
ニードルパンチカーペット製造作業	ニードルパンチカーペット製造作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
布はく縫製	ワイシャツ製造作業

6 機械・金属関係(15職種28作業)

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業
	銅合金鋳物鋳造作業
	軽合金鋳物鋳造作業
鍛造	ハンマ型鍛造作業
	プレス型鍛造作業
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業
	コールドチャンバダイカスト作業
機械加工	旋盤作業 フライス盤作業
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄工	構造物鉄工作業
工場板金	機械板金作業
めっき	電気めっき作業
	溶融亜鉛めっき作業
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
機械検査	機械検査作業
機械保全	機械系保全作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
	回転電機組立て作業
電気機器組立て	変圧器組立て作業
	配電盤・制御盤組立て作業
	開閉制御器具組立て作業
	回転電機巻線製作作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業
	プリント配線板製造作業

7 その他(9職種19作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工作業
印刷	オフセット印刷作業
製本	製本作業
	圧縮成形作業
プラスチック成形	射出成形作業
	インフレーション成形作業
	ブロー成形作業
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業
塗装	建築塗装作業
	金属塗装作業
	鋼橋塗装作業
溶接	噴霧塗装作業
	手溶接
工業包装	半自動溶接
	工業包装作業
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業
	印刷箱製箱作業
	貼箱製造作業
	段ボール箱製造作業

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 1 - (1) - ⑫ 「出入国管理及び難民認定法」(昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号) <抜粋>

(外国人の入国)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に入ってはならない。

- 1 有効な旅券を所持しない者(有効な乗員手帳を所持する乗員を除く。)
- 2 入国審査官から上陸許可の証印若しくは第 9 条第 4 項の規定による記録又は上陸の許可(以下「上陸の許可等」という。)を受けないで本邦に上陸する目的を有する者(前号に掲げる者を除く。)

図表 1 - (1) - ⑬ 「出入国管理及び難民認定法」(昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号) <抜粋>

(在留資格認定証明書)

第 7 条の 2 法務大臣は法務省令で定めるところにより、本邦に上陸しようとする外国人(本邦において別表第 1 の 3 の表の下欄に掲げる活動を行おうとする者を除く。)から、あらかじめ申請があつたときは、当該外国人が前条第 1 項第 2 号に掲げる条件に適合している旨の証明書を交付することができる。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (1) - ⑭ 「出入国管理及び難民認定法」(昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号) <抜粋>

(在留資格認定証明書)

第 7 条の 2

- 2 前項の申請は、当該外国人を受け入れようとする機関の職員その他の法務省令で定める者を代理人としてこれを行うことができる。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (1) - ⑬ 出入国管理及び難民認定法施行規則別記第 6 号の 3 様式

別記第六号の三様式(第六条の二関係)
 申請人等作成用 1
 For applicant, part 1

日本国政府法務省
 Ministry of Justice, Government of Japan

在留資格認定証明書交付申請書
APPLICATION FOR CERTIFICATE OF ELIGIBILITY

入国管理局長 殿
 Regional Immigration Bureau

To the Director General of

写 真
 Photo
 40mm × 30mm

出入国管理及び難民認定法第7条の2の規定に基づき、次のとおり同法第7条第1項第2号に掲げる条件に適合している旨の証明書の交付を申請します。
 Pursuant to the provisions of Article 7-2 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, I hereby apply for the certificate showing eligibility for the conditions provided for in 7, Paragraph 1, Item 2 of the said Act.

1 国籍・地域 Nationality/Region
 Family name _____ Given name _____

2 生年月日 Date of birth
 _____ 年 Year _____ 月 Month _____ 日 Day _____

3 氏名 Name

4 性別 Sex 男 Male / 女 Female
 5 出生地 Place of birth _____

6 配偶者の有無 Marital status 有 Married / 無 Single

7 職業 Occupation _____

8 本国における居住地 Home town/city _____

9 日本における連絡先 Address in Japan
 電話番号 Telephone No. _____ 携帯電話番号 Cellular phone No. _____

10 旅券 (1) 番号 Passport Number _____ (2) 有効期限 Date of expiration _____ 年 Year _____ 月 Month _____ 日 Day _____

11 入国目的 (次のいずれか該当するものを選んでください。)
 Purpose of entry: check one of the followings
 I「教授」 *Professor
 I「教育」 *Instructor
 J「芸術」 *Artist
 J「文化活動」 *Cultural Activities
 K「宗教」 *Religious Activities
 L「報道」 *Journalist
 L「企業内転勤」 *Intra-company Transferee
 M「投資・経営」 *Investor / Business Manager
 L「研究(転勤)」 *Researcher (Transferee)
 N「研究」 *Researcher
 N「技術」 *Engineer
 N「人文知識・国際業務」 *Specialist in Humanities / International Services
 N「技能」 *Skilled Labor
 N「特定活動(イ・ロ)」 *Designated Activities (a/b)
 O「興行」 *Entertainer
 P「留学」 *Student
 Q「研修」 *Trainee
 Y「技能実習(1号)」 *Technical Intern Training (i)
 R「家族滞在」 *Dependent
 R「特定活動(ハ)」 *Designated Activities (c)
 R「特定活動(EPA家族)」 *Dependent of EPA
 T「日本人の配偶者等」 *Spouse or Child of Japanese National
 T「永住者の配偶者等」 *Spouse or Child of Permanent Resident
 T「定住者」 *Long Term Resident
 U「その他」 *Others

12 入国予定年月日 Date of entry _____ 年 Year _____ 月 Month _____ 日 Day _____

13 上陸予定港 Port of entry _____

14 滞在予定期間 Intended length of stay _____

15 同伴者の有無 Accompanying persons, if any 有 Yes / 無 No

16 査証申請予定地 Intended place to apply for visa _____

17 過去の出入国歴 Past entry into / departure from Japan 有 Yes / 無 No
 (上記で「有」を選択した場合) (Fill in the followings when the answer is "Yes")
 回数 _____ 回 time(s) 直近の出入国歴 The latest entry from _____ 年 Year _____ 月 Month _____ 日 Day _____ から _____ 年 Year _____ 月 Month _____ 日 Day _____

18 犯罪を理由とする処分を受けたことの有無 (日本国外におけるものを含む。)
 Criminal record (in Japan / overseas) 有 (具体的内容) Yes (Detail: _____) - 無 No

19 退去強制又は出国命令による出国の有無 Departure by deportation / departure order 有 Yes / 無 No
 (上記で「有」を選択した場合) (Fill in the followings when the answer is "Yes")
 回数 _____ 回 time(s) 直近の送還歴 The latest departure by deportation _____ 年 Year _____ 月 Month _____ 日 Day _____

20 在日親族(父・母・配偶者・子・兄弟姉妹など)及び同居者
 Family in Japan (Father, Mother, Spouse, Son, Daughter, Brother, Sister or others) or co-residents

続柄 Relationship	氏名 Name	生年月日 Date of birth	国籍・地域 Nationality/Region	同居予定 Intended to reside with applicant or not	勤務先・通学先 Place of employment/school	在留カード番号 特別永住者証明書番号 Residence card number Special Permanent Resident Certificate number
				はい/いいえ Yes / No		
				はい/いいえ Yes / No		
				はい/いいえ Yes / No		
				はい/いいえ Yes / No		

※ 20については、記載欄が不足する場合は別紙に記入して添付すること。なお、「研修」、「技能実習」に係る申請の場合は記載不要です。
 Regarding item 20, if there is not enough space in the given columns to write in all of your family in Japan, fill in and attach a separate sheet.
 In addition, take note that you are not required to fill in item 20 for applications pertaining to "Trainee" / "Technical Intern Training".

(注) 裏面参照の上、申請に必要な書類を作成して下さい。 Note: Please fill in forms required for application. (See notes on reverse side.)

申請人等作成用 2 Y (「技能実習(1号)」)
For applicant, part 2 Y ("Technical Intern Training (1)")

在留資格認定証明書用
For certificate of eligibility

21 実習実施機関(勤務先)
Organization implementing the technical intern training (place of employment)

(1)名称
Name _____

(2)所在地(本社・本店) _____ 電話番号 _____
Address (Head quarters/Head Office) Telephone No.

22 監理団体(「技能実習1号ロ」に該当する場合に記入)
Organization supervising the technical intern training (fill in the following in cases which fall under "Technical Intern Training (1)(b)")

(1)名称
Name _____

(2)所在地 _____ 電話番号 _____
Address Telephone No.

23 技能実習実施に係る保証金の徴収その他財産の管理又は違約金等の支払い契約の有無
Existence of a contract for collection of a deposit, custody of other property and payment of penalties concerning the technical intern training

有(徴収又は管理機関名: _____) 徴収金額又は管理財産: _____) ・ 無
Yes Collecting or custodial organization Amount of deposit or property in custody / No

24 技能実習終了後の予定
Plans after the technical intern training

帰国後復職 帰国後自営業(業種 _____) その他(_____)
Back to work after returning Self-employed after returning Others

25 外国の送出し機関(所属機関)
Foreign sending organization (organization to which the trainee belongs)

(1)名称
Name _____

(2)所在地 _____ 電話番号 _____
Address Telephone No.

26 外国の送出し機関(上記25以外の送出し機関がある場合に記入)
Foreign sending organization (in cases where an organization other than that given in 25 above is sending the trainee)

(1)名称
Name _____

(2)所在地 _____ 電話番号 _____
Address Telephone No.

27 職歴 Employment history

年	月	職歴	年	月	職歴
Year	Month	Employment history	Year	Month	Employment history

28 申請人, 法定代理人, 法第7条の2第2項に規定する代理人
Applicant, legal representative or the authorized representative, prescribed in Paragraph 2 of Article 7-2.

(1)氏名 _____ (2)本人との関係 _____
Name Relationship with the applicant

(3)住所 _____
Address

電話番号 _____ 携帯電話番号 _____
Telephone No. Cellular phone No.

以上の記載内容は事実と相違ありません。 I hereby declare that the statement given above is true and correct.
申請人(代理人)の署名/申請書作成年月日 Signature of the applicant (representative) / Date of filling in this form

年 _____ 月 _____ 日 _____
Year Month Day

注意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合, 申請人(代理人)が変更箇所を訂正し, 署名すること。
Attention In cases where descriptions have changed after filling in this application form up until submission of this application, the applicant (representative) must correct the part concerned and sign their name.

※ 取次者 Agent or other authorized person

(1)氏名 _____ (2)住所 _____
Name Address

(3)所属機関等 Organization to which the agent belongs _____ 電話番号 Telephone No. _____

1 招へいする外国人の氏名
Name of the foreign national being invited _____

2 実習実施機関(勤務先) Organization implementing the technical intern training (place of employment)

(1)名称
Name _____

(2)事業内容 Type of business
 農業関係 Agriculture 漁業関係 Fishery (漁船漁業 Fishery on fishing vessels) 建設関係 Construction work 食品製造関係 Food manufacturing
 繊維・衣服関係 Textiles / clothing 機械・金属関係 Machinery / metalwork その他(Others) _____

(3)所在地(本社・本店) Address (Head quarters/Head Office) _____ 電話番号 Telephone No. _____

(4)実習施設名 Facilities for the training _____ 所在地 Address _____

(5)資本金 Capital _____ 円 (6)年間売上金額(直近年度) Annual sales (latest fiscal year) _____ 円
Yen Yen

(7)常勤職員数(技能実習生を除く。) Number of full-time employees _____ 名 (8)外国人技能実習生数 Number of foreign technical intern trainees _____ 名
(except for technical intern trainees) (うち技能実習1号の数 The number of technical intern trainees of (1) out of the total number of foreign technical intern trainees)

(9)経営者名 Name of the operator _____ (10)管理者名 Name of the manager _____

(11)技能実習指導員名 Name of the technical intern training coordinator _____ 経験年数 Years of experience _____ 年 year(s)

(12)生活指導員名 Name of the adviser assisting technical intern trainees with living in Japan _____

(13)技能実習に係る不正行為を行った場合は、直ちに、地方入国管理局(「技能実習1号イ」に該当する場合。)又は監理団体(「技能実習1号ロ」に該当する場合。)に当該不正行為に関する事実を報告することとしていることの有無
In cases where misconduct pertaining to the technical intern training was committed, whether or not measures are taken immediately to report the fact of such misconduct to the Regional Immigration Bureau (when coming under "Technical Intern Training (1)(a)") or the supervising organization (when coming under "Technical Intern Training (1)(b)"). 有・無 Yes / No

(14)技能実習の継続が不可能となる事由が生じた場合は、直ちに、地方入国管理局(「技能実習1号イ」に該当する場合。)又は監理団体(「技能実習1号ロ」に該当する場合。)に当該事実及び対応策を報告することとしていることの有無
In cases where any cause has occurred making it impossible for trainees to continue their technical intern training, whether or not measures are taken immediately to report the fact and measures of such cause to the Regional Immigration Bureau (when coming under "Technical Intern Training (1)(a)") or the supervising organization (when coming under "Technical Intern Training (1)(b)"). 有・無 Yes / No

(15)技能実習の実施状況に係る文書を作成し、技能実習を実施する事業所に備え付け、当該技能実習の終了の日から1年以上保存することとしていることの有無
Whether or not documents have been made on the state of the implementation of technical intern training, kept by the organization implementing the technical intern training and preserved for more than one year from the day on which the training ended. 有・無 Yes / No

(16)実習実施機関・経営者・管理者・技能実習指導員・生活指導員が外国人の技能実習・研修に係る不正行為を行ったことの有無
Whether or not the implementing organization, operator, manager, technical intern training coordinator or adviser has committed misconduct concerning training and technical internships for foreign nationals. 有 (内容・該当者名) ・ 無 Yes Details/name of the person / No

(17)実習実施機関・経営者・管理者・技能実習指導員・生活指導員が入管法・労働関係法令に違反して刑に処せられたことの有無
Whether or not the implementing organization, operator, manager, technical intern training coordinator or adviser has been convicted of violation of the Immigration Control and Refugee Recognition Act or the Labor Act. 有 (内容・該当者名) ・ 無 Yes Details/name of the person / No

(18)実習実施機関・経営者・管理者・技能実習指導員・生活指導員が外国人に不正に入国・在留に係る許可を受けさせる目的で、偽造文書等の行使・提供を行ったことの有無(申請書等に虚偽の記載をしたことの有無を含む。)
Whether or not the organization implementing the technical intern training, operator, manager, technical intern training instructor, adviser for life in Japan used or provided a forged or altered document or some other material for the purpose of having a foreign national illegally receive permission to enter or reside in Japan (including having made a false statement in a written application or other such document). 有 (内容・該当者名) ・ 無 Yes Details/name of the person / No

(19)経営者又は管理者が過去に他の機関の経営者、役員又は管理者として外国人の技能実習・研修の運営・監理に従事していた場合、その従事期間中に当該他の機関が技能実習・研修に係る不正行為を行ったことの有無
Whether or not the operator or the manager was previously responsible for managing or supervising training and technical internships as the operator, director or manager of some other organization in the past and committed misconduct concerning the training or technical internships for foreign nationals while working there. 有 (内容・機関名・該当者名) ・ 無 Yes Details/organization/name of the person / No

(20)技能実習指導員が毎日1回以上、各漁船における技能実習の実施状況を確認し、無線その他の通信手段を用いて監理団体に対して報告することとされていることの有無(「技能実習1号ロ」で漁船漁業に従事する場合に記入)
Whether or not the technical intern training coordinator reports to the supervising organization more than once a day through radio equipment or other measures of communication, confirming the state of implementation of the technical internship on each fishing vessel (fill in the following in cases of engaging in fishery on fishing vessels as "Technical Intern Training (1)(b)"). 有・無 Yes / No

3 監理団体(「技能実習1号」に該当する場合に記入)
Organization supervising the technical intern training (fill in the following in cases which fall under "Technical Intern Training (1)(b)")

(1)名称
Name _____

(2)団体の区分 Type of organization
 ①商工会議所・商工会 Chamber of commerce/commercial and industrial association
 ②中小企業団体 Small or medium-sized enterprise cooperative
 ③職業訓練法人 Vocational training corporation
 ④農業協同組合 Agricultural cooperative
 ⑤漁業協同組合 Fishery cooperative
 ⑥公益社団法人・公益財団法人 Public interest incorporated association foundation
 ⑦その他(告示 _____号) Others Notification No. _____

(3)所在地 Address _____ 電話番号 Telephone No. _____

(4)常勤職員数 _____名 (5)監理する技能実習生数 _____名 (6)監理する実習実施機関数 _____機関
 Number of full-time employees under supervision Number of technical intern trainees under supervision Number of supervising organizations implementing the technical intern training

(7)役員名 Name of the director _____ (8)技能実習事業の管理者名 Name of the person managing the technical intern training _____

(9)技能実習事業の監理に従事する常勤職員名 Name of the person engaged in supervising the technical intern training _____

(10)技能実習1号計画策定者名 Name of the person formulating plans for the technical intern training (i) _____ 有する経験・知識 Experience or knowledge _____

(11)技能実習生からの技能実習に係る監理費徴収の有無
Whether or not the supervising organization profits from the technical intern trainees by arranging the technical intern training. 有・無 Yes / No

(12)技能実習生が技能実習を終了して帰国した場合又は技能実習の継続が不可能となる事由が生じた場合は、直ちに、地方入国管理局に当該事実及び対応策(技能実習の継続が不可能となる事由が生じた場合に限る。)を報告することとしていることの有無
Whether or not notification was given to the Regional Immigration Bureau of the facts as soon as the technical intern trainees finished their technical internships and returned to their home country or of the facts and measures taken when any cause occurred making it impossible for the trainees to continue their technical internships. 有・無 Yes / No

(13)講習の実施状況に係る文書を作成し、主たる事業所に備え付け、当該講習を含む技能実習の終了の日から1年以上保存することとしていることの有無
Whether or not documents have been made on the state of the implementation of lectures, kept by the organization supervising the technical intern training and preserved for more than one year from the day on which the technical intern training ended, including the abovementioned lectures. 有・無 Yes / No

(14)技能実習に係るあっせんに関して収益を得ることの有無
Whether or not the supervising organization profits from arranging the technical intern training. 有・無 Yes / No

(15)監理団体・役員・管理者・技能実習の監理に従事する常勤職員が外国人の技能実習・研修に係る不正行為を行ったことの有無
Whether or not the supervising organization, director, manager or a full-time employee engaged in supervising the technical intern training has committed misconduct concerning training and technical internships for foreign nationals. 有 (内容・該当者名) / 無 Yes Details/name of the person / No

(16)監理団体・役員・管理者・技能実習の監理に従事する常勤職員が入管法・労働関係法令に違反して刑に処せられたことの有無
Whether or not the supervising organization, director, manager or a full-time employee engaged in supervising the technical intern training has been convicted of violation of the Immigration Control and Refugee Recognition Act or the Labor Act. 有 (内容・該当者名) / 無 Yes Details/name of the person / No

(17)監理団体・役員・管理者・技能実習の監理に従事する常勤職員が外国人に不正に入国・在留に係る許可を受けさせる目的で、偽変造文書等の行使・提供を行ったことの有無(申請書等に虚偽の記載をしたことの有無を含む。)
Whether or not the supervising organization, director, manager or a full-time employee used or provided a forged or altered document or some other material for the purpose of having a foreign national illegally receive permission to enter or reside in Japan (including having made a false statement in a written application or other such document). 有 (内容・該当者名) / 無 Yes Details/name of the person / No

(18)役員又は管理者が過去に他の機関の経営者、役員又は管理者として外国人の技能実習・研修の運営・監理に従事していた場合、その従事期間中に当該他の機関が技能実習・研修に係る不正行為を行ったことの有無
Whether or not the director or the manager was previously responsible for managing or supervising training and technical internships as the operator, director or manager of some other organization in the past and committed misconduct concerning the training or technical internships for foreign nationals while working there. 有 (内容・機関名・該当者名) / 無 Yes Details/organization/name of the person / No

(19)職業紹介事業の許可・届出番号
Number of permission / notification of the employment placement business _____

(20)技能実習に係る不正行為を行った場合は、直ちに、当該不正行為に関する事実を地方入国管理局に報告することとしていることの有無
In cases where misconduct pertaining to the technical intern training was committed, whether or not measures are taken immediately to report the fact of such misconduct to the Regional Immigration Bureau. 有・無 Yes / No

(21)団体要件省令第1条第3号に規定する監査を行い、その結果を地方入国管理局に報告することとしていることの有無
Whether or not auditing has been conducted in accordance with the Ministerial Ordinance on Requirements for Supervising Organizations Article 1, paragraph 3 and the results have been reported to the Regional Immigration Bureau. 有・無 Yes / No

(22)技能実習生からの相談に対応する措置を講じていることの有無
Whether or not measures are being taken to respond to consultation and concerns from the technical intern trainees. 有 (内容) / 無 Yes Details / No

(23) 実習実施機関における技能実習の継続が不可能となった場合に、監理団体が新たな実習実施機関の確保に努めることとしていることの有無
Whether or not measures have been taken by the supervising organization to secure a new organization which will implement technical intern training in cases where it has become impossible for the implementing organization to continue the technical intern training.

有 (内容)) ・ 無
Yes Details / No

(24) 役員又は職員が、実習実施機関に対し月1回の訪問指導を行い、当該訪問指導に係る文書を作成し、主たる事務所に備え付け、当該技能実習の終了の日から1年以上保存することとしていることの有無
Whether or not the director or a full-time employee visits and instructs the implementing organization once a month and makes documents of the said visit and instructions, keeps the documents at the supervising organization and preserves them for more than one year from the day on which the technical intern training ended. Yes / No

(以下(25)から(27)は「技能実習1号」で漁船漁業に従事する場合に記入)
(Fill in (25) to (27), in cases of engaging in fishery on fishing vessels as "Technical Intern Training (1) (b)";)

(25) 技能実習生が毎月(技能実習が船上において実施されない月を除く。)1回以上、技能実習の実施状況に係る文書を監理団体に提出することとしていることの有無
Whether or not technical intern trainees submit documents on the state of implementation of the technical intern training to the supervising organization more than once a month (excluding months when the technical intern training is not conducted on the fishing vessel). Yes / No

(26) 上記2(20)の報告及び上記3(25)の文書により、技能実習が適正に実施されていることを確認し、その結果を3月につき少なくとも1回地方入国管理局に報告することとしていることの有無
Whether or not confirmation has been made that the technical intern training is being implemented properly through the documents of 2(20) above and of 3(25) and the results have been notified to the Regional Immigration Bureau at least once every three months. Yes / No

(27) 上記2(20)の報告について記録を作成し、上記3(25)の文書とともに主たる事業所に備え付け、当該技能実習の終了の日から1年以上保存することとしていることの有無
Whether or not records have been made concerning the reports of 2(20) above, kept with the documents of 3(25) and preserved for more than one year from the day on which the technical intern training ended. Yes / No

4 国等からの援助・指導の内容(上記3(2)で①から⑥に該当する場合に記入)
Type of assistance and instruction from the government (fill in the following when the answer to Question 3(2) is any of ① to ⑥)

(1) 援助・指導する機関 Organization which assists and instructs
 日本国政府 () 地方公共団体 () 独立行政法人 ()
 Japanese government Local government Incorporated administrative agency

(2) 援助・指導の内容 Type of assistance and instruction
 資金援助 講師派遣 講習施設提供 その他 ()
 Assistance funds Dispatch of a lecturer Provision of facilities for the lectures Others

5 技能実習内容 Details of technical intern training
 耕種農業 加熱性水産加工食品製造業 非加熱性水産加工食品製造業
 Cultivation agriculture Heated fishery processed food production work Non-heated fishery processed food production work
 婦人子供服製造 機械加工 金属プレス加工 電子機器組立て
 Ladies' and children's dress making Machining Metal pressing Electronic machinery and apparatus assembling
 プラスチック成形 塗装 溶接
 Plastic molding Painting Welding
 その他技能実習2号移行対象職種 (職種名) その他 (内容)
 Other occupations for technical intern training (ii) transfers Name of occupation Others Details

6 技能実習期間
 Period of technical intern training from Year Month Day to Year Month Day
 うち技能実習1号計画の期間
 Of which, the period for the technical intern training (i) plan from Year Month Day to Year Month Day

7 雇用契約期間
 Period of employment from Year Month Day to Year Month Day

8 就業時間
 Starting and finishing times from Time Minute to Time Minute

9 所定労働時間(週平均)
 Working hours (per week on average) _____ hours 10 月額報酬
 Monthly salary _____ Yen

11 本邦入国後の講習
 Lectures after entry into Japan

(1) 実施機関名
 Organization implementing the lectures _____

(2) 実施施設名 所在地
 Facilities for the lectures Address _____

(3) 実施期間
 Period of the lectures from Year Month Day to Year Month Day

(4) 実施時間
 Hours of the lectures Total _____ hours (①日本語 _____ 時間
 Japanese language _____ hours
 ②本邦での生活一般に関する知識 _____ 時間
 Knowledge for living in Japan _____ hours
 ③技能実習生の法的保護に必要な情報 _____ 時間
 Necessary information on legal protection of technical intern trainees _____ hours
 ④本邦での円滑な技能等の修得に資する知識 _____ 時間
 Knowledge contributing to the smooth acquisition of skills in Japan _____ hours)

(5) 月額講習手当 Yen
 Monthly allowance for the lectures _____ Yen

(6) 技能実習第1号実施計画のうち講習の割合 1/6以上 1/12以上1/6未満 1/12未満
 Ratio of lectures out of the technical intern training (i) plan One-sixth or more One-twelfth or more but less than one-sixth Less than one-twelfth

(7) 上記(4)③の講義を行う講師名 所属・経歴
Name of the lecturer giving the lecture of (4) ③ above Organization to which the lecturer belongs and career

12 本邦入国前の講習・外部講習(実施又は実施予定の場合に記入)
Advance lectures before entry into Japan (to be filled in if advance lectures have been conducted or are to be conducted)

(1) 実施機関名
Organization implementing the advance lectures

(2) 実施施設名 所在地
Facilities for the advance lectures Address

(3) 実施期間
Period of the advance lectures 年 月 日 から 年 月 日まで
Year Month Day to Year Month Day

(4) 実施時間 合計 時間 (①日本語 時間)
Hours of the advance lectures Total hours Japanese language hours

②本邦での生活一般に関する知識 時間 ③本邦での円滑な技能等の修得に資する知識 時間
Knowledge for living in Japan hours Knowledge contributing to smooth acquisition of skills in Japan hours

13 宿泊施設名 所在地
Accommodation Address

(宿泊施設を確保した機関: 実習実施機関 監理団体 その他())
Organization securing accommodation Implementing organization Supervising organization Others

14 労災保険加入等の措置の有無 (内容) 有・無
Whether or not measures are being taken for the workers' accident insurance Yes Details / No

(措置を講じた機関: 実習実施機関 監理団体 その他())
Organization taking the measures Implementing organization Supervising organization Others

15 帰国旅費の確保 Securing expenses for the return travel fare
 実習実施機関が確保・負担 監理団体が確保・負担
Secured and paid for by the implementing organization Secured and paid for by the supervising organization
 監理団体が確保, 実習実施機関が負担 その他()
Secured by the supervising organization, paid for by the implementing organization Others

16 外国の推薦機関(「技能実習1号」に該当する場合に記入)
Recommended foreign organization (in cases which fall under "Technical Intern Training (1)(b)")

17 本邦の技能実習あっせん機関(「技能実習1号」で2又は3の機関とは別の機関が技能実習をあっせんした場合に記入)
Japanese agent making arrangements for the training applicant (fill in the following in cases where an organization other than that given in 2 or 3 above is arranging the training, under "Technical Intern Training (1)(b)")

(1) 名称 (2) 事業内容
Name Type of business

(3) 所在地 電話番号
Address Telephone No.

(4) 経営者名 (5) 管理者名
Name of the operator Name of the manager

(6) 職業紹介事業の許可・届出番号
Number of permission / notification of the employment placement business

(7) 技能実習に係るあっせんに関して収益を得ることの有無 有・無
Whether or not the arranging agent profits from arranging the technical intern training Yes / No

(8) あっせん機関・経営者・管理者・常勤職員が外国人の技能実習・研修に係る不正行為を行ったことの有無
Whether or not the arranging agent, operator, manager or a full-time employee has committed misconduct concerning training and technical internships for foreign nationals.
有 (内容・該当者名) 有・無
Yes Details/name of the person / No

(9) あっせん機関・経営者・管理者・常勤職員が入管法・労働関係法令に違反して刑に処せられたことの有無
Whether or not the arranging agent, operator, manager, or a full-time employee has been convicted of violation of the Immigration Control and Refugee Recognition Act or the Labor Act.
有 (内容・該当者名) 有・無
Yes Details/name of the person / No

(10) あっせん機関・経営者・管理者・常勤職員が外国人に不正に入国・在留に係る許可を受けさせる目的で、偽変造文書等の行使・提供を行ったことの有無(申請書等に虚偽の記載をしたことの有無を含む。)
Whether or not the arranging agent, operator, manager, or a full-time employee used or provided a forged or altered document or some other material for the purpose of having a foreign national illegally receive permission to enter or reside in Japan (including having made a false statement in a written application or other such document).
有 (内容・該当者名) 有・無
Yes Details/name of the person / No

(11) 経営者又は管理者が過去に他の機関の経営者、役員又は管理者として外国人の技能実習・研修の運営・監理に従事していた場合、その従事期間中に当該他の機関が技能実習・研修に係る不正行為を行ったことの有無
Whether or not the operator or the manager was previously responsible for managing or supervising training and technical internships as the operator, director or manager of some other organization in the past and committed misconduct concerning the training or technical internships for foreign nationals while working there.
有 (内容・機関名・該当者名) 有・無
Yes Details/organization/name of the person / No

18 外国の送出し機関(所属機関) Foreign sending organization (organization to which the trainee belongs)

(1) 名称 (2) 事業内容
Name Type of business

(3) 所在地 電話番号
Address Telephone No.

(4) 経営者名 (5) 管理者名
Name of the operator Name of the manager

(6) 実習実施機関との関係 (「技能実習1号イ」に該当する場合に記入)
Relationship with the organization implementing the technical intern training (fill in the following in cases which fall under "Technical Intern Training (1)(a)").

海外の事業所・子会社等
Overseas place of business/
subsidiary company etc.

取引関係 (年間取引額 _____ 円・取引期間 _____ 年) その他 (告示 _____ 号)
Business relationship (amount of business per year / period of business) Others Notification no.

(7) 送出し機関・経営者・管理者が外国人に不正に入国・在留に係る許可を受けさせ、又は外国人の技能実習・研修に係る不正行為に関する事実を隠蔽する目的で、偽変造文書等の行使・提供を行ったことの有無 (申請書等に虚偽の記載をしたことの有無を含む。)
Whether or not the foreign sending organization, operator or manager used or provided forged documents or hid a relevant fact concerning misconduct relating to the training or technical internships of foreign nationals in order to have a foreign national unlawfully receive permission to enter and stay in Japan (including having made a false statement in a written application or other such document).

有 (内容・該当者名) _____) ・ 無
Yes Details/name of the person / No

19 外国の送出し機関 (上記18以外の送出し機関がある場合に記入)
Foreign sending organization (In cases where an organization other than that given in 18 above is sending trainees)

(1) 名称 _____ (2) 事業内容 _____
Name Type of business

(3) 所在地 _____ 電話番号 _____
Address Telephone No.

(4) 経営者名 _____ (5) 管理者名 _____
Name of the operator Name of the manager

(6) 送出し機関・経営者・管理者が外国人に不正に入国・在留に係る許可を受けさせ、又は外国人の技能実習・研修に係る不正行為に関する事実を隠蔽する目的で、偽変造文書等の行使・提供を行ったことの有無 (申請書等に虚偽の記載をしたことの有無を含む。)
Whether or not the foreign sending organization, operator or manager used or provided forged documents or hid a relevant fact concerning misconduct relating to the training or technical internships of foreign nationals in order to have a foreign national unlawfully receive permission to enter and stay in Japan (including having made a false statement in a written application or other such document).

有 (内容・該当者名) _____) ・ 無
Yes Details/name of the person / No

20 上記2, 3又は17から19の機関相互間における違約金等の契約の有無
Whether or not a contract exists between the organizations of 2, 3, 17, 18 and 19 for payment of a penalty.

有 (内容) _____) ・ 無
Yes Details / No

以上の記載内容は事実と相違ありません。 I hereby declare that the statement given above is true and correct.
実習実施機関又は監理団体名、代表者氏名の記名及び押印 / 申請書作成年月日
Name of the organization implementing the technical intern training or supervising the technical / Date of filling in this form
intern training and representative, and official seal of the organization

印 _____ 年 _____ 月 _____ 日
Seal Year Month Day

注意 Attention
申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、実習実施機関又は監理団体に変更箇所を訂正し、押印すること。
In cases where descriptions have changed after filling in this application form up until submission of this application, the organization implementing the technical intern training or supervising the technical intern training must correct the part concerned and press its seal on the correction.

図表 1 - (1) - ⑯ 「出入国管理及び難民認定法施行規則」(昭和 56 年 10 月 28 日法務省政令第 54 号)
 <抜粋>

(在留期間)

第 3 条 法第 2 条の 2 第 3 項に規定する在留期間は、別表第 2 の上欄に掲げる在留資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表 2 (第 3 条関係)

在留資格	在留期間
技能実習	1 法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の右欄第 1 号イ又はロに掲げる活動を行う者にあつては、 <u>1 年又は 6 月</u> 2 法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の右欄第 2 号イ又はロに掲げる活動を行う者にあつては、1 年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (1) - ⑰ 「出入国管理及び難民認定法」(昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号) <抜粋>

(在留資格の変更)

- 第 20 条 在留資格を有する外国人は、その者の有する在留資格（これに伴う在留期間を含む。以下第 3 項まで及び次条において同じ。）の変更（技能実習の在留資格（別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄第 2 号イ又はロに係るものに限る。）を有する者については、法務大臣が指定する本邦の公私の機関の変更を含み、特定活動の在留資格を有する者については、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動の変更を含む。）を受けすることができる。
- 2 前項の規定により在留資格の変更を受けようとする外国人は、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し在留資格の変更を申請しなければならない。ただし、永住者の在留資格への変更を希望する場合は、第 22 条第 1 項の定めるところによらなければならない。
- 3 前項の申請があつた場合には、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留資格の変更を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。ただし、短期滞在の在留資格をもつて在留する者の申請については、やむを得ない特別の事情に基づくものでなければ許可しないものとする。

(技能実習の在留資格の変更の特則)

- 第 20 条の 2 技能実習の在留資格（別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄第 2 号イ又はロに係るものに限る。）への変更は、前条第 1 項の規定にかかわらず、技能実習の在留資格（同表の技能実習の項の下欄第 1 号イ又はロに係るものに限る。）をもつて本邦に在留していた外国人でなければ受けることができない。
- 2 法務大臣は、外国人から前条第 2 項の規定による技能実習の在留資格（別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄第 2 号イ又はロに係るものに限る。）への変更の申請があつたときは、当該外国人が法務省令で定める基準に適合する場合でなければ、これを許可することができない。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (1) - ⑱ 「出入国管理及び難民認定法施行規則」(昭和 56 年 10 月 28 日法務省政令第 54 号)
 <抜粋>

(在留資格の変更)

第 20 条 法第 20 条第 2 項 の規定により在留資格の変更を申請しようとする外国人は、別記第 30 号様式による申請書一通を提出しなければならない。

2 前項の申請に当たっては、写真一葉、申請に係る別表第 3 の上欄に掲げる在留資格に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる資料及びその他参考となるべき資料各一通を提出しなければならない。

別表第 3 (第 6 条、第 6 条の 2、第 20 条、第 21 条の 2、第 24 条関係)

在留資格	活動	資料
技能実習	法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の右欄に掲げる活動	一 法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄第 1 号イに掲げる活動を行おうとする場合 イ 技能実習の内容、必要性、実施場所、期間及び到達目標(技能実習の成果を確認する時期及び方法を含む。)を明らかにする技能実習計画書 ロ 本邦入国後に行う講習の期間中の待遇を明らかにする文書 ハ 帰国後本邦において修得した技能等を要する業務に従事することを証する文書 ニ 基準省令の表の法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄第 1 号イに掲げる活動の項(以下「基準省令の技能実習第 1 号イの項」という。)の下欄第 5 号イに規定する送出し機関の概要を明らかにする資料 ホ 基準省令の技能実習第 1 号イの項の下欄第 5 号に規定する実習実施機関の登記事項証明書、損益計算書の写し、常勤の職員の数を明らかにする文書及び技能実習生名簿 ヘ 外国の所属機関と本邦の実習実施機関の関係を示す文書 ト 外国の所属機関における職務内容及び勤務期間を証する文書 チ 送出し機関及び実習実施機関と当該外国人の間に締結された技能実習実施に係る契約書の写し リ 実習実施機関における労働条件を当該外国人が理解したことを証する文書 ヌ 基準省令の技能実習第 1 号イの項の下欄第 9 号に規定する技能実習指導員の当該技能実習において修得しようとする技能等に係る経歴を証する文書 ル 本邦外において講習又は外部講習を受けた場合は、当該講習又は外部講習の内容、実施機関、実施場所及び期間を証する文書

	<p>二 法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号口に掲げる活動を行おうとする場合 前号イからホまで及びチからルまでに掲げるもののほか、次に掲げる資料</p> <p>イ 職歴を証する文書</p> <p>ロ 国籍・地域若しくは住所を有する国の国若しくは地方公共団体の機関又はこれらに準ずる機関から推薦を受けていることを証する文書</p> <p>ハ 基準省令の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号口に掲げる活動の項（以下「基準省令の技能実習第1号口の項」という。）の下欄第6号に規定する監理団体の登記事項証明書、定款、技能実習生受入れに係る規約、損益計算書の写し、常勤の職員の数を明らかにする文書及び技能実習生名簿</p> <p>ニ 監理団体と送出し機関との間に締結された技能実習実施に係る契約書の写し</p> <p>ホ 監理団体が出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成21年法務省令第53号）第1条第1号イからへまでのいずれかに該当する場合は、当該監理団体が技能実習の運営に関し我が国の国若しくは地方公共団体又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）からの資金その他の援助及び指導を受けていることを明らかにする文書</p> <p>ヘ 監理団体が監理に要する費用を徴収する場合は、当該費用の負担者、金額及び使途を明らかにする文書</p> <p>ト 基準省令の技能実習第1号口の項の下欄第6号ニに規定するあつせん機関がある場合は、その概要を明らかにする資料及び常勤職員名簿</p> <p>三 法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第2号イに掲げる活動を行おうとする場合 第1号イ、ハ及びチからヌまでに掲げるもののほか、次に掲げる資料</p> <p>イ 基礎二級の技能検定（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第2項に規定する技能検定をいう。）その他これに準ずる検定又は試験に合格していることを証する文書の写し</p> <p>ロ 技能実習の進ちよく状況を明らかにする文書</p> <p>ハ 年間の収入及び納税額に関する証明書</p> <p>ニ 実習実施機関が受け入れている技能実習生名簿</p> <p>四 法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第2号ロに掲げる活動を行おうとする場合 第1号イ、ハ及びチからヌまでに掲げる資料、前号イからニまでに掲げる資料並びに監理団体が受け入れている技能</p>
--	---

		実習生名簿
--	--	-------

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (1) - ⑱ 「技能実習制度推進事業運営基本方針」(平成 5 年 4 月 5 日厚生労働大臣公示) <抜粋>

<p>II 各論</p> <p>5 技能実習の実施に関し留意すべき事項</p> <p>(1) 技能実習 2 号への移行を予定する場合の技能実習計画の作成</p> <p>イ 監理団体及び実習実施機関(企業単独型にあつては実習実施機関)は、技能実習 2 号への移行を予定する技能実習生が技能実習 1 号及び技能実習 2 号の期間全体を通じて効果的な技能の修得が図られるよう技能実習計画を策定しなければならない。同計画の策定に当たっては、各段階の到達目標及び実習内容を具体的に明記するとともに、到達目標が達成されたことを確認するため、各年毎の技能検定等の受験など、修得した技能を評価する時期及び方法を明記する必要がある。</p> <p>ロ <u>技能実習 1 号の期間の計画については、入国当初の講習と併せて技能検定基礎 2 級に相当する技能等が適切に修得できるよう作成するものとし、特に、安全衛生に関する技能等の修得について十分配慮されたものとする必要がある。</u></p> <p>ハ <u>技能実習 2 号の期間の計画は、技能実習 1 号で修得した技能等をさらに向上させ、技能実習 2 号を開始した日から 1 年を経過した日においては技能検定基礎 1 級に相当する技能等、2 年を経過した日においては技能検定 3 級に相当する技能等が適切に修得できるものとする</u>こと。</p>

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (1) - ㉔ 技能実習制度に活用される技能検定の概要

1 概要
技能実習制度における技能実習生に対する修得された技能等についての認定に活用されるものとして随時に実施する 3 級、基礎 1 級及び基礎 2 級を設定し、実施。
2 技能検定試験の内容
随時 3 級、基礎 1 級及び基礎 2 級の技能検定は、都道府県知事及び都道府県職業能力開発協会が実施。試験の実施に当たっては、都道府県職業能力開発協会と受入企業等の間で調整した上、随時に実施。
3 技能検定の等級区分
随時 3 級：初級の技能労働者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度。 基礎 1 級：基本的な業務を遂行するために必要な技能及びこれに関する知識の程度。 基礎 2 級：基本的な業務を遂行するために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識の程度。
4 試験内容
検定職種ごとに実技試験及び学科試験により実施。 合格基準は、原則として、実技試験及び学科試験ともに 100 点満点中、60 点以上。

図表 1 - (1) - ㉕ 推進事業実施機関が認定した公的評価機関が実施する試験

職種名	試験実施機関
耕種農業	全国農業会議所
畜産農業	
漁船漁業	社団法人 大日本水産会
養殖業	
建設機械施工	一般社団法人 日本建設機械施工協会
缶詰巻締	公益社団法人 日本缶詰協会
食鳥処理加工業	一般社団法人 日本食鳥協会
加熱性水産加工食品製造業	全国水産加工業協同組合連合会
非加熱性水産加工食品製造業	
紡績運転	一般財団法人 日本綿業技術・経済研究所
織布運転	
溶接	社団法人 日本溶接協会
たて編ニット生地製造	日本経編協会

図表 1 - (1) - ㉔ 研修・技能実習生の外国人登録者数の推移

(単位：人)

区分	平成 19 年	20 年	21 年	22 年	23 年
研修生	88,086	86,826	65,209	9,343	—
技能実習生	89,033	104,990	109,793	150,088	141,994
計	177,119	191,816	175,002	159,431	141,994

(注) 1 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

2 平成 22 年 6 月までの制度では、入国 1 年目は在留資格が「研修」であり、この「研修」の在留資格の外国人登録者数には、研修・技能実習制度以外の研修目的での入国者が含まれているため、研修・技能実習制度で在留する研修生の正確な人数は不明である。

図表 1 - (1) - ㉕ 平成 23 年の在留資格「技能実習」における区分別の外国人登録者数

(単位：人、(%))

区分	1 号	2 号	計
企業単独型 (イ)	3,991	2,726	6,717 (4.7)
団体監理型 (ロ)	57,187	78,090	135,277 (95.3)
計	61,178 (43.1)	80,816 (56.9)	141,994 (100.0)

(注) 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 1 - (1) - ㉖ 平成 23 年の技能実習生の出身国別外国人登録者数

(単位：人、(%))

区分	1 号	2 号	計
中国	45,470	62,131	107,601 (75.8)
ベトナム	6,571	6,953	13,524 (9.5)
フィリピン	3,400	4,833	8,233 (5.8)
インドネシア	3,290	4,726	8,016 (5.6)
その他	2,447	2,173	4,620 (3.3)
計	61,178	80,816	141,994 (100.0)

(注) 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 1 - (1) - ㉔ 平成 23 年において J I T C O が支援を行った技能実習
1 号の産業・業種別の受入れ人数

(単位：人 (％))

分類	人数
衣服・その他の繊維製品製造業	10,268 (21.3)
食料品製造業	7,449 (15.4)
農業	6,130 (12.7)
輸送用機械器具製造業	3,933 (8.1)
金属製品製造業	3,442 (7.1)
その他	17,075 (35.4)
計	48,297 (100.0)

(注) J I T C O の資料に基づき、当省が作成した。

図表 1 - (1) - ㉕ 平成 23 年度の技能実習 2 号への職種別移行申請者数

(単位：人 (％))

分類	人数
機械・金属製造	12,164 (23.8)
繊維・衣服製造	10,837 (21.2)
食料品製造	6,401 (12.5)
農業	6,329 (12.4)
建設	3,679 (7.2)
漁業	467 (0.9)
その他	11,232 (22.0)
計	51,109 (100.0)

(注) J I T C O の資料に基づき、当省が作成した。

図表 1 - (1) - ㉞ 「出入国管理及び難民認定法」(昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号) <抜粋>

(事実の調査)

第 19 条の 19 法務大臣は、中長期在留者に関する情報の継続的な把握のため必要があるときは、この款の規定により届け出ることとされている事項について、その職員に事実の調査をさせることができる。

2 入国審査官又は入国警備官は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 法務大臣、入国審査官又は入国警備官は、第一項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(事実の調査)

第 59 条の 2 法務大臣は、第 7 条の 2 第 1 項の規定による証明書の交付又は第 12 条第 1 項、第 19 条第 2 項、第 20 条第 3 項本文(第 22 条の 2 第 3 項(第 22 条の 3 において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第 21 条第 3 項、第 22 条第 2 項(第 22 条の 2 第 4 項(第 22 条の 3 において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第 50 条第 1 項若しくは第 61 条の 2 の 11 の規定による許可若しくは第 22 条の 4 第 1 項の規定による在留資格の取消しに関する処分を行うため必要がある場合には、入国審査官に事実の調査をさせることができる。

2 入国審査官は、前項の調査のため必要があるときは、外国人その他の関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 法務大臣又は入国審査官は、第 1 項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (1) - ㉔ 「出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令」(平成 2 年法務省令第 16 号) <抜粋>

出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)第 7 条の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令を次のように定める。

出入国管理及び難民認定法(以下「法」という。)第 7 条第 1 項第 2 号の基準は、法第 6 条第 2 項の申請を行った者(以下「申請人」という。)が本邦において行おうとする次の表の上欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

活動	基準														
法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄第 1 号口に掲げる活動	16 <u>監理団体又はその役員、管理者若しくは技能実習の監理に従事する常勤の職員が外国人の技能実習に係る不正行為で次の表の上欄に掲げるものを行ったことがある場合は、当該不正行為が終了した日後同表下欄に掲げる期間を経過し、かつ、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。ただし、当該不正行為が技能実習の適正な実施を妨げるものでなかった場合は、この限りでない。</u>														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="363 947 1316 1008">外国人の技能実習に係る不正行為</th> <th data-bbox="1316 947 1420 1008">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="363 1008 1316 1167"> イ 監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、受け入れ、雇用し、又はあっせんした技能実習生に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為 </td> <td data-bbox="1316 1008 1420 1167">5 年間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1167 1316 1326"> ロ 監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、受け入れ、雇用し、又はあっせんした技能実習生の旅券又は在留カードを取り上げる行為 </td> <td data-bbox="1316 1167 1420 1326">5 年間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1326 1316 1429"> ハ 監理団体又は実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為 </td> <td data-bbox="1316 1326 1420 1429">5 年間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1429 1316 1588"> ニ イからハマまでに掲げるもののほか、監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、受け入れ、雇用し、又はあっせんした技能実習生の人権を著しく侵害する行為 </td> <td data-bbox="1316 1429 1420 1588">5 年間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1588 1316 1780"> ホ 監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、この表に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為に関する事実を隠蔽する目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為 </td> <td data-bbox="1316 1588 1420 1780">5 年間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1780 1316 1939"> ヘ 監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、第 6 号に規定する保証金の徴収若しくは財産の管理又は同号若しくは第 7 号に規定する契約の締結をする行為(ハ及びニに該当する行為を除く。) </td> <td data-bbox="1316 1780 1420 1939">3 年間</td> </tr> </tbody> </table>	外国人の技能実習に係る不正行為	期間	イ 監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、受け入れ、雇用し、又はあっせんした技能実習生に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為	5 年間	ロ 監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、受け入れ、雇用し、又はあっせんした技能実習生の旅券又は在留カードを取り上げる行為	5 年間	ハ 監理団体又は実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為	5 年間	ニ イからハマまでに掲げるもののほか、監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、受け入れ、雇用し、又はあっせんした技能実習生の人権を著しく侵害する行為	5 年間	ホ 監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、この表に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為に関する事実を隠蔽する目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為	5 年間	ヘ 監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、第 6 号に規定する保証金の徴収若しくは財産の管理又は同号若しくは第 7 号に規定する契約の締結をする行為(ハ及びニに該当する行為を除く。)	3 年間
	外国人の技能実習に係る不正行為	期間													
	イ 監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、受け入れ、雇用し、又はあっせんした技能実習生に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為	5 年間													
	ロ 監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、受け入れ、雇用し、又はあっせんした技能実習生の旅券又は在留カードを取り上げる行為	5 年間													
	ハ 監理団体又は実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為	5 年間													
	ニ イからハマまでに掲げるもののほか、監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、受け入れ、雇用し、又はあっせんした技能実習生の人権を著しく侵害する行為	5 年間													
	ホ 監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、この表に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為に関する事実を隠蔽する目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為	5 年間													
ヘ 監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、第 6 号に規定する保証金の徴収若しくは財産の管理又は同号若しくは第 7 号に規定する契約の締結をする行為(ハ及びニに該当する行為を除く。)	3 年間														

ト 監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、受け入れ又はあっせんした技能実習生を第8号に規定する講習の期間中に業務に従事させる行為	3年間
チ 監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、受け入れ、雇用し、又はあっせんした技能実習生の技能実習に係る手当若しくは報酬又は実施時間について技能実習生との間で法第6条第2項、第7条の2第1項、第20条第2項又は第21条第2項の申請内容と異なる内容の取決めを行う行為（ホに該当する行為を除く。）	3年間
リ 監理団体又は実習実施機関において、法第6条第2項、第7条の2第1項、第20条第2項又は第21条第2項の申請の際提出した技能実習計画と著しく異なる内容の技能実習を実施し、又は当該計画に基づく技能実習を実施しないこと（ホに該当する行為を除く。）	3年間
ヌ 監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、法第6条第2項、第7条の2第1項、第20条第2項又は第21条第2項の申請内容と異なる他の機関に技能実習を実施させる行為又は当該他の機関において、技能実習を実施する行為（ホに該当する行為を除く。）	3年間
ル 監理団体において、技能実習の継続が不可能となる事由が生じた場合の地方入国管理局への報告を怠る行為	3年間
ロ 監理団体において、出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成21年法務省令第53号。以下「団体要件省令」という。）第1条第2号の2から第4号まで、第6号及び第8号（文書の作成及び保管に係る部分を除く。）に規定する措置を講じないこと	3年間
ワ 監理団体又は実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生（研修生を含む。以下このワにおいて同じ。）の行方不明者について、その前一年以内に、次の表の上欄に掲げる受入れ総数（当該期間に受け入れられ又は雇用されていた技能実習生の総数をいう。以下このワにおいて同じ。）に応じ、同表の下欄に掲げる人数（一人未満の端数があるときは、これを切り上げた人数とする。）以上の行方不明者を発生させたこと（監理団体又は実習実施機関の責めに帰すべき理由がない場合を除く。）	3年間
受入れ総数	人数
50人以上	受入れ総数の5分の1
20人以上49人以下	10人
19人以下	受入れ総数2分の1

カ 監理団体、実習実施機関又はあっせん機関において、外国人に 法第24条第3号の4イからハまでに掲げるいずれかの行為を行 い、唆し、又はこれを助けること	3年間
コ 監理団体又は実習実施機関において、技能実習に関し労働基準 法又は労働安全衛生法その他これらに類する法令の規定に違反 する行為（イ、ハ及びニに該当する行為を除く。）	3年間
タ 実習実施機関において、この表に掲げる外国人の技能実習に係 る不正行為を行った場合又は技能実習の継続が不可能となる事由 が生じた場合の監理団体への報告を怠る行為	3年間
レ 営利を目的とするあっせん機関において、技能実習に関してあ っせんを行う行為又は監理団体若しくは営利を目的としないあっ せん機関において、技能実習に関して収益を得てあっせんを行う 行為	3年間
ソ この表（ツ及びネを除く。以下このソにおいて同じ。）に掲げ る外国人の技能実習に係る不正行為、技能実習第1号イの表に掲 げる不正行為又は研修の表に掲げる不正行為を行い、地方入国管 理局から改善措置を講ずるよう指導を受けた後3年以内に、この 表に掲げるいずれかの不正行為を行うこと	3年間
ツ 監理団体又は実習実施機関において、技能実習（監理団体が本 邦外において実施する講習を含む。）の実施状況に係る文書の作 成、備付け又は保存を怠る行為	1年間
ネ 監理団体において、技能実習生が技能実習の活動を終了して帰 国した場合の地方入国管理局への報告を怠る行為	1年間

31 実習実施機関又はその経営者、管理者、技能実習指導員若しくは生活指導員が技能実習第1号ロの表に掲げる不正行為、技能実習第1号イの表に掲げる不正行為又は研修の表に掲げる不正行為を行ったことがある場合は、当該不正行為が終了した日後それぞれの表の下欄に掲げる期間を経過し、かつ、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。ただし、当該不正行為が技能実習の適正な実施を妨げるものでなかった場合は、この限りでない。

(第1号イの表)

外国人の技能実習に係る不正行為	期間
イ 実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生に対して 暴行し、脅迫し又は監禁する行為	5年間
ロ 実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生の旅券又 は在留カードを取り上げる行為	5年間

ハ 実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生に支給する手当又は報酬の一部又は全部を支払わない行為	5年間
ニ イからハまでに掲げるもののほか、実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生の人権を著しく侵害する行為	5年間
ホ 実習実施機関において、この表に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為に関する事実を隠蔽する目的で、偽造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為	5年間
ヘ 実習実施機関において、第5号に規定する保証金の徴収若しくは財産の管理又は同号若しくは第6号に規定する契約の締結をする行為（ハ及びニに該当する行為を除く。）	3年間
ト 実習実施機関において、受け入れた技能実習生を雇用契約に基づかない講習の期間中に業務に従事させる行為	3年間
チ 実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生の技能実習に係る手当若しくは報酬又は実施時間について技能実習生との間で法第6条第2項、第7条の2第1項、第20条第2項又は第21条第2項の申請内容と異なる内容の取決めを行う行為（ホに該当する行為を除く。）	3年間
リ 実習実施機関において、法第6条第2項、第7条の2第1項、第20条第2項又は第21条第2項の申請の際提出した技能実習計画と著しく異なる内容の技能実習を実施し、又は当該計画に基づく技能実習を実施しないこと（ホに該当する行為を除く。）	3年間
ヌ 実習実施機関において、法第6条第2項、第7条の2第1項、第20条第2項又は第21条第2項の申請内容と異なる他の機関に技能実習を実施させる行為又は当該他の機関において、技能実習を実施する行為（ホに該当する行為を除く。）	3年間
ル 実習実施機関において、この表に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為を行った場合又は技能実習の継続が不可能となる事由が生じた場合の地方入国管理局への報告を怠る行為	3年間
ヲ 実習実施機関において、受け入れ又は雇用した技能実習生（研修生を含む。以下このヲにおいて同じ。）の行方不明者について、その前一年以内に、次の表の上欄に掲げる受入れ総数（当該期間に受け入れられ又は雇用されていた技能実習生の総数をいう。以下このヲにおいて同じ。）に応じ、同表の下欄に掲げる人数（一人未満の端数があるときは、これを切り上げた人数とする。）以上の行方不明者を発生させたこと（実習実施機関の責めに帰すべき理由がない場合を除く。）	3年間

受入れ総数	人数	
50人以上	受入れ総数の5分の1	
20人以上49人以下	10人	
19人以下	受入れ総数2分の1	
フ 実習実施機関において、外国人に法第24条第3号の4イからハマまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けること		3年間
カ 実習実施機関において、技能実習に関し労働基準法又は労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他これらに類する法令の規定に違反する行為（イ、ハ及びニに該当する行為を除く。）		3年間
ヨ この表（タを除く。以下このヨにおいて同じ。）に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為、法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号ロに掲げる活動の項の下欄第16号の表の上欄に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為（以下「技能実習第1号ロの表に掲げる不正行為」という。）（同表ツ及びネに係るものを除く。以下第20号、法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号ロに掲げる活動の項下欄第18号、第32号及び第37号並びに法別表第1の4の表の研修の項下欄第10号の表カ、第12号及び第17号において同じ。）又は法別表第1の4の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第10号の表の上欄に掲げる外国人の研修に係る不正行為（以下「研修の表に掲げる不正行為」という。）（同表ヨに係るものを除く。以下第20号、法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号ロに掲げる活動の項下欄第16号の表ソ、第18号、第32号及び第37号並びに法別表第1の4の表の研修の項下欄第12号及び第17号において同じ。）を行い、地方入国管理局から改善措置を講ずるよう指導を受けた後3年以内に、この表に掲げるいずれかの不正行為を行うこと		3年間
タ 実習実施機関において、技能実習（実習実施機関が本邦外において実施する講習を含む。）の実施状況に係る文書の作成、備付け又は保存を怠る行為		1年間

図表 1 - (1) - ㊹ 受入れ形態別の不正行為認定機関数

(単位：機関)

区分		平成 19 年	20 年	21 年	22 年	23 年
企業単独型		9	7	2	3	2
団体 監理型	監理団体	36	29	34	17	14
	実習実施機関	404	416	324	143	168
計		449	452	360	163	184

(注) 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 1 - (1) - ㊺ 実習実施機関の業種別の不正行為認定機関数

(単位：機関、%)

区分	平成 21 年	22 年	23 年
繊維・被服関係	110(34.0)	82(57.3)	123(73.2)
農業・漁業関係	63(19.4)	17(11.9)	7(4.2)
食品製造関係	35(10.8)	15(10.5)	12(7.1)
機械・金属関係	43(13.3)	13(9.1)	11(6.5)
建設関係	28(8.6)	5(3.5)	9(5.4)
その他	45(13.9)	11(7.7)	6(3.6)
計	324(100.0)	143(100.0)	168(100.0)

(注) 1 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

2 平成 23 年の () は同年に不正行為認定を受けた実習実施機関数に占める業種別の割合。

図表 1 - (1) - ㊻ 平成 23 年の認定基準別の不正行為の認定件数

(単位：件)

区分	企業単独型	団体監理型		計
		監理団体	実習実施機関	
旧指針	0	13	79	92
上陸基準省令	2	9	145	156
計	2	22	224	248

(注) 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 1 - (1) - ㉔ 平成 23 年における上陸基準省令に基づく不正行為の類型別件数

(単位：機関、(%))

区分	企業単独型	団体監理型		合計
		監理団体	実習実施機関	
暴行・脅迫・監禁	0	0	0	0(0.0)
旅券・外国人登録証明書の取上げ	0	0	0	0(0.0)
賃金等の不払い	1	1	82	84(53.8)
人権を著しく侵害する行為	0	0	0	0(0.0)
偽変造文書等の行使・提供	0	4	3	7(4.5)
保証金の徴収等	0	0	0	0(0.0)
雇用契約に基づかない講習の期間中の業務への従事	0	1	1	2(1.3)
二重契約	0	0	0	0(0.0)
研修・技能実習計画との齟齬	1	2	12	15(9.6)
名義貸し	0	1	5	6(3.8)
研修生の所定時間外作業	0	0	9	9(5.8)
実習継続不可能時の報告不履行	0	0	0	0(0.0)
監査、相談体制構築等の不履行	0	0	0	0(0.0)
行方不明者の多発	0	0	0	0(0.0)
不法就労者の雇用等	0	0	3	3(1.9)
労働関係法令違反	0	0	28	28(17.9)
営利目的のあっせん行為	0	0	0	0(0.0)
再度の不正行為に準ずる行為	0	0	0	0(0.0)
日誌等の作成不履行	0	0	2	2(1.3)
帰国時の報告不履行	0	0	0	0(0.0)
計	2	9	145	156(100.0)

(注) 1 法務省の資料に基づき、当省が作成した。

2 合計欄の()は、同年に上陸基準省令に基づいて行われた不正行為認定の件数に占める不正行為の種類ごとの割合。

図表 1 - (1) - ㉓ 労働基準監督機関による監督指導の根拠

「労働基準法」(昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号) <抜粋>

(労働基準監督官の権限)

第 101 条 労働基準監督官は、事業場、寄宿舎その他の附属建設物に臨検し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して尋問を行うことができる。

「労働安全衛生法」(昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号) <抜粋>

(労働基準監督官の権限)

第 91 条 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは作業環境測定を行い、又は検査に必要な限度において無償で製品、原材料若しくは器具を収去することができる。

図表 1 - (1) - ㉔ 実習実施機関における労働関係法令違反の事業場数

(単位：事業場)

区分	平成 19 年	20 年	21 年	22 年	23 年
監督指導実施事業場数	2,633	2,612	2,309	3,145	2,748
違反事業場数	1,907	1,890	1,627	2,328	2,252

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 違反は実習実施機関に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。

図表 1 - (1) - ㉕ 平成 23 年の実習実施機関における労働関係法令違反の内容

(単位：件(％))

主な違反内容	違反事業場数
労働時間(労働基準法第 32 条)	871(31.7)
割増賃金不払(労働基準法第 37 条)	631(23.0)
賃金不払(労働基準法第 24 条)	467(17.0)
労働条件の明示(労働基準法第 15 条)	354(12.9)
寄宿舎関係(労働基準法第 96 条)	229(8.3)
安全衛生関係(労働安全衛生法関係)	1,233(44.9)
最低賃金(最低賃金法第 4 条)	141(5.1)

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 1 - (1) - ㊸ 技能実習制度推進事業運営基本方針（平成 5 年 4 月 5 日厚生労働大臣公示。平成 24 年 3 月 30 日最終改正） <抜粋>

11 技能実習制度推進事業実施機関の役割等

- (1) 推進事業実施機関は、技能実習制度の円滑かつ適正な実施を図るため、この基本方針により、(2)の委託事業を適切に実施するものとする。また、関係府省及び関係業界等と連携を図りつつ、監理団体、実習実施機関及び技能実習生に対する支援の充実を図るものとする。
- (2) 監理団体、実習実施機関及び技能実習生に対する支援等
厚生労働省は、技能実習制度の円滑かつ適正な実施を図るため、次に掲げる事業を内容とする技能実習制度推進事業を推進事業実施機関に委託して実施する。
- イ 公的評価システム認定会議の設置及び認定
 - ロ 技能実習 2 号の技能実習計画の評価
 - ハ 技能実習 2 号への移行に係る修得技能等の評価
 - ニ 修得技能等の評価の受験手続の支援
 - ホ 不正行為認定時等の実習継続支援の実施
 - ヘ 監理団体及び実習実施機関に対する自主点検及び巡回指導の実施
 - ト 技能実習指導員の養成
実習実施機関において技能実習を担当しようとする指導員に対し、必要な知識、指導技法等を修得させるための講習会を開催する。
 - チ 技能実習生手帳の発給
技能実習生の在留中の利便を図るため、技能実習生の心構え、生活、衛生面における情報、労働関係法令等を記載した技能実習生手帳を作成し、技能実習生に配付する。
 - リ 技能実習生に対する母国語電話相談の実施
 - ヌ 監理団体及び実習実施機関との連絡協議会の開催
地方において、監理団体及び実習実施機関に対し、技能実習制度に係る情報提供、指導等を行うための連絡協議会を開催する。
 - ル 関係行政機関との会議等の開催
中央及び地方において、関係行政機関との連携を図るための会議等を開催する。
- (3) 推進事業実施機関は、技能実習制度推進事業の効果的な推進が図られるよう、次に掲げる事業の実施に努めるものとする。
- イ モデル労働条件通知書の作成及び普及
実習実施機関において適正な労働条件通知が実施されるよう、モデル労働条件通知書を作成し、その普及を図る。
 - ロ 日本語教育支援の実施
監理団体及び実習実施機関が実施する日本語教育に対し、支援を行う。
 - ハ 福利厚生事業の実施
技能実習生に対し、地域との交流事業等の福利厚生事業を実施する。
 - ニ 教材の支援等
教材、標準カリキュラム、技能実習計画に係る助言、支援、各種相談等を実施する。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (1) - ㉟ 公益財団法人国際研修協力機構定款 <抜粋>

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本機構は、国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を資するため、外国人研修生・技能実習生の受入れの拡大と円滑化を図り、我が国の技能、技術又は知識を開発途上国等に積極的に移転し、もってこれらの国の人材育成と経済社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本機構は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 外国人研修生・技能実習生の円滑な送出し・受入れに関する情報の収集・提供、助言、支援
- (2) 外国人研修生・技能実習制度の適正な推進に関する助言、支援
- (3) 外国人研修生・技能実習生に対する技能、技術又は知識の移転の成果向上に関する助言、支援
- (4) 外国人研修生・技能実習生に対する母国語相談、安全衛生・健康の確保等の保護に関する相談、助言
- (5) 外国人の研修・技能実習に関する広報・啓発活動
- (6) その他本機構の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (1) - ㊿ 技能実習制度推進事業の委託事業の内容

項目	開始年度	平成 23 年度 実施	24 年度 実施
① 公的技能評価システムの認定等	平成 5 年度	○	○
② 技能実習計画の評価	平成 5 年度	○	○
③ 自主点検	平成 18 年度	○	○
④ 巡回指導	平成 5 年度	○	○
⑤ 母国語電話相談の実施	平成 20 年度	○	○
⑥ 実習継続支援の実施	平成 5 年度	○	○
⑦ 技能実習修了証明書の発行等	平成 6 年度	○	○
⑧ 技能実習指導員の養成	平成 5 年度	○	○
⑨ 技能実習実施機関等の連絡会議の開催	平成 5 年度	○	○
⑩ 法的保護情報の提供	平成 22 年度	○	×
⑪ 地方関係行政機関等との連絡会議	平成 5 年度	○	○
⑫ 実習生手帳の発給	平成 5 年度	○	○
⑬ フォローアップ調査の実施	平成 20 年度のみ	×	○
⑭ 労働関係法令等講習会の開催	平成 24 年度	×	○

(注) 1 厚生労働省及び J I T C O の資料に基づき、当省が作成した。

2 この他、事業内容として、「実施体制の整備」も実施されている。

3 「○」は実施、「×」は未実施を示す。

図表 1 - (1) - ㉟ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号） <抜粋>

附則（平成 21 年法律第 79 号）抄

第 60 条 政府は、この法律の施行後 3 年を目途として、新入管法及び新特例法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（注）下線は当省が付した。

図表 1 - (1) - ㊱ 技能実習制度推進事業委託費の予算

（単位：百万円）

費 目	平成 23 年度	24 年度	25 年度（要求）
（目）若年者等職業能力開発支援事業委託費（雇用勘定）	211	202	192
（目）政府開発援助技能実習制度推進事業等委託費（一般会計）	172	185	179
計	383	387	371

（注）厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 1 - (1) - ㊲ 技能実習制度推進事業委託費の予算額の推移（平成 20 年度～24 年度）

（単位：千円）

区分	平成 20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
計	546, 372	509, 415	415, 838	383, 149	386, 428

（注）厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 1 - (1) - ④ 技能実習制度推進事業委託費の契約額及び実績額とその内訳（平成 23 年度～24 年度予算）

（単位：千円）

項目	平成 23 年度 契約額	23 年度実績	24 年度契約額
※ 実施体制の整備 （地方駐在事務所借料、人件費等）	252,174 (65.8%)	253,660 (67.1%)	268,774 (69.6%)
① 公的技能評価システムの認定等	772 (0.2%)	89 (0.0%)	999 (0.3%)
② 技能実習計画の評価	※ 人件費が中心であり、「実施体制の整備」に含まれる。		
③ 自主点検	9,263 (2.4%)	8,046 (2.1%)	9,636 (2.5%)
④ 巡回指導	62,658 (16.4%)	65,038 (17.2%)	50,934 (13.2%)
⑤ 母国語電話相談の実施	7,785 (2.0%)	7,443 (2.0%)	5,909 (1.5%)
⑥ 実習継続支援の実施	1,155 (0.3%)	493 (0.1%)	697 (0.2%)
⑦ 技能実習修了証明書の発行等	4,338 (1.1%)	4,369 (1.2%)	4,338 (1.1%)
⑧ 技能実習指導員の養成	2,482 (0.6%)	2,202 (0.6%)	1,949 (0.5%)
⑨ 技能実習実施機関等の連絡会議の開催	1,364 (0.4%)	1,110 (0.3%)	1,380 (0.4%)
⑩ 法的保護情報の提供	8,054 (2.1%)	2,145 (0.6%)	—
⑪ 地方関係行政機関等との連絡会議	4,152 (1.1%)	2,746 (0.7%)	3,438 (0.9%)
⑫ 実習生手帳の発給	10,673 (2.8%)	12,439 (3.3%)	9,425 (2.4%)
⑬ フォローアップ調査の実施	—	—	9,481 (2.5%)
⑭ 労働関係法令等講習会の開催	—	—	1,062 (0.3%)
計	383,114 (100.0%)	377,769 (100.0%)	386,424 (100.0%)

(注) 1 当省の調査結果による。

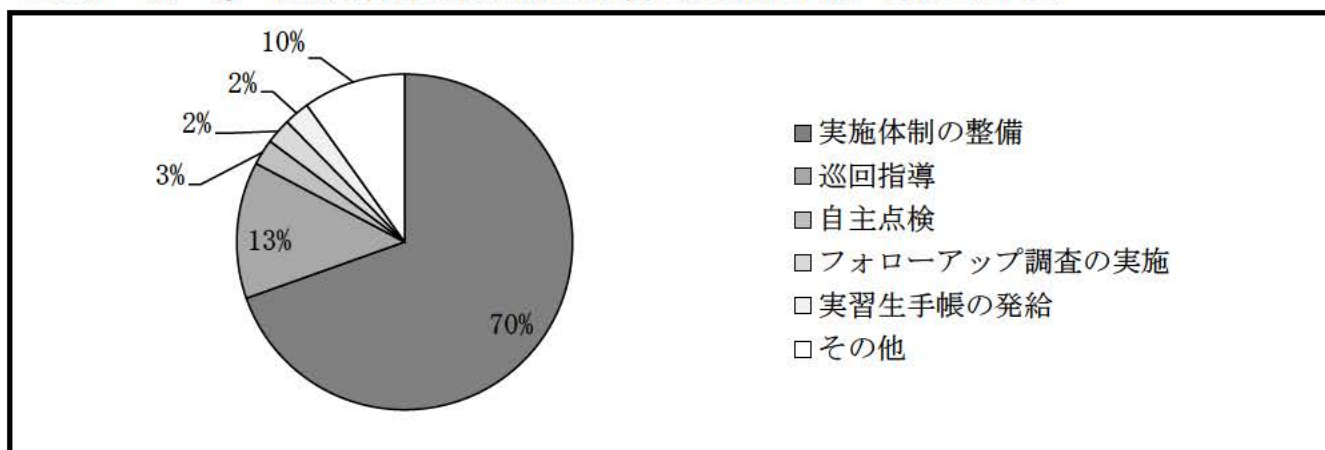
2 千円未満は、四捨五入している。

3 合計は、各事業の契約額又は実績額に消費税額が含まれるため、各事業の内訳の合計とは一致しない。

4 J I T C O が作成している資料によると、本事業に係る本部及び地方駐在事務所において巡回指導や技能実習計画の評価を担当する職員の人件費は、「※ 実施体制の整備」に含まれる。

なお、例えば、同資料によると、巡回指導を担当している業務委託相談員や、母国語電話相談を担当しているスタッフ等に対する謝金による支出の場合は、「※ 実施体制の整備」ではなく、各事業の内訳に含まれる。

図表 1 - (1) - ㉔ 技能実習制度推進事業委託費の契約額の内訳（平成 24 年度）



(注) 1 J I T C O の資料に基づき、当省が作成した。

2 J I T C O が作成している資料によると、本事業に係る本部及び地方駐在事務所において巡回指導や技能実習計画の評価を担当する職員の人件費は、「※ 実施体制の整備」に含まれる。

なお、例えば、巡回指導を担当している業務委託相談員や、母国語電話相談を担当しているスタッフ等に対する謝金による支出の場合は、「※ 実施体制の整備」ではなく各事業の内訳に含まれる。

図表 1 - (1) - ㉕ 技能実習制度推進事業委託費の実績額の内訳（平成 23 年度）

(単位：千円)

内 訳	金額	支 出 先
合計	377,769	
人件費	189,457	本部担当職員、地方駐在事務所職員 (注 2)
謝金	27,285	業務委託相談員、講師等
旅費	37,414	旅行代理店等
庁費	123,613	
地方駐在事務所家賃等	52,452	
印刷製本費、消耗品費、通信運搬費等	71,161	印刷業者、事務用品業者、郵便局等

(注) 1 J I T C O の資料に基づき当省が作成した。

2 本部担当役員、地方駐在事務所長及び事務職員の人件費には支出されていない。

図表 1 - (1) - ④ 技能実習制度推進事業の委託費のうち監理団体及び実習実施機関への巡回指導の実施にかかった実績額（平成 23 年度）

（単位：千円）

区 分		執行額
監理団体及び実習実施機関への巡回指導の実施		205,386
	人件費（本部担当職員、地方駐在事務所職員）	140,348
	謝金（業務委託相談員）	16,992
	旅費	30,159
	庁費	17,886
	自動車借上げ代	13,174
	その他	4,711

- （注） 1 当省の調査結果による。
 2 千円未満は四捨五入している。このため、合計は各内訳を一致しない。
 3 庁費の「その他」は、①損害保険料、②チェック票、労務管理ハンドブック等にかかる印刷製本費、③技能実習生との面談票にかかる翻訳費及び④通信運搬費である。

勧告	説明図表番号
<p>(2) 監理団体による監査の適正化</p> <p>【制度の概要等】</p> <p>(監理団体による実習実施機関に対する監査の枠組み)</p> <p>入管法では、団体監理型の技能実習は、「出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令」(平成21年法務省令第53号。以下「団体要件省令」という。)で定める営利を目的としない団体(監理団体)の責任及び監理の下で行うものとされている。また、この「監理」とは、法務省指針によると、技能実習生を受け入れる団体が、技能実習を実施する各企業等において、技能実習計画に基づいて適正に技能実習が実施されているか否かについて、その実施状況を確認し、適正な実施について企業等を指導することとされ、これに基づき、監理団体は実習実施機関に監査を行っている。</p> <p>監理団体による監査の実施については、団体要件省令に定められており、監理団体の役員で当該技能実習の運営について責任を有する者が、実習実施機関において行われる技能実習の実施状況について3月につき少なくとも1回監査を行うほか、監理団体において実習実施機関による不正行為を知った場合は直ちに監査を行い、その結果を当該監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局に報告することとされている。</p> <p>監査の実施内容については、法務省指針において、現地に赴き技能実習生の技能実習の実施状況を直接確認し、技能実習の実施状況を把握するものとされ、また、賃金台帳その他の文書を実際に確認することにより、技能実習生の労働時間や賃金の支払が労働基準関係法令の規定に適合しているか確認する必要があるとされている。</p> <p>なお、監理団体が監査につき、必要な報告を怠った場合や、虚偽の報告を行った場合には、上陸基準省令の監査・相談体制構築等の不履行や偽変造文書等の行使・提供に係る不正行為に認定される。</p> <p>(監理団体と実習実施機関の関係)</p> <p>企業単独型で技能実習生を受け入れる事業者以外が技能実習生を受け入れる場合、当該技能実習生の在留資格は、技能実習1号ロ又は技能実習2号ロに該当するため、監理団体を通じた受入れを行うこととなる。</p> <p>監理団体は、団体要件省令により、商工会議所・商工会、中小企業団体、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人・公益財団法人等であることが要件とされており、このうち、商工会議所・商工会、中小企業団体、農業協同組合及び漁業協同組合については、さらに実習実施機関がその会員や組合員であることが要件となっている。</p> <p>また、監理団体は、上陸基準省令で規定される講習、監査及び訪問指導の実</p>	<p>図表1-(1)-① (再掲)</p> <p>図表1-(2)-①</p> <p>図表1-(2)-②</p> <p>図表1-(2)-③</p> <p>図表1-(2)-④</p> <p>図表1-(2)-⑤</p>

施、相談体制の構築、宿泊施設の確保、帰国担保措置等の監理に要する費用を監理費用として実習実施機関から徴収することができる。

このように、監理団体と監理団体が監査の対象とする実習実施機関との間には、自団体の運営に関する権限を有する会員又は組合員であったり、自団体の運営財源の一部である会費・組合費又は監理費用の拠出元であるなど、一定の利害関係が存在する。

(団体監理型の技能実習制度における監査の位置付け)

団体監理型の技能実習制度は、監理団体の責任と監理の下で実施されるものであり、監理団体による実習実施機関に対する監査は、当該制度の根幹をなす重要な取組となっている。

したがって、監理団体による監査については、これを励行するとともに利害を排した公正中立で実効性ある実施が求められている。

【調査結果】

今回、地方入国管理局における監理団体及び実習実施機関の把握状況、監理団体からの監査結果報告の確認状況、管轄する監理団体による監査の実施状況について調査したところ、以下のような状況がみられた。

ア 地方入国管理局による監理団体及び実習実施機関の把握状況

地方入国管理局は、上陸審査時又は在留資格認定証明書交付申請の審査時に、技能実習1号の在留資格で新たに入国してくる技能実習生の受入れ先の監理団体及び実習実施機関の名称や所在地等を把握している。また、それらの情報は、FEISに入力・蓄積され、個々の在留資格者がどの監理団体及び実習実施機関に受け入れられているのかといった情報について適時に抽出できるものとなっている。

しかし、技能実習生を受け入れている監理団体及び実習実施機関に関して、現在どのような団体や機関があるのかといった点に着目した情報は、FEISの仕様上、容易に抽出することができない。このため、今回調査した9地方入国管理局（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松及び福岡入国管理局並びに神戸支局をいう。以下同じ。）では、技能実習生の所属する監理団体及び実習実施機関や監理団体ごとの傘下の実習実施機関等に関して、FEISを用いた網羅的な把握は行っていなかった。

一方、9地方入国管理局の中には、在留資格認定証明書の交付申請時に把握した情報等を基に、技能実習生を受け入れている監理団体及び実習実施機関についてのデータベースを独自に作成し、把握を行っているところもあるが、地方入国管理局が統一的に行っているものではなく、また、FEISとは別にデータベース化していることから、それぞれの情報を結びつけた検索等は行うことができないものとなっていた。

イ 監理団体からの監査結果報告の確認状況

前述アのとおり、FEISでは、監理団体ごとの傘下の実習実施機関について網羅的な把握を行うことができない。このため、地方入国管理局では、特定の実習実施機関に関する監査結果について、報告を励行していない監理団体があったとしても、その存在を完全には把握できず、また、十分に監査や報告を督促することができない状況であった。

一方、9地方入国管理局の一部には、技能実習生を受け入れている監理団体及び実習実施機関についてのデータベースを作成し、実習実施機関ごとの監査結果の報告状況を把握・確認しているものもあったが、監査結果の報告状況の確認は、各地方入国管理局の判断で行われており、全国統一に行うものとなっていなかった。

今回、9地方入国管理局について、監査結果報告の報告状況の確認方法をみたところ、4局（東京、名古屋、広島及び高松入国管理局）においては、監理団体ごとに傘下の実習実施機関のリスト化を行っておらず、報告が提出された監理団体ごとに傘下の全ての実習実施機関について報告されているかどうかの確認までは逐一行っていないかった。

このため、次のとおり、監理団体からの監査結果の報告が確認できないものがみられた。

① 平成23年に地方入国管理局による不正行為認定を受けた実習実施機関90機関（注1）のうち7機関については、不正行為が行われていた時期に係る関係監理団体による監査結果が管轄の地方入国管理局に報告された事実が確認できなかった（注2）。

（注1）平成23年において上陸基準省令に基づき行われた不正行為認定145件を機関数でみると100機関である（1機関で複数件の不正行為認定を受けているものもあるため）。そこから、データを保存しているシステムに不具合があり、現時点で詳細な情報を把握できない高松入国管理局分の5機関、関連資料による確認がとれなかった名古屋入国管理局分3機関、広島入国管理局分2機関を除外したものである。

（注2）平成22年7月の入管法等改正法施行前においては、第一次受入れ機関（現行制度における監理団体）による監査は、入国1年目の在留資格「研修」の間のみを対象としており、在留資格「特定活動（技能実習）」の者しか所属しない第二次受入れ機関（現行制度における実習実施機関）に対しては監査を行うことは求められていなかった。当該7機関における当時の技能実習生の在留資格は既に確認することができないため、監査結果の報告を行う必要性があったのか否か、あるいは未報告であったのかについての確認をすることはできない。

② 平成23年に労働基準監督機関から地方入国管理局に通報（注1）された是正勧告事案519件から当省が任意に抽出した23件のうち1件については、労働基準関係法令違反の発生時期に係る関係監理団体による監査結果が管轄の地方入国管理局に報告された事実が確認できなかった（注2）。

図表1-(2)-⑥

図表1-(2)-⑦

(注1) 地方入国管理(支)局長は労働基準関係法令に違反する疑いが認められた事案を地方労働局長宛てに、地方労働局長は労働関係法令違反が認められた事案を地方入国管理(支)局長宛てに通報することとされている(以下「相互通報制度」という。)

(注2) 前述①と同様に当該機関における当時の技能実習生の在留資格は既に確認することができないため、監査結果の報告を行う必要性があったのか否か、あるいは未報告であったのかについての確認をすることはできない。

ウ 監理団体による監査の実施状況

監理団体が商工会議所・商工会、中小企業団体等である場合には、実習実施機関がその会員や組合員であることが要件となっているなど、監理団体にとって実習実施機関は運営財源である組合費等の拠出元であり、一定の利害関係がある。

また、監査の実施方法については、法務省指針において、労働関係法令の適合状況に関し、「賃金台帳その他の文書を実際に確認すること」とされているほか、「技能実習指導員などの担当者から状況を聴く」だけでなく、「技能実習生から技能実習の進捗状況を聴取」し、「その場で技能実習日誌の記載内容を確認する」などが示されているが、具体的な監査の視点、手順、方法等は示されておらず、実際の監査に役立つ実践的な研修も行われていなかった。

さらに、監理団体が不正行為事例を把握できなかった場合に、当該監理団体に対し不正行為の認定を行うことは、監査の厳正な実施を確保する上で有効であると考えられる。こうした場合の不正行為認定の適用基準は、法務省指針において、監査体制の構築不履行の場合とされているものの、必ずしも明確でない。このため、平成23年に地方入国管理局から不正行為認定を受けた実習実施機関90機関の監理団体60団体のうち、監査未報告又は実習実施機関の不正行為等を監査により把握していなかったことを理由として不正行為認定を受け、技能実習生の受入れ停止となった団体はなかった。

今回、地方入国管理局において、平成23年に不正行為認定を受けた事案、労働基準監督機関による是正勧告を受けた事案について、監理団体の監査による指摘状況をみたところ、次のとおり、監理団体による監査の実効性に疑義があるものがあつた。

(7) 不正行為認定事案に係る指摘

地方入国管理局に不正行為認定を受けた実習実施機関90機関のうち、不正行為が行われていた時期に係る監査の結果が管轄の地方入国管理局に報告されていた83機関について、監査における指摘状況をみたところ、81機関(97.6%)において不正行為認定の対象となった行為について指摘することができていなかった。

図表1-(2)-③
(再掲)

図表1-(2)-⑦
(再掲)

図表1-(2)-⑦
(再掲)

(イ) 労働基準関係法令違反事案に係る指摘

平成 23 年に相互通報制度に基づいて労働基準監督機関から地方入国管理局に通報された 519 件の中から、当省が任意に 23 件抽出したもののうち、労働基準監督機関が是正勧告した労働基準関係法令違反の発生時期に係る監査の結果が管轄の地方入国管理局に報告されていた 22 件について、監査における指摘状況をみたところ、その全てで、監査において労働基準関係法令違反の対象となった行為について指摘することができていなかった。

図表 1 - (2) - ⑧

エ 監理団体による監査の厳正な実施の確保

前述イ、ウのとおり、監理団体の監査に関しては、①実習実施機関が不正行為認定や是正勧告の原因となる行為を行った時期に係る監査結果報告が地方入国管理局に対して行われたか否か確認できない、②実習実施機関に対して不正行為認定や是正勧告が行われた原因となった行為について指摘がなされていないという状況がみられた。

このような状況を踏まえると、監理団体による監査の厳正な実施を確保するためには、地方入国管理局に対して監査結果報告の励行を図る等の対応のみならず、監理団体等の支援・指導を行う推進事業実施機関も、当該監査の実施状況について第三者的な立場から確認していくことが必要であると考えられる。

【所見】

したがって、法務省及び厚生労働省は、監理団体による監査の適正化を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 法務省は、技能実習生を受け入れている監理団体及び実習実施機関ごとの名称、所在地、技能実習生数等をリスト化すること。
- ② 法務省は、各地方入国管理局において、当該リストを基に監査結果が未報告又は傘下の実習実施機関の監査結果が報告漏れとなっている監理団体に対し、報告の督促、実態調査等を行い、監査の実施及び監査結果の報告を徹底させること。
- ③ 法務省は、監理団体が傘下の実習実施機関における不正行為等を監査で指摘することができない場合に適用する不正行為の認定基準について、更に具体化・明確化を図り、より一層厳格な対応を行うこと。
- ④ 法務省及び厚生労働省は、監理団体による監査の厳正な実施を確保するため、推進事業実施機関に監理団体による監査の実施状況を確認させること。

また、具体的な監査の視点、手順、方法等について監理団体に対する実践的な研修が行われるよう措置すること。

図表 1 - (2) - ① 「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」(平成 24 年 11 月改訂) <抜粋>

第 2 適正な技能実習の実施について

3 適正な入国・在留のための留意点

(2) 監理団体の役割

① 「監理」の在り方

技能実習制度における「監理」とは、技能実習生を受け入れる団体が、技能実習を実施する各企業等において、技能実習計画に基づいて適正に技能実習が実施されているか否かについて、その実施状況を確認し、適正な実施について企業等を指導することを言います。

そして、団体監理型の技能実習は、商工会、中小企業団体等の「責任及び監理」の下で技能実習を実施することにより、中小の企業等の実習実施能力を補完して、適正な技能実習を実施するものです。

したがって、これらの団体が名目のみ監理団体となり、実際の「監理」は他の機関が行うような場合は、当該技能実習は監理団体の「責任及び監理」の下に行われているとは認められず、不適正な受入れとなります。

なお、従来の研修・技能実習制度では、受入れ団体による受入れ企業等に対する「監理」は在留資格「研修」の期間だけが対象となっていました。新たな技能実習制度では、従来の「研修」に相当する在留資格「技能実習 1 号口」の期間中だけでなく、従来の技能実習に相当する在留資格「技能実習 2 号口」の期間も監理団体による「監理」の対象となります。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (2) - ② 「出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令」(平成 21 年 12 月 25 日法務省令第 53 号) <抜粋>

第 1 条 出入国管理及び難民認定法(以下「法」という。)別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄第 1 号口に規定する法務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

3 監理団体の役員で当該技能実習の運営について責任を有する者が、実習実施機関において行われる技能実習の実施状況について三月につき少なくとも一回監査を行うほか、監理団体において実習実施機関による不正行為(出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令(平成 2 年法務省令第 16 号)の表の法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄第 1 号口に掲げる活動の項の下欄第 16 号の表の上欄に掲げる外国人の技能実習に係る不正行為をいう。)を知った場合は直ちに監査を行い、その結果を当該監理団体の所在地を管轄する地方入国管理局に報告することとされていること。ただし、当該役員が実習実施機関の経営者又は職員を兼務するときは、当該実習実施機関の監査については、監理団体の他の役員が行うこととされていること。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (2) - ③ 「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」(平成 24 年 11 月改訂) <抜粋>

第 2 適正な技能実習の実施について

3 適正な入国・在留のための留意点

(2) 監理団体の役割

⑬ 監査・報告の在り方

a 監査・報告の必要性

監理団体は、実習実施機関に対して指導した事項及び実習実施機関が関係法令にのっとり適正に技能実習を行っているかについて監査し、それを地方入国管理局(支局を含む。以下同じ。)に報告しなければなりません(団体要件省令第 1 条第 3 号)。

これは、技能実習が監理団体の「責任及び監理」の下で適正に行われていることを確認するためのものであり、また、実際の技能実習の状況を把握することは問題発生 of 未然防止にもつながるものです。

なお、監査報告以外にも、失踪等の問題事例や不適正な技能実習内容、あるいはその疑いのあるもの等が発生したときは、速やかに地方入国管理局に報告することが必要です(上陸基準省令「技能実習 1 号口」第 9 号)。

必要な報告を怠った場合や、虚偽の報告を行った場合には、後述の、監査、相談体制構築等の不履行、実習継続不可能時の報告不履行又は偽変造文書等の行使・提供に係る不正行為となります。

以下、監査と報告の在り方を具体的に示します。

b 監査報告

監理団体は団体要件省令において 3 月につき少なくとも 1 回、監理団体の役員で技能実習の運営について責任を有する者が実習実施機関に対し監査を行い、その結果を地方入国管理局に対して報告しなければならないものとされていますが、当該役員が実習実施機関の経営者又は職員を兼務するときは、当該実習実施機関の監査については、監理団体の他の役員が行わなければなりません(団体要件省令第 1 条第 3 号)。

新規に技能実習生を受け入れる監理団体及び不正行為が技能実習の適正な実施を妨げるものであったと判断され、一定期間(行為の重大性に応じて 5 年、3 年又は 1 年の期間)技能実習生の受入れが認められなかった後初めて技能実習生を受け入れる監理団体は、最初の 6 か月間は毎月監査を行い、その結果を報告しなければなりません。

監査を行うに当たっては、現地に赴き技能実習生の技能実習の実施状況を直接確認することが肝要です。その際、技能実習指導員などの担当者から状況を聴くだけでは、実際の技能実習の実施状況を十分に把握することはできません。通訳を同行させて、指導を受ける技能実習生から技能実習の進捗状況等を聴取したり、その場で技能実習日誌の記載内容を確認する等して、技能実習の実施状況を把握することが大切です。

また、賃金台帳その他の文書を実際に確認することにより、技能実習生の労働時間や賃金の支払が労働基準関係法令の規定に適合しているか確認する必要があります。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (2) - ④ 「出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令」(平成 21 年 12 月 25 日法務省令第 53 号) <抜粋>

出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄第 1 号口及び第 2 号口の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令を次のように定める。

第 1 条 出入国管理及び難民認定法(以下「法」という。)別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄第 1 号口に規定する法務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

1 技能実習生の技能、技術又は知識(以下「技能等」という。)を修得する活動の監理を行う営利を目的としない団体(以下「監理団体」という。)が次のいずれかに該当すること。

イ 商工会議所法(昭和 28 年法律第 143 号)第 2 章の商工会議所又は商工会法(昭和 35 年法律第 89 号)第 2 章の商工会(実習実施機関(本邦にある事業所において技能実習を実施する法人(親会社(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 4 号に規定する親会社をいう。))若しくは子会社(同条第 3 号に規定する子会社をいう。))の関係にある複数の法人又は同一の親会社をもつ複数の法人が共同で実施する場合はこれら複数の法人)又は個人をいう。以下同じ。)が当該商工会議所又は商工会の会員である場合に限る。)

ロ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)第 3 条の中小企業団体(実習実施機関が当該中小企業団体の組合員又は会員である場合に限る。)

ハ 職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)第 4 章の職業訓練法人

ニ 農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)第 2 章の農業協同組合(実習実施機関が当該農業協同組合の組合員で農業を営む場合に限る。)

ホ 水産業協同組合法(昭和 23 年法律第 242 号)第 2 章の漁業協同組合(実習実施機関が当該漁業協同組合の組合員で漁業を営む場合に限る。)

ヘ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)第 2 条の公益社団法人又は公益財団法人(トに掲げるものを除く。)

ト イからホまでに掲げるもののほか、法務大臣が告示をもって定める監理団体

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (2) - ⑤ 「出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令」(平成 21 年 12 月 25 日法務省令第 53 号) <抜粋>

出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄第 1 号口及び第 2 号口の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令を次のように定める。

第 1 条 出入国管理及び難民認定法(以下「法」という。)別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄第 1 号口に規定する法務省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

6 監理団体が監理に要する費用を徴収する場合は、技能実習生を受け入れる前に、費用を負担することとなる機関に対してその金額及び用途を明示するとともに、技能実習生に直接又は間接に負担をさせないこと。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (2) - ⑥ 各地方入国管理局における監理団体からの監査結果の報告状況の確認方法

入国管理局	確認方法
札幌	独自のデータベース等により実習実施機関ごとの監査の実施状況を把握。
仙台	独自のデータベース等により実習実施機関ごとの監査の実施状況を把握。
東京	実習実施機関ごとの監査の報告状況については把握していない。
名古屋	実習実施機関ごとの監査の報告状況については把握していない。
大阪	独自のデータベース等により実習実施機関ごとの監査の実施状況を把握。
兵庫	独自のデータベース等により実習実施機関ごとの監査の実施状況を把握。
広島	実習実施機関ごとの監査の報告状況については把握していない。
高松	実習実施機関ごとの監査の報告状況については把握していない。
福岡	独自のデータベース等により実習実施機関ごとの監査の実施状況を把握。

(注) 当省の調査結果による。

図表 1 - (2) - ⑦ 平成 23 年に地方入国管理局から不正行為認定を受けた 90 機関の一覧

実習実施機関	監理団体	不正行為の種類	不正行為が行われていた期間	左記の不正行為が行われていた期間における監査の実施状況	左記監査における指摘事項	監理団体に対する措置内容
1	Aa	16号ハ 賃金の不払い	平成23年2月～同年7月	平成23年4月、8月	指摘なし	嚴重注意
		16号ホ その他虚偽文書の作成・行使				
2	Ab	16号ハ 賃金の不払い	平成21年9月～22年11月	平成21年9月 平成22年3月、6月	指摘なし	嚴重注意
3	Ac	16号ハ 賃金の不払い	平成22年8月～同年10月	平成22年10月	指摘なし	嚴重注意
		16号ヨ 労働関係法令違反				
4	Ad	16号ハ 賃金の不払い	平成21年9月～22年10月	平成21年11月	指摘なし	嚴重注意
5	Ae	16号ヨ 労働関係法令違反	平成21年9月～23年4月	平成22年9月、12月 平成23年3月	指摘なし	嚴重注意
6	Af	16号ハ 賃金の不払い	平成21年8月～23年9月	平成22年9月、12月 平成23年3月、5月、6月、8月、9月	指摘なし	嚴重注意
7	Ag	10号ホ その他虚偽文書の作成・行使	平成21年12月～22年10月	平成22年1月、4月、9月	指摘なし	嚴重注意
		10号リ 研修生の所定時間外作業				
8	Ah	16号ホ 偽変造文書等の行使・提供	平成22年3月～同年10月	平成22年9月、10月	指摘なし	なし
9	Ai	16号ハ 賃金の不払い	平成22年5月～23年3月	平成22年9月 平成23年5月	指摘なし	嚴重注意
		16号ソ 日誌の作成等の不履行				
10	Aj	16号カ 不法就労者の雇用	平成21年9月～23年2月	平成21年12月 平成22年4月、6月、 平成23年1月	指摘なし	不正行為に準ずる行為 (16号ヲ 監査、相談体制構築等の不履行)
11	Ak	16号ヨ 労働関係法令違反	平成22年11月～23年1月	不明(3回の監査を実施を確認)	指摘なし	嚴重注意
12	Al	16号ハ 賃金不払い	平成21年11月～22年12月	平成22年8月	指摘なし	不正行為に準ずる行為 (16号ヲ 監査の不履行)
		10号リ 研修生の所定時間外作業				
13	Am	16号ハ 賃金不払い	平成21年11月～22年12月	平成22年8月	指摘なし	不正行為に準ずる行為 (16号ヲ 監査の不履行)
		10号リ 研修生の所定時間外作業				
14	An	16号ハ 賃金不払い	平成21年2月～22年12月	平成22年8月、11月	指摘なし	不正行為に準ずる行為 (16号ヲ 監査の不履行)
		10号リ 研修生の所定時間外作業				
15	Ao	16号ハ 賃金不払い	平成22年2月～22年7月	平成21年8月、9月、10月	賃金不払い	なし
16	Ap	16号ハ 賃金不払い	平成21年4月～22年12月	平成22年8月、11月	指摘無なし	嚴重注意
17	Aq	16号ハ 賃金不払い	平成21年4月～22年12月	平成22年8月、11月	指摘なし	嚴重注意

18	Ar	16号ハ 賃金不払い	平成21年9月～23年3月	平成22年12月 平成23年3月、6月	指摘なし	嚴重注意
19	As	16号ハ 賃金不払い	平成22年8月～23年5月	平成22年8月、11月 平成23年2月、4月、6月	指摘なし	嚴重注意
20	At	16号ハ 賃金不払い	平成22年1月～同年12月 平成21年3月～23年8月	平成22年8月 平成23年1月	指摘なし	嚴重注意
21	Au	16号ハ 賃金不払い	平成22年10月	平成22年11月	指摘なし	なし
22	Av	16号ハ 賃金不払い	平成21年7月～22年10月	平成22年7月 平成23年4月	指摘なし	嚴重注意
	Aw	16号ヨ 労働関係法令違反		平成22年8月、11月		嚴重注意
23	Ax	16号ハ 賃金不払い	平成21年4月～6月 平成22年7月～11月	平成22年7月、12月	指摘なし	嚴重注意
24	Ay	16号ハ 賃金不払い	平成20年10月～22年7月	なし	-	なし
		16号ヨ 労働関係法令違反				
25	Az	16号ハ 賃金不払い	平成20年10月～22年7月	なし	-	なし
		16号ヨ 労働関係法令違反				
26	Ba	16号ハ 賃金不払い	平成22年3月～23年2月	平成22年8月、10月 平成23年1月、4月	指摘なし	嚴重注意
		16号ヨ 労働関係法令違反				
27	Bb	16号ハ 賃金不払い	平成22年12月	平成23年1月	指摘なし	なし
		16号ヨ 労働関係法令違反				
28	Bc	16号ハ 賃金不払い	平成20年1月～22年2月	報告書提出されていない	-	なし
29	Bd	16号ハ 賃金不払い	平成22年4月～9月	平成22年7月	指摘なし	嚴重注意
30	Be	16号ハ 賃金不払い	平成21年7月～22年11月	平成22年9月、12月	指摘なし	嚴重注意
31	Bf	16号ハ 賃金の不払い	平成21年3月～23年2月	平成23年1月、4月	指摘なし	嚴重注意
		16号ヨ 労働関係法令違反				
32	Bg	16号ハ 賃金の不払い	平成22年9月～11月	平成22年9月	指摘なし	なし
	Bh	16号ヨ 労働関係法令違反		平成23年1月		なし
33	Bi	16号ハ 賃金の不払い	平成22年4月～23年2月	平成22年7月、9月、10月、12月 平成23年1月、4月	指摘なし	嚴重注意
34	Bj	16号ハ 賃金の不払い	平成22年3月、9月	平成22年9月、12月	指摘なし	なし
35	Bk	16号ハ 賃金の不払い	平成22年3月、9月	平成22年9月、12月	指摘なし	なし

36	Bl	16号ハ 賃金の不払い	平成21年3月～22年11月	平成22年9月、12月、3月	指摘なし	不正行為 (16号ハ賃金の不払い)
37	Bm	16号ハ 賃金の不払い	平成21年8月～22年11月	平成22年10月 平成23年1月	指摘なし	不正行為 (16号ハ賃金の不払い)
38	Bn	16号ハ 賃金の不払い	平成21年10月～22年12月	平成22年7月、9月、12月 平成23年3月	指摘なし	不正行為 (16号ハ賃金の不払い)
		16号ヨ 労働関係法令違反				
39	Bo	16号ハ 賃金の不払い	平成21年9月～22年12月	平成22年7月、8月、10月 平成23年1月	指摘なし	不正行為 (16号ハ賃金の不払い)
		16号ヨ 労働関係法令違反				
40	Bp	10号ハ 研修手当の不払い	平成20年9月～22年11月	平成22年8月、10月 平成23年2月	指摘なし	不正行為 (16号ハ賃金の不払い)
	Bq	10号リ 所定時間外作業	平成21年9月～23年2月			
		10号ハ 賃金の不払い	平成21年9月～23年2月			
41	Br	10号ハ 研修手当の不払い	平成21年11月～23年7月	平成22年7月、9月、12月 平成23年3月、6月、9月	指摘なし	不正行為 (16号ハ賃金の不払い)
		16号ハ 賃金の不払い				
		16号ヨ 労働関係法令違反				
42	Bs	16号ハ 賃金の不払い	平成23年1月～8月	平成23年1月、4月	指摘なし	不正行為に準ずる行為 (第5類型 監理責任)
		16号ヨ 労働関係法令違反				
43	Bt	16号ハ 賃金の不払い	平成23年7月	平成23年7月	指摘なし	なし
		16号ヨ 労働関係法令違反				
44	Bu	16号ハ 賃金の不払い	平成21年9月、10月 平成22年8月～10月 平成23年8月	平成22年9月、12月	指摘なし	なし
	Bv	16号ヨ 労働関係法令違反	平成21年9月、10月 平成22年8月～10月 平成23年8月	平成22年12月 平成23年9月		
45	Bw	16号ハ 賃金の不払い	平成22年8月～10月 平成23年8月	平成22年9月、12月	指摘なし	なし
	Bx	16号ヨ 労働関係法令違反		なし		
46	By	16号ハ 賃金の不払い	(平成21年度) (平成22年度) ※年度内全月かは不明	なし	指摘なし	なし
	Bz			平成23年2月		
47	Ca	16号ハ 賃金の不払い	平成22年12月～23年9月	平成23年2月、5月、8月、11月	指摘なし	なし
48	Cb	16号ハ 賃金の不払い	平成22年12月～23年9月	平成22年12月 平成23年1月、3月、4月、6月、7月、9月	指摘なし	なし

49	Cd	16号ハ 賃金の不払い	平成22年10月～23年9月	平成22年8月、10月 平成23年1月、4月、7月、10月	指摘なし	嚴重注意
50	Ce	16号ハ 賃金の不払い	平成22年11月～23年9月	平成22年7月、8月、9月、10月、11月 平成23年1月、4月、7月	指摘なし	なし
51	Cf	16号リ 技能実習計画との齟齬	平成21年3月～22年9月	平成21年5月 平成22年1月、3月、7月	指摘なし	嚴重注意
		10号ト 研修計画との齟齬				
52	Cg	16号ヨ 労働関係法令違反	平成22年8月～12月	該当期間に監査実施報告なし	—	なし
53	Ch	16号ヨ 労働関係法令違反	平成22年8月～12月	該当期間に監査実施報告なし	—	なし
54	Ci	16号ハ 賃金の不払い	平成22年12月～23年7月	平成23年7月、10月	指摘なし	なし
55	Cj	16号ハ 賃金の不払い	平成21年8月～23年8月	平成22年1月、2月、3月、4月、5月、6月、 7月、8月、9月、10月(2回)、11月 平成23年1月、4月、7月	指摘なし	嚴重注意
56	Ck	16号ハ 賃金不払い	平成20年11月～22年8月	監査報告書の提出なし	—	なし
57	Cl	10号リ 研修生の所定時間外作業	平成22年8月、9月	平成22年7月、12月	指摘なし	なし
58	Cm	16号ハ 賃金不払い	平成21年2月～22年12月	平成22年8月、10月	指摘なし	なし
59	Cn	16号ハ 賃金不払い	平成21年2月～22年12月	平成22年10月	指摘なし	なし
60	Co	16号リ 技能実習計画との齟齬	平成22年8月～10月	平成22年6月、8月	指摘なし	嚴重注意
		10号ト 研修計画との齟齬				
61	Cp	16号ハ 賃金不払い	平成20年12月～22年10月	監査未実施	—	なし
		16号ヨ 労働関係法令違反				
62	Cq	10号ト 研修計画との齟齬	平成22年2月～8月	平成22年4月、6月、7月	指摘なし	不正行為に準ずる行為 (10号ホ 偽変造文書等の行使・提供)
63	Cr	16号リ 技能実習計画との齟齬	平成22年5月～11月	平成22年11月	指摘なし	不正行為 (16号リ技能実習計画との齟齬)
64	Cs	16号ハ 賃金不払い	平成21年8月～22年7月	平成22年10月	指摘なし	なし
65	Ct	16号ハ 賃金不払い	平成21年8月～22年7月	平成22年10月	指摘なし	なし
66	Cu	16号ハ 賃金不払い	平成21年8月～22年7月	平成22年10月	指摘なし	なし
67	Cv	16号ハ 賃金不払い	平成21年10月～22年9月	平成22年5月	指摘なし	嚴重注意
		10号リ 所定時間外作業				

68	Cw	16号ハ 賃金不払い	平成22年1月～10月	平成22年6月、10月	指摘なし	なし
69	Cx	16号リ 技能実習計画との齟齬	平成22年6月	平成22年6月、9月	指摘なし	不正行為に準ずる行為 (16号ホ 偽変造文書等の行使・提供)
70	Cy	16号ソ 日誌の作成等の不履行	平成22年7月～11月	平成22年11月、12月	指摘なし	不正行為に準ずる行為 (16号ヲ 監査の不履行)
71	Cz	16号ハ 賃金不払い	平成21年11月～22年12月	平成22年11月	指摘なし	なし
72	Da	16号ハ 賃金不払い	平成23年5月より以前	平成22年12月	指摘なし	なし
	指摘なし				なし	
73	Dc	16号ハ 賃金不払い	平成21年1月～23年2月	平成22年11月 平成23年2月、5月、8月、11月	指摘なし	なし
74	Dd	16号ハ 賃金の不払い	平成21年12月～23年6月	平成22年12月 平成23年3月、6月	指摘なし	なし
75	De	16号ハ 賃金の不払い	平成22年2月～23年6月	平成22年10月、11月 平成23年2月、3月、4月	指摘なし	なし
		16号ヨ 労働関係法令違反				
76	Df	16号ハ 賃金の不払い	平成21年7月～23年7月	平成22年10月、12月 平成23年3月、7月	指摘なし	なし
77	Dg	16号ハ 賃金の不払い	平成21年7月～23年7月	平成22年10月、12月 平成23年3月、7月	指摘なし	なし
78	Dh	16号ト 雇用契約に基づかない講習期間中の業への従事	平成22年12月～23年5月	平成23年1月、3月、4月	指摘なし	不正行為 (16号ホその他虚偽文書の作成・行使)
		16号リ 技能実習計画との齟齬 技能実習指導員の虚偽				不正行為(16号ト雇用契約に基づかない講習期間中の業への従事)
79	Di	16号ハ 賃金の不払い	平成23年1月～同年5月	平成23年1月、2月、4月	指摘なし	なし
80	Dj	16号ハ 賃金の不払い	平成22年4月～10月	平成22年7月	指摘なし	なし
81	Dk	16号ハ 賃金の不払い	平成21年8月～23年5月	平成22年9月、12月 平成23年3月、6月	指摘なし	なし
		16号ヨ 労働関係法令違反				
82	Dl	16号ハ 賃金の不払い	平成23年12月まで常態的に行われていた模様。	平成23年1月、3月、6月、9月、12月	指摘なし	なし
		16号ヨ 労働関係法令違反				
83	Dm	16号ハ 賃金の不払い	平成23年12月まで常態的に行われていた模様。	平成23年1月、4月、7月、10月	指摘なし	なし
		16号ヨ 労働関係法令違反				
84	Dn	10号ト 研修計画との齟齬	平成21年11月～22年8月	組合職員が定期的に訪問	指摘なし	厳重注意
		10号リ 所定時間外作業				

85	Do	16号ハ 賃金の不払い	平成22年7月～10月	監査責任を問われる態様は認められない	指摘なし	嚴重注意
		16号ヨ 労働関係法令違反				
86	Dp	10号ハ 研修手当の不払い	平成21年12月～22年11月	平成22年2月、3月、5月、6月、9月、11月	指摘なし	10号ホ 偽変造文書等の行使・提供 10号ト 研修計画との齟齬
		10号ト 研修計画との齟齬				
87	Dq	16号ハ 賃金の不払い	平成22年9月、10月	平成22年11月	時間外手当の支払い不足	不正行為 (16号ホ、又 その他虚偽文書の作成・ 行使、名義貸し) 不正行為に準ずる行為 (16号ハ 賃金の不払い)
		16号ヌ 名義貸し				
88	Dr	16号ハ 賃金の不払い	平成22年9月、10月	平成22年10月	指摘なし	不正行為 (16号ホ、又 その他虚偽文書の作成・ 行使、名義貸し) 不正行為に準ずる行為 (16号ハ 賃金の不払い)
		16号ヌ 名義貸し				
89	Ds	16号ハ 賃金の不払い	平成22年9月、10月	平成22年10月	指摘なし	不正行為 (16号ホ、又 その他虚偽文書の作成・ 行使、名義貸し) 不正行為に準ずる行為 (16号ハ 賃金の不払い)
		16号ヌ 名義貸し				
90	Dt	16号ハ 賃金の不払い	平成23年2月14日以前	平成22年1月	指摘なし	不正行為 (16号ホ、又 その他虚偽文書の作成・ 行使、名義貸し) 不正行為に準ずる行為 (16号ハ 賃金の不払い)

(注) 当省の調査結果による。

図表 1 - (2) - ⑧ 労働基準監督機関により是正勧告を受けたものについての監理団体における監査の状況

番号	不正行為が行われていた時期	監理団体による監査年月日	労働基準監督機関による指摘内容	監理団体による指摘
1	平成 23 年 4 月～同年 6 月	平成 23 年 7 月	労働基準法第 37 条	なし
2	平成 22 年 8 月～同年 10 月	平成 22 年 10 月	労働基準法第 32 条、37 条	なし
3	平成 22 年 12 月～23 年 9 月	平成 23 年 2 月	労働基準法第 24 条、37 条 最低賃金法第 4 条	なし
4	平成 23 年	監査報告なし	労働基準法第 32 条、37 条、101 条、102 条	—
5	平成 23 年 9 月	平成 23 年 9 月	労働基準法第 32 条、37 条	なし
6	平成 23 年 8 月	平成 23 年 10 月	労働基準法第 32 条	なし
7	平成 23 年 9 月	平成 23 年 10 月	労働基準法第 32 条	なし
8	平成 23 年 1 月～6 月	平成 23 年 3 月 平成 23 年 6 月	労働基準法第 32 条	なし
9	平成 23 年 8 月～10 月	平成 23 年 8 月 平成 23 年 12 月	労働基準法第 24 条	なし
10	平成 23 年 2 月、3 月	平成 23 年 5 月	労働基準法第 32 条	なし
11	平成 23 年 5 月～6 月	平成 23 年 6 月	労働基準法第 32 条	なし
12	平成 23 年 5 月～同年 6 月	平成 23 年 6 月	労働基準法第 32 条	なし
13	平成 23 年 9 月	平成 23 年 9 月 平成 23 年 11 月	労働基準法第 32 条	なし
14	平成 23 年 4 月	平成 23 年 5 月	労働基準法第 32 条	なし
15	平成 21 年 10 月～22 年 2 月 平成 22 年 3 月～23 年 10 月 平成 23 年 5 月～同年 10 月	平成 22 年 10 月 平成 23 年 1 月 平成 23 年 4 月 平成 23 年 7 月 平成 23 年 11 月	労働基準法第 24 条、32 条、37 条 最低賃金法第 4 条	なし
16	平成 22 年 6 月～23 年 9 月	平成 23 年 9 月	労働基準法第 24 条 最低賃金法第 4 条	なし
17	平成 22 年 9 月～23 年 9 月	平成 23 年 9 月	労働基準法第 37 条	なし

18	平成 22 年 4 月～ 6 月	平成 23 年 5 月	労働基準法第 37 条	なし
19	平成 22 年 12 月 ～23 年 5 月	平成 23 年 5 月	労働基準法第 37 条	なし
20	平成 22 年 6 月～ 23 年 6 月	平成 23 年 5 月	労働基準法第 24 条 最低賃金法第 4 条	なし
21	平成 22 年 6 月～ 23 年 6 月	平成 23 年 4 月	労働基準法第 24 条 最低賃金法第 4 条	なし
22	平成 21 年 1 月～ 23 年 10 月	平成 23 年 10 月	労働基準法第 24 条、32 条、37 条	なし
23	平成 21 年 1 月～ 23 年 10 月	平成 23 年 10 月	労働基準法第 24 条、32 条、37 条	なし

(注) 当省の調査結果による。

勧告	説明図表番号
<p>(3) 推進事業実施機関による巡回指導の適正化</p> <p>【制度の概要等】</p> <p>(巡回指導の概要)</p> <p>推進事業実施機関が監理団体及び実習実施機関に対して行う巡回指導については、厚生労働省が示している技能実習制度推進事業に係る仕様書に定められており、平成23年度は、</p> <p>① 全監理団体と面接し、当該団体による傘下の実習実施機関に対する監理・指導状況を把握し、必要な助言・指導を行う</p> <p>② 全実習実施機関の半分(10,000件)程度を原則、直接訪問し、実習実施計画に則った技能実習が実施されているか、及び適正な雇用管理が行われているかについて把握するとともに、技能実習状況に応じた指導等を行うこととされている。</p> <p>(巡回指導の実施体制)</p> <p>JITCO(平成5年度から24年度まで推進事業実施機関)では、巡回指導を主に全国17都市に設置している地方駐在事務所(注1)において、担当者が監理団体及び実習実施機関を直接訪問し実施している。</p> <p>地方駐在事務所における巡回指導の実施体制は、各事務所が管轄する都道府県内の監理団体及び実習実施機関の数に応じて、担当職員がおおむね3人から6人配置されている。管轄する監理団体及び実習実施機関の数が最も多い名古屋事務所では、最多の11人が巡回指導を担当している。</p> <p>また、巡回指導の担当者は、事務所長を始め、駐在員、相談員及び業務委託相談員であり(注2)、当該担当者は、元地方労働局職員、元自治体職員、元民間企業職員や社会保険労務士の資格を有する者等となっている。</p> <p>なお、JITCO本部においては、巡回指導を能力開発部が担当している。</p> <p>(注1) 平成23年度は、札幌、仙台、水戸、宇都宮、千葉、東京、新潟、富山、長野、静岡、名古屋、大阪、松江、広島、高松、松山及び福岡に設置している。</p> <p>なお、24年度に新潟事務所を廃止し、熊本事務所を新設している。</p> <p>(注2) 巡回指導の担当者は、遠方での巡回も可能となるよう地方駐在事務所とは別に遠隔地にある府県等に配置される場合もあり、例えば、札幌事務所では、網走市に在住している者が配置されている。また、当該担当者は、巡回指導以外に、技能実習2号への移行申請書類の点検、関係行政機関等との連絡会議、実習実施機関との連絡協議会等への対応、監理団体及び実習実施機関からの相談等への対応も行っている。</p> <p>なお、相談員は、月15日勤務の非常勤職員であり、雇用契約があるが、業務委託相談員は、巡回指導業務を委託した相談員であり、雇用契約はない。</p>	<p>図表1-(3)-①</p> <p>図表1-(3)-②</p>

(巡回指導の実施目標)

厚生労働省は、毎年度、推進事業実施機関である J I T C O に対し、技能実習制度推進事業の仕様書において、巡回指導の目標件数を示しており、平成 21 年度は、監理団体が 1,500 件、実習実施機関が 9,000 件、22 年度は、監理団体が 1,879 件、実習実施機関が 1 万件、23 年度は、監理団体は把握する全ての監理団体、実習実施機関が 9,500 件（注 1）としている（注 2）。

J I T C O は、この数値を基に、毎年度、駐在事務所ごとの巡回指導の年間目標件数案を策定し、駐在事務所に巡回指導実施方針で提示している。また、これを受けた地方駐在事務所は、その数を基に、管内状況及び職員配置状況を踏まえて目標件数を決定している。

（注 1）平成 23 年度は、当該仕様書において示した実習実施機関に対する目標件数は、1 万件であったが、平成 23 年 3 月以降の東日本大震災の影響により、9,500 件へ契約変更の手続をしている。

（注 2）厚生労働省では、毎年度、技能実習制度推進事業の評価を行い、行政事業レビューとして公表している。行政事業レビューにおいては、巡回指導の当初見込み数として、監理団体と実習実施機関への巡回指導件数を活動指標としており、平成 22 年度は 1 万 1,879 件、平成 23 年度は 1 万 843 件としている。

また、同省では、雇用保険二事業の評価に際して、実習実施機関への巡回指導件数の目標値を、平成 21 年度は 9,000 件、平成 22 年度は 1 万件、平成 23 年度は 9,000 件としている。

(巡回指導における指導区分)

J I T C O では、巡回指導において、技能実習計画と実際の職種・作業とのミスマッチ、賃金の不払、不適正な割増賃金の支払等をチェックしており、J I T C O は、これらに関する問題を把握した場合に、監理団体又は実習実施機関に対して、文書指導又は口頭指導を実施することとしている。

文書指導にあつては、地方入国管理局の不正行為認定等の対象となるような問題を把握した場合に、改善指導書を交付して指導し、改善報告書を期限を付して提出させることとしている。また、口頭指導にあつては、口頭で助言・指導を行い、必要に応じて改善状況を報告させることとしている。

(関係機関との連携)

技能実習制度推進事業の仕様書においては、事業の受託者は、巡回指導の結果を取りまとめ、必要に応じて関係行政機関に情報提供を行うこととされている。

また、J I T C O では、巡回指導の実施要領において、技能実習の適正な実施の観点から重大な問題があると認められる事案については、事案の

<p>内容等に応じて関係行政機関へ通報することとしている。</p> <p>(地方入国管理局による実態調査に基づく不正行為認定)</p> <p>地方入国管理局では、法務省指針に基づき、技能実習の適正な実施のために必要な事項や留意すべき事項が実行されているかを確認するために実態調査を実施しており、不適正な受入れを行っている実習実施機関等に対しては、不正行為認定を含めた厳正かつ的確な対応を行うこととされている。</p> <p>地方入国管理局が行う不正行為認定については、上陸基準省令に規定されており、技能実習の適正な実施を妨げる不正行為を行った実習実施機関等は、1年間から5年間技能実習生の受入れが認められないこととなる。</p> <p>また、この不正行為については、技能実習計画との齟齬、賃金の不払等の上陸基準省令に規定する行為とされている。</p> <p>なお、JITCOが行う文書指導に該当する事項は、地方入国管理局が行う不正行為認定に該当する事項をほぼ対象としている。</p> <p>(労働基準監督機関による監督指導に基づく是正勧告)</p> <p>労働基準監督機関では、労働基準法第101条等の規定に基づき、労働基準関係法令の遵守徹底を図るため、事業場に対して、立入権限や帳簿書類等の調査権限に基づく監督指導を行っており、違反があった場合は、当該事業場に対し行政指導等を行っている。</p> <p>労働基準監督機関による監督指導は、労働基準法、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、その他労働基準関係法令の遵守状況を確認するものである。</p> <p>なお、JITCOの巡回指導で確認すべき事項にも、労働関係法令の遵守状況を確認する事項が含まれている。</p> <p>(団体監理型の技能実習制度における巡回指導の役割)</p> <p>団体監理型の技能実習制度は、監理団体の責任と監理の下で実施されるものであり、監理団体による実習実施機関に対する監査は、当該制度の根幹をなす重要な取組であると言える。</p> <p>このため、監理団体による監査は、その励行と利害を排した公正中立で実効性ある実施が求められるが、会員・組合員等である傘下の実習実施機関に対して行われる場合もある。このため、推進事業実施機関の巡回指導による第三者的チェック機能は、企業単独型及び団体監理型の区別なく双方を対象とするものである(注)ものの、特に団体監理型の技能実習制度の適正な運営を図る上で、重要な役割を担っている。</p> <p>(注) 技能実習制度推進事業において実施される巡回指導は、企業単独型及び団体監理型</p>	<p>図表1-(3)-③</p> <p>図表1-(1)-⑳ (再掲)</p> <p>図表1-(1)-㉓ (再掲)</p>
---	--

のいずれをも対象とする。このため、本項目の以下の調査結果では、両者を含む機関数及び件数である。

なお、JITCOが把握している企業単独型と団体監理型の実習実施機関の割合は、おおむね1：9である。

【調査結果】

今回、推進事業実施機関であるJITCOによる巡回指導の実施状況について調査したところ、以下のような状況がみられた。

ア 巡回指導対象の把握状況

(7) 技能実習1号を受け入れる監理団体及び実習実施機関を巡回指導の対象とする必要性

平成5年度から実施されている技能実習制度推進事業は、平成22年7月の改入管法等改正法の施行以前は、在留資格「研修」を経て、入国2年目と3年目となる在留資格「特別活動（技能実習）」で活動する技能実習生の技能等の修得を支援することを目的としていた。

入管法等改正法の施行前は、入国1年目は在留資格が「研修」、2年目から在留資格が「特定活動」とされていたため、2年目以降の者が、技能実習を受け、また、労働関係法令の適用を受けることとされており、技能実習の実施状況及び適正な雇用管理の実施状況をチェックする巡回指導は、2年目以降の受入れがある監理団体及び実習実施機関のみを対象としていた。

その後、入管法等改正法の施行により、それまで在留資格「研修」であった1年目の者が、新たに在留資格「技能実習1号」を付与され、技能実習生という位置付けとなり、労働関係法令の適用を受けることとなった。このため、これら技能実習1号の技能実習生を受け入れている監理団体及び実習実施機関も推進事業実施機関が実施する巡回指導の対象とする必要が生じている。

しかし、技能実習制度推進事業は、平成22年7月以降においても、在留資格「技能実習」のうち、3年間で技能等を修得することを前提とした2年目又は3年目の技能実習2号として活動する技能実習生のみを対象としており、技能実習1号として活動する技能実習生は、対象となっていない。

このため、技能実習1号のみを受け入れている監理団体及び実習実施機関も、当該事業の対象となっておらず、また、巡回指導の対象にもなっていない。

(イ) JITCOの巡回指導の対象となっている監理団体数及び実習実施機関数

JITCOにおける巡回指導の対象となる監理団体及び実習実施

図表1-(3)-④

機関の把握状況をみたところ、技能実習 1 号に係る監理団体及び実習実施機関については把握していなかった（注 1）。

J I T C O が把握しているのは、技能実習 2 号の技能実習生を受け入れている監理団体及び実習実施機関であり、その数は、平成 23 年度で、監理団体 1,955 団体、実習実施機関 2 万 1,223 機関となっている（注 2）。

（注 1） ただし、技能実習 1 号及び 2 号の両方の受入れを行っている監理団体及び実習実施機関については、技能実習 1 号の技能実習生の受入れについて把握している場合や、母国語相談等を通じて、独自に把握している場合がある。

（注 2） 技能実習 2 号の技能実習生が所属する監理団体及び実習実施機関については推進事業実施機関として実施している、技能実習 1 号から 2 号へ移行する際に必要となる実習実施計画の評価業務を通じて把握しており、平成 23 年度は、技能実習 2 号への移行の際に評価を行った監理団体 1,625 団体、実習実施機関 1 万 6,178 機関について網羅的に把握している。

図表 1 - (3) - ⑤

図表 1 - (3) - ⑥

（ウ）巡回指導の対象となっていない技能実習生数、監理団体数及び実習実施機関数（推計）

J I T C O が把握できていないのは、技能実習 1 号として活動する技能実習生のみを受け入れている監理団体及び実習実施機関である。これら監理団体数及び実習実施機関数について推計してみると、監理団体については約 195 団体、実習実施機関については約 2,100 機関となり、これらの団体、機関については、巡回指導の対象にもなっていないものと考えられる。

（推計方法）

i) 平成 23 年 12 月末の在留資格「技能実習」の外国人登録者数は、14 万 1,994 人（内訳は、技能実習 1 号の技能実習生数 6 万 1,178 人、技能実習 2 号の技能実習生数 8 万 816 人）である。

このうち、J I T C O が把握できる技能実習生数は、12 万 9,113 人（注）であり、その差 1 万 2,881 人が技能実習 1 号の活動のみを行う技能実習生と考えられる。

（注） 平成 23 年度に在留資格認定証明書の交付申請書の事前点検等を行った技能実習 1 号の技能実習生 4 万 8,297 人（ただし、事前点検等については、J I T C O で記録を保持しているものではない。）と外国人登録者数における技能実習 2 号の技能実習生 8 万 816 人の合計である。

ii) J I T C O が把握している平成 23 年度の監理団体数は 1,955 団体、実習実施機関数は 2 万 1,223 機関である。

iii) i)、ii) の数値に基づき、J I T C O が把握できない技能実習 1 号として活動する技能実習生のみを受け入れている監理団体及び実習実施機関の数を推計すると次のとおりである。

① J I T C O が把握できていない監理団体数（約 195 団体）

a 1 監理団体当たりの技能実習生数＝巡回指導の対象実習生数／巡回指導の対象監理団体数＝12万9,113人／1,955団体≒66.04人

b J I T C Oが把握できていない監理団体数＝巡回指導の対象外技能実習生数／1 監理団体当たりの技能実習生数 (a)＝1万2,881人／66.04人≒195.05団体

なお、J I T O C Oが把握できていない監理団体数とは、現在、巡回できていないと考えられる監理団体数と同義となる。

② J I T C Oが把握できていない実習実施機関数（約2,100機関）

a 1 実習実施機関当たりの技能実習生数＝巡回指導の対象技能実習生数／巡回指導の対象実習実施機関数＝12万9,113人／2万1,223機関≒6.08人

b J I T C Oが把握できていない実習実施機関数＝巡回指導の対象外実習生数／1 実習実施機関当たりの実習生数 (b)＝1万2,881人／6.08人≒2,118.59団体

なお、J I T C Oが把握できていない実習実施機関数とは、現在、巡回できていないと考えられる実習実施機関数と同義となる。

イ 巡回指導の実施状況

平成21年度から23年度におけるJ I T C Oによる巡回指導の実施状況についてみたところ、次のような状況となっていた。

(7) 巡回指導の目標件数の達成状況

巡回指導の目標件数を達成できていない地方駐在事務所は、毎年度発生しており、監理団体に対する巡回指導に関しては、東京、富山及び広島の3事務所が、実習実施機関に対する巡回指導に関しては、東京、名古屋及び福岡の3事務所が、いずれも3年連続で未達成となっていた。

特に東京事務所については、監理団体に対する巡回指導は、全国平均が約8割から9割となっているのに対し、同事務所は約3割から4割、実習実施機関に対する巡回指導は、全国平均がおおむね9割以上となっているのに対し、同事務所は約6割から8割と極めて低調であり、事務所の中で最も低くなっていた。

一方、目標件数の達成率が3年連続で100%を超える地方駐在事務所が6事務所あった。

図表1-(3)-⑦

図表1-(3)-⑧

(イ) 巡回指導の実施機関率の状況

巡回指導は、平成 23 年度の技能実習制度推進事業に係る仕様書においては、監理団体の全部、実習実施機関の全機関の半分（1 万件）程度について実施することとされている。しかし、JITCO が把握する監理団体及び実習実施機関に対して、実際に行った巡回指導の実施割合（以下「実施機関率」という。）についてみると、毎年度、監理団体に対する巡回指導については約 7 割から 8 割、実習実施機関に対する巡回指導については約 4 割となっていた（注）。

特に、東京事務所については、監理団体で約 2 割から 3 割、実習実施機関で約 2 割から 4 割と低調であり、駐在事務所の中で最も低い水準となっていた。

（注）実習実施機関に対する巡回指導の目標は、総数（平成 21 年度 2 万 3,716 件、22 年度 2 万 3,636 件、23 年度 2 万 1,223 件）に対し 1 万件（23 年度は 9,500 件）であるため、総数の 4 割で達成となる。

また、技能実習生 1 人が技能実習を受ける標準的な期間（技能実習 1 号として、及び 2 号として技能実習を受ける標準的な期間）である 1 年から 3 年間の間に、これを受け入れている全ての監理団体及び実習実施機関に対して、JITCO が巡回指導を行っているか否かについてみたところ、次のとおり、2 年間または 3 年間のうちに巡回されていない監理団体及び実習実施機関が一定程度あることが分かった。

① 平成 21 年度及び 22 年度の 2 年間において、監理団体 2,018 団体のうち 178 団体（8.8%）、実習実施機関 2 万 3,716 機関のうち 5,681 機関（24.0%）が巡回できていなかった。また、平成 22 年度及び 23 年度の 2 年間についても監理団体 2,018 団体のうち 136 団体（6.7%）、実習実施機関 2 万 3,636 機関のうち 6,367 機関（26.9%）が巡回できていないなど 2 年間で巡回できていない監理団体が全体の約 7%、実習実施機関が全体の約 25%となっていた。

② 平成 21 年度から 23 年度の 3 年間において、実習実施機関 2 万 3,716 機関のうち、巡回できていない機関が 1,051 機関あった。

巡回指導は、監理団体及び実習実施機関における技能実習の実施状況及び適正な雇用管理の実施状況について、唯一網羅的かつ第三者的にチェックできる仕組みであるが、技能実習生 1 人が技能実習を受ける期間である 2、3 年の間に、必ずしも巡回できていない状況であると考えられる。

図表 1 - (3) - ⑨

図表 1 - (3) - ⑩

(ウ) 巡回指導の対象の選定状況

巡回指導の対象の選定について、JITCOは、原則として、全ての監理団体及び実習実施機関を対象としているが、特に、①新規に技能実習生を受け入れる機関等これまでに巡回指導の実績がない実習実施機関、②直近の巡回指導から相当程度期間が経過している実習実施機関、③技能実習の適正な実施の観点から指導の必要がある実習実施機関、④適正な技能実習実施の観点から傘下の実習実施機関の状況把握や指導に問題がある監理団体を優先することとしている。

しかし、平成23年に①地方入国管理局が実態調査を実施し不正行為認定を行った100機関(145件)及び②当省において愛知及び福井労働局を任意に選定し管内の労働基準監督署が実習実施機関に対し監督指導を実施し是正勧告を行ったもののうち、それら処分の原因となった行為が行われていた時期が明らかな80機関(82件)(注1)を対象に、当該時期のJITCOの巡回指導の実施状況についてみると、次のとおり、巡回指導の実施率が3年間で約95.4%という水準であることを考慮しても、対象機関の選定が効果的に実施されているとは言えない状況であった。

① 不正行為認定を受けた実習実施機関100機関(145件)のうち、28機関(28.0%)(41件)について、平成21年度から23年度までの3年間を通じて一度も巡回指導をしていなかった(注2)。

図表1-(3)-⑪

② 是正勧告を受けた実習実施機関80機関(82件)(注1)のうち、17機関(21.3%)(18件)について、平成21年度から23年度までの3年間を通じて一度も巡回指導をしていなかった。

図表1-(3)-⑫

(注1) 愛知及び福井労働局で実習実施機関に対して是正勧告を行ったものうち相互通報制度により地方入国管理局に通報された156件から処分の原因となった行為が行われていた時期が明らかな80機関(82件)を抽出した。

(注2) これらの機関数は巡回指導の対象となっていない技能実習1号のみの受入れの場合も含むものである。

(イ) 巡回指導における指導状況

JITCOの平成21年度から23年度における文書指導の実施状況をみると、改善を促すために有用な文書指導の枠組みは、推進事業実施機関の内規により設けられており、その運用も推進事業実施機関による裁量に委ねられていることから、毎年度、巡回指導を監理団体から1,500件前後、実習実施機関が9,500件以上実施しているものの、文書指導を行った件数は、監理団体では平成23年2月から24年3月までの1年1か月間で2件、実習実施機関では毎年度300件程度にとどまっていた。

図表1-(3)-⑬

このことについて、JITCOは、巡回指導は改善を目的とするも

のであるため、文書指導案件であっても口頭指導で対応している場合があるとしている。しかし、口頭指導とした場合、文書指導の場合と異なり、改善報告書の提出を求める枠組みになっていないため、指導事項に対する改善の実効性の担保が必ずしも図られないものとなっていた。

また、平成21年度から23年度における地方駐在事務所ごとの実習実施機関に対する文書指導の件数を3年間の合計でみると、富山事務所288件、広島事務所193件と多い事務所がある一方、3年間で10件未満となっているものが6事務所(注)あるなど、文書指導の取扱いが事務所によって区々となっていた。

(注) 6事務所は水戸、宇都宮、長野、松江、高松、松山の各事務所を指す。なお、高松事務所では、独自に「指摘件数」として、チェックリストのようなものを用い交付しているため、文書指導の実施件数は少なくなっている。

(オ) 巡回指導の指摘状況

JITCOによる巡回指導において、問題の指摘が的確に行われているかとの観点から、平成23年に①地方入国管理局が実態調査を実施し不正行為認定を行った100機関(145件)及び②当省において愛知及び福井労働局を任意に選定し管内の労働基準監督署が実習実施機関に対し監督指導を実施し是正勧告を行ったもののうち処分の原因となった行為が行われていた時期が明らかな80機関(82件)(注)を対象に、当該時期に実施していたJITCOの巡回指導における文書指導による指摘状況についてみると、次のとおり、的確な指摘ができていない状況がみられ、これができたものは、不正行為認定で1件、是正勧告では0件であった。

① 不正行為認定を受けた実習実施機関100機関(145件)のうち、45機関(59件)については、不正行為の時期から地方入国管理局の実態調査までの間に巡回指導を実施したが、文書指導はしていない。また、1機関(1件)については、文書指導をしたが当該行為に関する指摘はしていなかった。

② 是正勧告を受けた実習実施機関80機関(82件)(注)のうち、12機関(13件)については、違反の時期から労働基準監督機関の監督指導までに巡回指導を実施したが、文書指導はしていなかった。

(注) 愛知及び福井労働局で実習実施機関に対して是正勧告を行ったもののうち相互通報制度により地方入国管理局に通報された154機関(156件)から処分の原因となった行為が行われていた時期が明らかな80機関(82件)を抽出した。

なお、巡回指導の実効性に関して、JITCOでは、次のとおりとしている。

図表1-(3)-⑭

図表1-(3)-⑪
(再掲)

図表1-(3)-⑫
(再掲)

① 巡回指導は、監理団体及び実習実施機関の理解と協力を得て実施しており、権限を有する行政機関の監督指導等とは根本的に異なるものである。

② 実際の巡回指導においては、事前（おおむね1か月前）に監理団体及び実習実施機関に連絡し日程調整を行い、合意の上で実施しているため、不正行為認定事案に多い二重帳簿や「とぼし」のような悪質なケースを現場で発見することは困難である。

③ また、巡回指導については、技能実習制度推進事業に対し、巡回先の監理団体及び実習実施機関から理解を得られず、対応を拒否される場合もあり、これを行えない場合もある。

なお、このように対応を拒否した監理団体及び実習実施機関については、繰り返し説明することによって理解と協力を得て、巡回指導を実施しているところである。しかし、対応を拒否した監理団体及び実習実施機関に関する情報を関係行政機関に連絡し、その改善を図るようなことはしていない。

(カ) 特定巡回指導及び特別巡回指導の実施状況

JITCOは、特定巡回指導として、事前通知を行わない、いわゆる抜き打ちの手法を取り入れた巡回指導を、当該手法が効果的と考えられる案件を対象に、平成21年度から導入している。

このほか、特別巡回指導として、母国語相談で情報提供があった場合など、特に問題があると思われる事項を中心に、呼出しや訪問の直前の通知などの手法による巡回指導も平成23年末から取り入れている。

これらの手法は、巡回指導の実効性を高めるために効果的な手法であり、JITCOが厚生労働省と相談し、技能実習制度推進事業の委託の範囲内において、自ら取り入れている手法である。

これらの実績をみると、特定巡回指導については、監理団体に対するものが、平成23年度1件、実習実施機関に対するものが、平成21年度6件、22年度0件、23年度6件、また、特別巡回指導については、平成23年度に、監理団体に対するものが3件、実習実施機関に対するものが5件となっていた。

(キ) 巡回指導における指摘事項の改善確認状況

平成21年度から23年度における実習実施機関に対する文書指導をした846事案について、おおむね1か月を目途に提出することになっている改善報告書の提出状況を見ると、毎年度約1割から2割の機関が提出しておらず、JITCOでは改善状況が確認できていなかった。

図表1-(3)-⑮

図表1-(3)-⑯

図表1-(3)-⑰

なお、口頭指導については、必要に応じ改善状況の報告を求めるものとなっているが、前述イ(エ)のとおり、JITCOは、巡回指導は監理団体及び実習実施機関の主体的な取組を促すことを主眼としているため、文書指導すべき事案を口頭指導にとどめているケースもあるとしており、この点からも、巡回指導により把握した不正行為等の改善状況の確認が必ずしも適切に行われていないと考えられる。

(7) 関係行政機関との連携状況

a JITCOによる関係機関への通報事案

巡回指導の結果については、技能実習制度推進事業に関する仕様書において、必要に応じ関係機関に連絡することとなっている。しかし、JITCOは、不正行為に該当する事案と考えられる文書指導事案について、地方入国管理局や労働基準監督機関に連絡することとしていなかった。

また、JITCOは、内部規定である関係行政機関への通報等実施要領において、不正行為認定に相当する事案で、とりわけ重大な問題のみられる事案、地方駐在事務所の度重なる指導にもかかわらず改善の意志がみられない悪質な事案などを重大事案と位置付け、これらを通報事案の対象範囲に定めているが、平成21年度から23年度における重大事案23件のうち関係行政機関に連絡したものは8件となっており、3分の1程度しか連絡していなかった。

b JITCOから厚生労働省への報告状況

JITCOは、技能実習制度推進事業の委託元である厚生労働省（職業能力開発局）に対し、同事業に関する仕様書に基づき、母国語相談で把握した問題のある事案については、毎月平均7件程度を月末に報告しているが、巡回指導については、そのような取り決めがなく、毎月の報告は行っていない。

(7) 巡回指導の実効性確保

巡回指導の実効性が低い点について、厚生労働省の「研修・技能実習制度研究会報告」（平成20年6月）においては、「JITCOの巡回指導については、一定のチェック機能を果たしているものの、JITCO自体が受入れ団体や企業からの会費収入に依存しているサービス援助機関であるという性格や法的権限がないこともあり、受入れ企業に法令違反の疑いがあった場合も指導・助言等により自主的な改善を促すにとどまるなど不正行為の摘発に対しては必ずしも十分な実効性を伴っていない面がある。」との指摘がなされている。また、同報告書

図表1-(3)-⑱

図表1-(3)-⑲

においては、検討の方向性として、「受入れ企業・団体における法令遵守や実習実施についての適正化を徹底するため、こうした監理的な面について一元的にチェックする機能を強化する方向で、今後そのあり方を検討していく必要がある。」とされ、具体の方策も提示されているが、JITCOと監理団体との関係性の改善策は何ら提示されていない。

【所見】

したがって、法務省及び厚生労働省は、厚生労働省が実施している技能実習制度推進事業の委託先である推進事業実施機関による巡回指導の適正な実施を確保する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 厚生労働省は、巡回指導について、技能実習1号の技能実習生のみを受入れを行う監理団体及び実習実施機関も対象とすること。

また、法務省は、技能実習生を受け入れている監理団体及び実習実施機関のリスト（監理団体及び実習実施機関の名称及び所在地並びに当該監理団体及び当該実習実施機関の技能実習生の受入れ人数等の情報が盛り込まれたもの。）を厚生労働省からの求めに応じ提供するものとし、厚生労働省は、これを推進事業実施機関に提供すること。

② 法務省及び厚生労働省は、巡回指導の実効性を高める観点から、次の措置を講ずること。

i) 厚生労働省は、巡回指導の実施が低調な地域がある場合は、推進事業実施機関に対し、地方事務所の配置やその職員配置についても指導を行うなど必要な措置を講ずること。

ii) 法務省は、巡回指導対象の適切な選定に資するため、厚生労働省からの求めに応じ、不正行為認定事案に関する情報を法令の範囲内で提供すること。

また、厚生労働省は、当該事案や労働基準監督機関による監督指導等に関する情報を分析するなどして、推進事業実施機関に対し、必要な情報提供を行うこと。

iii) 厚生労働省は、巡回指導における指導の基準（文書指導に関する基準、改善報告書の提出に関する基準及び抜き打ち又は訪問直前連絡の実施に関する基準を含む。）及び地方入国管理局又は労働基準監督機関へ情報提供する事案（巡回指導を拒否された事案を含む。）の基準を策定すること。

その際、文書指導に関する基準及び関係行政機関への情報提供の基準の適用範囲については、地方入国管理局による不正行為認定及び労働基準監督機関による是正勧告の検討対象となる事案を踏まえて設定すること。

また、推進事業実施機関に対し、上記基準を提示し、これに沿った指導及び関係行政機関への情報提供の厳格な実施を徹底するよう指導すること。

さらに、法務省及び厚生労働省は、上記基準に基づき推進事業実施機関から情報提供された問題事案については、当該問題事案の内容・緊急性を勘案し、可能な限り迅速かつ適切に処理すること。

iv) 厚生労働省は、推進事業実施機関が定期的に行う実施状況の報告において、巡回指導の実施目標に向けた進捗状況等を聴取し、上記iii)の巡回指導における指導の基準に沿った取組が確実に実施されるよう、必要な指導を行うこと。

図表 1 - (3) - ① 平成 23 年度技能実習制度推進事業に係る仕様書 <抜粋>

5 事業内容

(1) 技能実習制度の円滑な推進

① 実施体制の整備

本事業を効果的かつ効率的に行うに当たって必要となる中央及び地方における体制の整備を行う。

ア 中央組織の事業実施体制整備

受託者は、本事業を実施するための独立した部門を設ける等の事業実施体制を整備するものとする。

イ 地方事務所の事業実施体制整備

受託者は、本事業のうち、(1)②③④⑤⑦イ、(2)②の円滑な実施のため、国内の適所に地方事務所を設置し、必要なスタッフの配置等事務処理体制を整備するものとする。

ウ 監理団体、実習実施機関等の情報管理

本事業を実施したことで得る情報、事業を実施する上で必要である監理団体、実習実施機関等の情報について、必要に応じ情報が取り出せるような管理を行う。

② 実習実施機関への巡回指導等の実施

全実習実施機関の半分（10,000 件）程度を原則、直接訪問し、技能実習計画に則った技能実習が実施されているか及び適正な雇用管理が行われているかについて把握するとともに、技能実習状況に応じた指導等を行う。指導の結果を、取りまとめ、委託者へ報告するとともに、必要に応じて関係行政機関に情報提供を行う。なお、訪問する企業数は、委託者の指示により変更することがある。（別紙 1 に監理団体、実習実施機関の都道府県別数を参考添付）

③ 監理団体への巡回指導

全監理団体と面接し、当該団体による傘下の実習実施機関に対する監理・指導状況を把握し、必要な助言・指導を行う。指導の結果について、取りまとめ、委託者へ報告するとともに、必要に応じて、関係行政機関へ情報提供を行う。

（省略）

6 受託者の講ずべき措置等

（省略）

(5) 調査等

① 受託者は、委託事業の実施状況を定期的に委託者に報告するものとする。

② 委託者は、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、受託者に対し、技能実習制度推進事業の状況に関し必要な報告を求めるとともに、必要があると認めるときは、受託者に対し、必要な措置をとるべきことを指示するものとする。

（注）下線は当省が付した。

図表 1 - (3) - ② 国際研修協力機構 (J I T C O) の体制 (平成 23 年 7 月 1 日現在)

○ 地方駐在事務所 17 か所

職員 117 人 (※ 1 平成 24 年度は 114 人)

(※ 2 平成 23 年度の技能実習制度推進事業の担当者は 78 人)

※ 地方駐在事務所所在地 (平成 23 年度)

事務所	管轄地域	※ 平成 24 年度中に変更
札幌	北海道	
仙台	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	
水戸	茨城	
宇都宮	栃木、群馬	
千葉	千葉	
東京	埼玉、東京、神奈川、山梨	
新潟	新潟	※ 廃止。長野事務所が管轄
富山	富山、石川、福井	
長野	長野	※ 新潟事務所の廃止に伴い、管轄は新潟、長野
静岡	静岡	
名古屋	岐阜、愛知、三重	
大阪	滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、兵庫	
松江	鳥取、島根	
広島	岡山、広島、山口	
高松	徳島、香川、高知	
松山	愛媛	
福岡	福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	※ 熊本事務所の新設に伴い、管轄は福岡、佐賀、長崎、大分、沖縄
(熊本)		※ 熊本事務所を新設、管轄は熊本、宮崎、鹿児島

(注) 1 J I T C O の資料に基づき、当省が作成した。

2 なお、平成 25 年 3 月末をもって、松江事務所を廃止し、同年 4 月 1 日以降、広島事務所の担当地域が鳥取、島根、岡山、広島、山口に変更。

図表 1－(3)－③ 技能実習生の入国・在留管理に関する指針（平成 24 年 11 月改訂、法務省入国管理局）＜抜粋＞

第 3 実態調査の実施

技能実習の適正な実施のために必要な事項、留意すべき事項は、第 2 に記載したとおりですが、これが実行されているかを確認するために、地方入国管理局が実態調査を実施することがあります。

調査事項は、本指針の内容に沿ったものとなりますので、実習実施機関等は、日頃から本指針を遵守した技能実習を行うとともに、実態調査の際には地方入国管理局の調査に協力しなければなりません。

第 4 不正行為

1 基本的考え方

「不正行為」の具体的内容は上陸基準省令の「技能実習 1 号イ」の項の第 18 号の表の上欄及び「技能実習 1 号ロ」の項の第 16 号の表の上に規定されている行為で、かつ、これらの号の本文により技能実習に係る行為であるものです。このような不正行為を行った場合は「技能実習の適正な実施を妨げるもの」であるか否かを問わず、地方入国管理局への報告の対象となります。また、地方入国管理局では、監理団体又は実習実施機関からの報告の有無にかかわらず、第 3 で示したように実態調査を実施するなどし、「不正行為」に対して厳正かつ的確に対応することとしています。

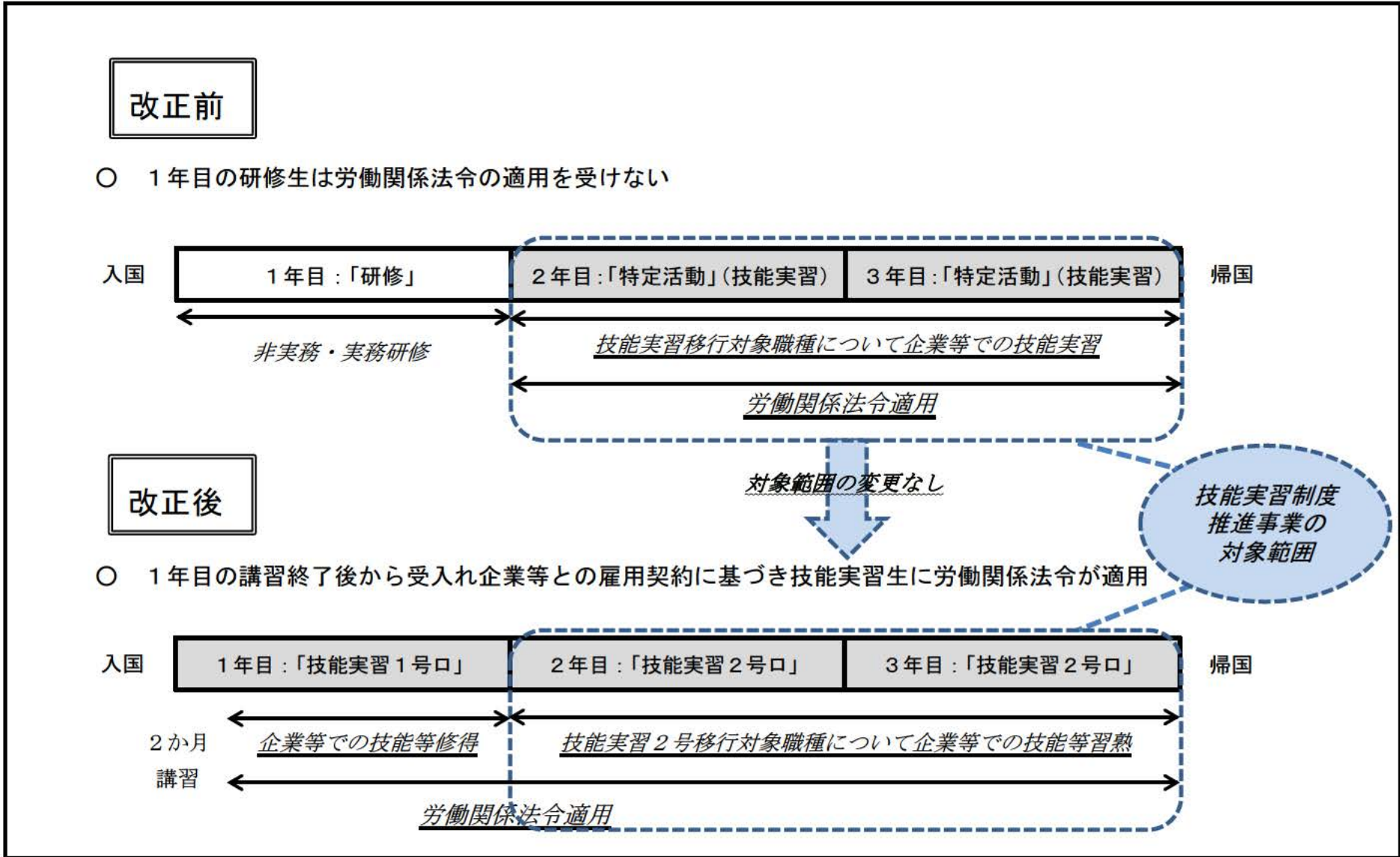
(省略)

2 「不正行為」の具体的内容（※ 詳細な場合及び受入れ停止期間は省略）

- (1) 暴行・脅迫・監禁
- (2) 旅券・在留カードの取上げ
- (3) 賃金等の不払い
- (4) 人権を著しく侵害する行為
- (5) 偽変造文書等の行使・提供
- (6) 保証金の徴収等
- (7) 雇用契約に基づかない講習の期間中の業務への従事
- (8) 二重契約
- (9) 技能実習計画との齟齬
- (10) 名義貸し
- (11) 実習実施機関における「不正行為の報告不履行」・「実習継続不可能時の報告不履行」
- (12) 監理団体における「不正行為等の報告不履行」・「監査、相談体制構築等の不履行」
- (13) 行方不明者の多発
- (14) 不法就労者の雇用等
- (15) 労働関係法令違反
- (16) 営利目的のあっせん行為
- (17) 再度の不正行為
- (18) 日誌等の作成等不履行
- (19) 帰国時の報告不履行

(注) 下線は当省が付した。

図表1-(3)-④ 入管法改正(平成22年7月)に基づく技能実習制度(団体監理型)と技能実習制度推進事業の対象範囲との比較



(注) 当省が作成した。

図表 1 - (3) - ⑤ J I T C Oが把握している監理団体及び実習実施機関数(平成 21 年度～24 年度)
(単位：団体、機関)

	平成 21 年度	22	23	24
監理団体	1, 843	2, 018	1, 955	2, 010
実習実施機関	23, 716	23, 636	21, 223	20, 227
計	25, 559	25, 654	23, 178	22, 237

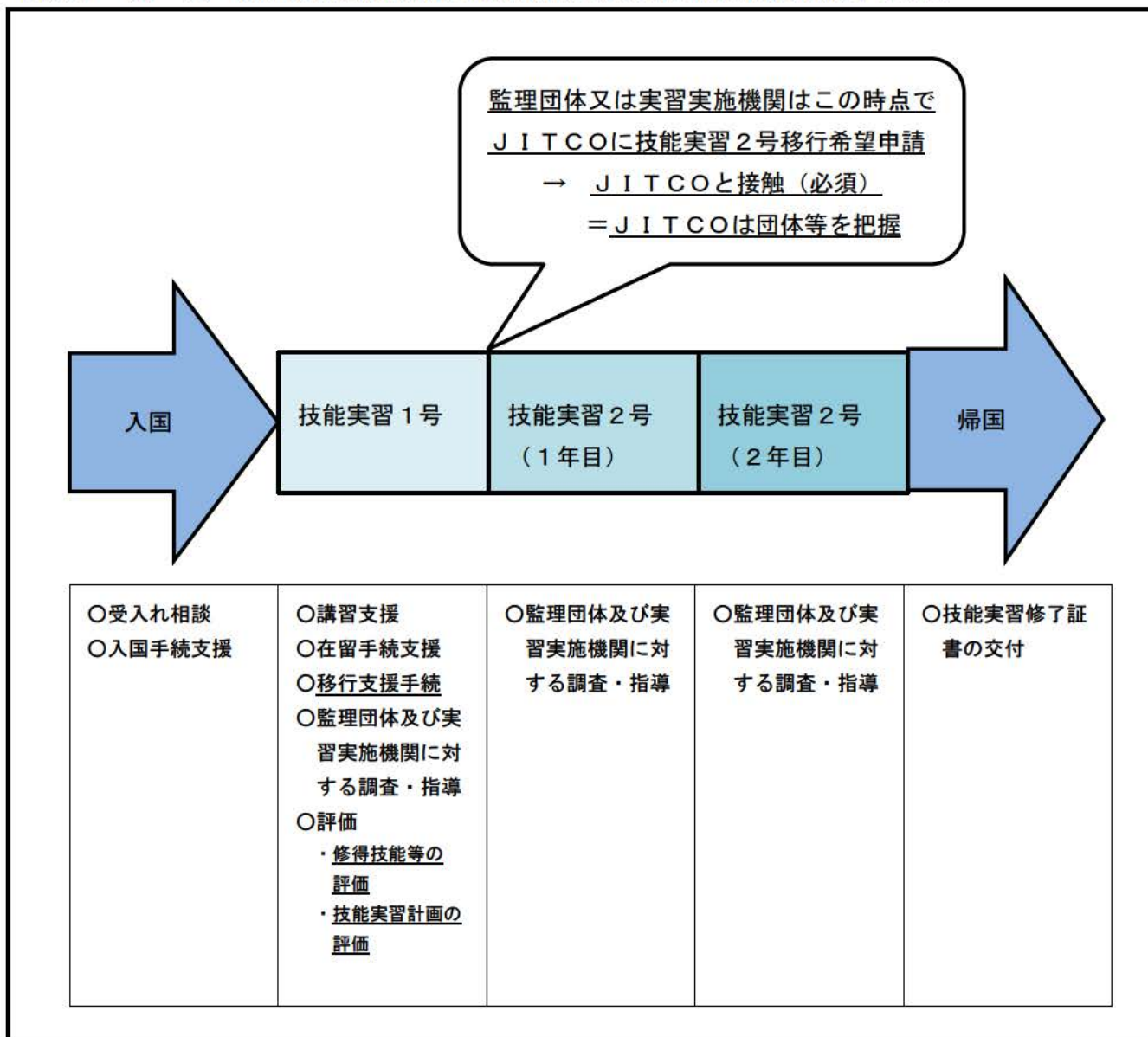
- (注) 1 厚生労働省及び J I T C Oの資料に基づき、当省が作成した。
2 平成 24 年度は、同年 8 月 17 日現在の数である。

<参考> J I T C Oが把握している監理団体・実習実施機関数（平成21年度～24年度、都道府県別及び地方駐在事務所別）（単位：団体、機関）

都道府県	21年度			22年度			23年度			24年度(24.8.17現在)			地方駐在事務所	24年度地方駐在事務所
	監理団体数	実習実施機関数	合計	監理団体数	実習実施機関数	合計	監理団体数	実習実施機関数	合計	監理団体数	実習実施機関数	合計		
北海道	53	506	559	58	546	604	59	591	650	68	633	701	札幌	札幌
青森	19	99	118	17	104	121	16	99	115	18	88	106	仙台	仙台
岩手	14	144	158	16	156	172	16	95	111	14	101	115		
宮城	14	164	178	18	177	195	15	128	143	12	67	79		
秋田	20	160	180	19	146	165	17	128	145	15	109	124		
山形	17	116	133	19	119	138	19	106	125	20	97	117		
福島	19	209	228	16	192	208	17	154	171	11	108	119		
茨城	73	1,722	1,795	82	1,948	2,030	86	1,599	1,685	95	1,794	1,889	水戸	水戸
栃木	38	475	513	40	473	513	39	411	450	36	434	470	宇都宮	宇都宮
群馬	30	562	592	34	537	571	34	489	523	36	514	550		
千葉	53	1,026	1,079	62	1,067	1,129	55	999	1,054	58	970	1,028	千葉	千葉
東京	121	701	822	144	670	814	149	519	668	164	432	596	東京	東京
埼玉	42	870	912	46	826	872	45	747	792	47	718	765		
神奈川	21	442	463	25	422	447	24	372	396	27	341	368		
山梨	3	108	111	2	97	99	3	93	96	4	92	96		
新潟	26	283	309	26	274	300	25	248	273	22	214	236	新潟	長野(※)
富山	50	549	599	54	531	585	51	443	494	49	447	496	富山	富山
石川	32	418	450	32	395	427	30	346	376	29	357	386		
福井	44	538	582	47	519	566	44	470	514	45	447	492		
長野	46	501	547	52	500	552	49	456	505	49	444	493	長野	長野
静岡	29	921	950	39	911	950	41	822	863	47	691	738	静岡	静岡
岐阜	148	1,655	1,803	162	1,599	1,761	155	1,465	1,620	161	1,360	1,521	名古屋	名古屋
愛知	154	2,730	2,884	169	2,714	2,883	170	2,425	2,595	177	2,235	2,412		
三重	53	790	843	57	760	817	55	681	736	59	654	713		
兵庫	56	600	656	64	587	651	60	540	600	60	499	559	大阪	大阪
滋賀	24	279	303	25	289	314	26	264	290	25	245	270		
京都	11	186	197	9	185	194	9	172	181	10	155	165		
大阪	72	1,025	1,097	76	1,009	1,085	75	866	941	81	724	805		
奈良	17	169	186	15	173	188	15	159	174	16	158	174		
和歌山	16	96	112	17	96	113	14	80	94	10	76	86		
鳥取	29	140	169	29	132	161	24	120	144	24	120	144	松江	松江
島根	26	202	228	26	195	221	22	183	205	20	167	187		
岡山	46	560	606	54	562	616	53	512	565	50	486	536	広島	広島
広島	95	1,144	1,239	106	1,124	1,230	101	981	1,082	103	971	1,074		
山口	28	208	236	31	210	241	26	193	219	26	186	212		
徳島	52	392	444	55	364	419	51	357	408	50	327	377	高松	高松
香川	55	424	479	59	413	472	60	394	454	60	379	439		
高知	22	167	189	20	174	194	14	165	179	13	158	171		
愛媛	42	590	632	44	577	621	42	548	590	40	521	561	松山	松山
福岡	44	466	510	56	473	529	57	436	493	63	401	464	福岡	福岡
佐賀	10	105	115	9	103	112	8	101	109	8	104	112		
長崎	16	228	244	18	218	236	14	214	228	16	197	213		
熊本	24	461	485	26	442	468	26	432	458	29	405	434		
大分	22	202	224	25	210	235	24	193	217	20	165	185		
宮崎	9	164	173	8	186	194	10	183	193	13	180	193		
鹿児島	7	180	187	9	194	203	8	208	216	8	223	231		
沖縄	1	39	40	1	37	38	2	36	38	2	33	35	福岡(※)	
合計	1,843	23,716	25,559	2,018	23,636	25,654	1,955	21,223	23,178	2,010	20,227	22,237	合計	

(注) 1 J I T C O提出資料に基づき、当省が作成した。
2 「※」は、平成24年度の地方駐在事務所の体制変更による。

図表 1 - (3) - ⑥ 推進事業実施機関が監理団体及び実習実施機関を把握する機会



(注) JITCOの資料に基づき、当省が作成した。

図表 1 - (3) - ⑦ 巡回指導の目標件数に対する達成状況（平成 21 年度～23 年度）

（監理団体）

（単位：事務所）

区分	平成 21 年度	22 年度	23 年度
目標件数を達成した事務所	11	8	8
目標件数を達成できなかった事務所	6	9	9
計	17	17	17

（実習実施機関）

（単位：事務所）

区分	平成 21 年度	22 年度	23 年度
目標件数を達成した事務所	11	13	11
目標件数を達成できなかった事務所	6	4	6
計	17	17	17

（注）当省の調査結果による。

図表 1 - (3) - ⑧ 巡回指導の目標件数に対する達成率（平成 21 年度～23 年度）

（監理団体）

（単位：団体）

区分		管内団体数 a	目標件数 b	実施件数 c	達成率 c / b
平成 21 年度	東京事務所	187	144	47	32.6%
	全国	1,843	1,501	1,397	93.1%
22 年度	東京事務所	217	195	58	29.7%
	全国	2,018	1,879	1,636	87.1%
23 年度	東京事務所	221	203	81	39.9%
	全国	1,955	1,899	1,686	88.8%

（実習実施機関）

（単位：機関）

区分		管内機関数 a	目標件数 b	実施件数 c	達成率 c / b
平成 21 年度	東京事務所	2,121	832	536	64.4%
	全国	23,716	9,750	9,556	98.0%
22 年度	東京事務所	2,015	832	552	66.3%
	全国	23,636	10,000	9,868	98.7%
23 年度	東京事務所	1,731	832	693	83.3%
	全国	21,223	9,675	9,594	99.2%

（注）1 当省の調査結果による。

2 1つの監理団体及び実習実施機関に対して、同一年度に複数回巡回することがあり、「実施件数」は延べ数である。

<参考> 巡回指導の目標の達成状況（平成21年度～23年度、地方駐在事務所別）

（単位：団体、機関）

監理団体	21年度						22年度						23年度					
	JITCO 把握数 z	目標件数 a	実施件数 b	実施 団体数 c	達成率 b/a	実施 団体率 c/z	JITCO 把握数 z	目標件数 a	実施件数 b	実施 団体数 c	達成率 b/a	実施 団体率 c/z	JITCO 把握数 z	目標件数 a	実施件数 b	実施 団体数 c	達成率 b/a	実施 団体率 c/z
札幌	53	46	44	44	95.7%	83.0%	58	54	55	55	101.9%	94.8%	59	56	55	55	98.2%	93.2%
仙台	103	86	86	85	100.0%	82.5%	105	106	98	97	92.5%	92.4%	100	103	78	77	75.7%	77.0%
水戸	73	54	40	39	74.1%	53.4%	82	77	78	77	101.3%	93.9%	86	85	62	60	72.9%	69.8%
宇都宮	68	52	54	51	103.8%	75.0%	74	67	36	36	53.7%	48.6%	73	71	42	42	59.2%	57.5%
千葉	53	41	43	43	104.9%	81.1%	62	54	20	20	37.0%	32.3%	55	55	44	43	80.0%	78.2%
東京	187	144	47	47	32.6%	25.1%	217	195	58	58	29.7%	26.7%	221	203	81	78	39.9%	35.3%
新潟	26	23	25	25	108.7%	96.2%	26	26	31	25	119.2%	96.2%	25	24	24	24	100.0%	96.0%
富山	126	124	87	86	70.2%	68.3%	133	128	100	99	78.1%	74.4%	125	130	115	114	88.5%	91.2%
長野	46	40	46	46	115.0%	100.0%	52	46	48	48	104.3%	92.3%	49	53	54	52	101.9%	106.1%
静岡	29	23	28	28	121.7%	96.6%	39	28	30	30	107.1%	76.9%	41	41	41	41	100.0%	100.0%
名古屋	355	272	297	293	109.2%	82.5%	388	352	365	354	103.7%	91.2%	380	364	372	370	102.2%	97.4%
大阪	196	151	169	166	111.9%	84.7%	206	197	185	184	93.9%	89.3%	199	191	180	180	94.2%	90.5%
松江	55	50	50	50	100.0%	90.9%	55	57	61	46	107.0%	83.6%	46	48	58	42	120.8%	91.3%
広島	169	119	105	105	88.2%	62.1%	191	181	165	165	91.2%	86.4%	180	169	166	166	98.2%	92.2%
高松	129	121	125	123	103.3%	95.3%	134	129	131	116	101.6%	86.6%	125	134	136	116	101.5%	92.8%
松山	42	40	28	27	70.0%	64.3%	44	43	39	39	90.7%	88.6%	42	33	38	38	115.2%	90.5%
福岡	133	115	123	123	107.0%	92.5%	152	139	136	136	97.8%	89.5%	149	139	140	140	100.7%	94.0%
合計	1,843	1,501	1,397	1,381	93.1%	74.9%	2,018	1,879	1,636	1,585	87.1%	78.5%	1,955	1,899	1,686	1,638	88.8%	83.8%
実習実施機関					100%で達成	100%で達成					100%で達成	100%で達成					100%で達成	100%で達成
実習実施機関	21年度						22年度						23年度					
	JITCO 把握数 z	目標件数 a	実施件数 b	実施 機関数 c	達成率 b/a	実施 機関率 c/z	JITCO 把握数 z	目標件数 a	実施件数 b	実施 機関数 c	達成率 b/a	実施 機関率 c/z	JITCO 把握数 z	目標件数 a	実施件数 b	実施 機関数 c	達成率 b/a	実施 機関率 c/z
札幌	506	284	304	300	107.0%	59.3%	546	289	295	294	102.1%	53.8%	591	289	348	347	120.4%	58.7%
仙台	892	420	463	444	110.2%	49.8%	894	472	485	476	102.8%	53.2%	710	254	314	305	123.6%	43.0%
水戸	1,722	646	658	658	101.9%	38.2%	1,948	656	656	654	100.0%	33.6%	1,599	600	558	557	93.0%	34.8%
宇都宮	1,037	408	420	420	102.9%	40.5%	1,010	452	454	454	100.4%	45.0%	900	452	455	455	100.7%	50.6%
千葉	1,026	307	313	312	102.0%	30.4%	1,067	336	373	373	111.0%	35.0%	999	336	337	337	100.3%	33.7%
東京	2,121	832	536	536	64.4%	25.3%	2,015	832	552	548	66.3%	27.2%	1,731	832	693	691	83.3%	39.9%
新潟	283	237	240	235	101.3%	83.0%	274	237	204	202	86.1%	73.7%	248	216	205	174	94.9%	70.2%
富山	1,505	595	580	575	97.5%	38.2%	1,445	626	713	710	113.9%	49.1%	1,259	626	659	651	105.3%	51.7%
長野	501	270	282	281	104.4%	56.1%	500	270	277	270	102.6%	54.0%	456	255	261	254	102.4%	55.7%
静岡	921	477	482	475	101.0%	51.6%	911	487	490	480	100.6%	52.7%	822	436	438	428	100.5%	52.1%
名古屋	5,175	1,898	1,876	1,843	98.8%	35.6%	5,073	1,898	1,871	1,845	98.6%	36.4%	4,571	1,898	1,855	1,830	97.7%	40.0%
大阪	2,355	954	939	914	98.4%	38.8%	2,339	954	975	962	102.2%	41.1%	2,081	954	994	965	104.2%	46.4%
松江	342	230	259	255	112.6%	74.6%	327	230	243	239	105.7%	73.1%	303	230	266	263	115.7%	86.8%
広島	1,912	784	782	779	99.7%	40.7%	1,896	784	807	804	102.9%	42.4%	1,686	784	797	793	101.7%	47.0%
高松	983	420	435	433	103.6%	44.0%	951	440	449	445	102.0%	46.8%	916	462	466	458	100.9%	50.0%
松山	590	270	316	315	117.0%	53.4%	577	270	288	288	106.7%	49.9%	548	270	268	267	99.3%	48.7%
福岡	1,845	718	671	668	93.5%	36.2%	1,863	767	736	728	96.0%	39.1%	1,803	781	680	677	87.1%	37.5%
合計	23,716	9,750	9,556	9,443	98.0%	39.8%	23,636	10,000	9,868	9,772	98.7%	41.3%	21,223	9,675	9,594	9,452	99.2%	44.5%
					100%で達成	50%で達成					100%で達成	50%で達成					100%で達成	50%で達成

- (注) 1 実習実施機関は、1年間で全機関数の半数を超すことが目標とされているため、実施機関率は50%を越すか否かが達成又は未達成の基準となる。
 2 塗りつぶしは、未達成を示す。
 3 厚生労働省とJITCOは、平成23年度の目標件数については、東日本大震災の影響により、10,000件から9,500件に下げる内容の契約変更の手続きをしている。これに伴いJITCOは各地方駐在事務所の目標件数を変更している。

図表 1 - (3) - ⑨ 巡回指導の実施機関率（平成 21 年度～23 年度）

（監理団体）

（単位：団体）

区分		管内団体数 a	実施機関数 d	実施機関率 d / a
平成 21 年度	全体	1,843	1,381	74.9%
	東京事務所	187	47	25.1%
22 年度	全体	2,018	1,585	78.5%
	東京事務所	217	58	26.7%
23 年度	全体	1,955	1,638	83.8%
	東京事務所	221	78	35.3%

（実習実施機関）

（単位：機関）

区分		管内機関数 a	実施機関数 d	実施機関率 d / a
平成 21 年度	全体	23,716	9,443	39.8%
	東京事務所	2,121	536	25.3%
22 年度	全体	23,636	9,772	41.3%
	東京事務所	2,015	548	27.2%
23 年度	全体	21,223	9,452	44.5%
	東京事務所	1,731	691	39.9%

（注） 1 当省の調査結果による。

2 1つの監理団体及び実習実施機関に対して同一年度に複数巡回することがあり、「実施機関数」は実数である。

3 実習実施機関に対しては、委託事業の仕様書において、半数とされているため、「機関率」は 50%で半数は巡回できていることとなる。

図表 1 - (3) - ⑩ 過去 2 年間、3 年間における巡回指導の実施件数

（単位：団体、機関）

区分		2 年間		3 年間
		平成 21 年及び 22 年	平成 22 年及び 23 年	
監理団体	対象団体数 (a)	2,018	2,018	2,018
	巡回した団体数 (b)	1,840	1,882	2,057
	巡回できていない団体数 (a) - (b)	178	136	— (注)
実習実施機関	対象機関数 (c)	23,716	23,636	23,716
	巡回した機関数 (d)	18,035	17,269	22,665
	巡回できていない機関数 (c) - (d)	5,681	6,367	1051

（注） 1 同一の実習実施機関に対し、複数年度巡回していたとしても 1 回とカウントしている。

2 対象団体数及び対象機関数は、本来であれば対象期間内に存在した団体・機関の実数を用いるべきところ、把握することができないため、当該期間内のうち最も把握団体・機関数の多い年度の団体・機関数を用いた。

一方、巡回した数は当該期間を通じた数を記載しているため、巡回した数が対象数を上回っている。

図表 1 - (3) - ⑪ J I T C O の巡回指導結果と平成 23 年に地方入国管理局が不正行為認定した事案との比較結果

(単位：機関、件)

実施機関	事 項		機関	件
地方入国管理局	不正行為認定 (a)		100 (100.0%)	145 (100.0%)
J I T C O	うち 3 年間巡回なし (b)		28 (28.0%)	41 (28.3%)
	うち不正行為の時期から地方入国管理局の実態調査までの間に巡回 (c)		46 (46.0%)	60 (41.4%)
	うち不正行為の時期から地方入国管理局の実態調査までの間に巡回しているが、文書指導をしていない (d)		45 (97.8%)	59 (98.3%)
	うち文書指導をしているが、当該行為に関する指摘をしていない (e)		1 (2.2%)	1 (1.7%)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 件数は不正行為認定件数であり、指摘事項の数である。
 3 不正行為認定の機関数(件数)と不正行為の時期から地方入国管理局の実態調査までの間に巡回している機関数(件数)との差は、不正行為認定の時期以前又は地方入国管理局の実態調査以後に巡回していた機関数(件数)である。

図表 1 - (3) - ⑫ J I T C O の巡回指導結果と平成 23 年に 2 都道府県労働局管内の労働基準監督署が実習実施機関に対して是正勧告した事案との比較結果

(単位：機関、件)

実施機関	事 項		機関	件
労働基準監督署(2都道府県労働局管内の全署)	是正勧告		—	154
	うち違反時期が判明しているもの(a)		(a)/(a) 80 (100.0%)	82 (100.0%)
J I T C O	うち 3 年間巡回なし (b)		17 (21.3%)	18 (22.0%)
	うち是正勧告の時期から労働基準監督署の監督指導までの間に巡回 (c)		12 (15.0%)	13 (15.9%)
	うち是正勧告の時期から労働基準監督署の監督指導までの間に巡回しているが、文書指導をしていない (d)		12 (100.0%)	13 (100.0%)
	うち文書指導をしているが、当該行為に関する指摘をしていない (e)		0 (0.0%)	0 (0.0%)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 件数は、是正勧告の件数であり、指摘事項の件数ではない。
 3 労働基準監督署の是正勧告は、2 都道府県労働局管内の全署を抽出した。
 4 是正勧告の機関数(件数)と違反の時期から労働基準監督署の監督指導までの間に巡回している機関数(件数)との差は、違反の時期以前又は労働基準監督署の監督指導以後に巡回していた機関数(件数)である。

図表 1 - (3) - ⑬ J I T C O の巡回指導における文書指導件数 (平成 21 年度～23 年度)

(単位：件、場)

区分		平成 21 年度	22 年度	23 年度	
J I T C O の 巡 回 指 導	監理団体	実施件数	1,397	1,636	1,686
		文書指導件数	—	—	2
	実習実施機関	実施件数	9,556	9,868	9,594
		文書指導件数 (文書指導率)	197 (2.1%)	305 (3.1%)	344 (3.6%)
参 考	労基署の検査 (実習実施機関)	実施事業場数	2,309	3,145	2,748
		是正勧告事業数	1,627	2,328	2,252
	入管局の実態調査 (実習実施機関)	(通報)	—	—	—
		不正行為認定件数	358	160	182

(注) 1 法務省及び厚生労働省の資料並びに当省の調査結果による。

2 監理団体に対する文書指導は、平成 21 年度及び 22 年度は実施されていなかったため、実績は 23 年度のみとなっている。

図表 1 - (3) - ⑭ 実習実施機関に対する文書指導の実施状況 (平成 21 年度～23 年度、地方駐在事務所別)

(単位：件)

駐在事務所別	平成 21 年度	22 年度	23 年度	3 年間の平均	計
札幌事務所	13	13	3	9.7	29
仙台事務所	9	14	17	13.3	40
水戸事務所	0	0	7	2.3	7
宇都宮事務所	0	2	4	2.0	6
千葉事務所	1	29	23	17.7	53
東京事務所	14	18	3	11.7	35
新潟事務所	9	8	20	12.3	37
富山事務所	57	93	138	96.0	288
長野事務所	0	3	6	3.0	9
静岡事務所	1	12	28	13.7	41
名古屋事務所	13	27	21	20.3	61
大阪事務所	19	3	10	10.7	32
松江事務所	1	0	1	0.7	2
広島事務所	52	80	61	64.3	193
高松事務所	3	0	0	1.0	3
松山事務所	0	0	0	0.0	0
福岡事務所	5	3	2	3.3	10
文書指導件数 計	197	305	344	282.0	846

(注) 1 当省の調査結果による。

2 高松事務所では、「指摘件数」として、独自にチェックリストのようなものを用い交付しているため、文書指導の実施件数は少なくなっている。

図表 1 - (3) - ⑮ 特定巡回指導の実施状況（平成 21 年度～23 年度）

（単位：件）

区分	平成 21 年度	22 年度	23 年度	計
監理団体数	0	0	1	1
実習実施機関数	6	0	6	12
計	6	0	7	13

（注）当省の調査結果による。

図表 1 - (3) - ⑯ 特別巡回指導の実施状況（平成 23 年度）

（単位：件）

区分	平成 23 年度
監理団体数	3
実習実施機関数	5
計	8

（注）当省の調査結果による。

図表 1 - (3) - ⑰ 文書指導についての改善状況確認の実施状況（平成 21 年度～23 年度）

（監理団体）

（単位：件）

区分	平成 21 年度	22 年度	23 年度	計
文書指導件数	—	—	1	1
改善報告書の提出件数	—	—	0	0
提出率	—	—	0.0%	0.0%

（実習実施機関）

（単位：件）

区分	平成 21 年度	22 年度	23 年度	計
文書指導件数	197	305	344	846
改善報告書の提出件数	171	258	297	726
提出率	86.8%	84.6%	86.3%	85.8%

（注） 1 当省の調査結果による。

2 平成 24 年 6 月 18 日現在の状況である。

3 提出率は、当該年度に文書指導を受けた案件に対する改善報告の提出があったものの割合である。

4 監理団体に対する文書指導は、平成 21 年度及び 22 年度は実施されていなかったため、実績は 23 年度のみとなっている。

図表 1 - (3) - ⑱ 巡回指導結果による関係行政機関への通報件数（平成 21 年度～23 年度）

（単位：件）

区分	平成 21 年度	22 年度	23 年度	合計
重大事案件数	14	6	3	23
うち関係機関への通報件数	2	6	0	8

（注） 1 当省の調査結果による。

2 関係行政機関とは、法務省入国管理局入国在留課及び厚生労働省職業能力開発局外国人研修推進室を指す。

図表 1 - (3) - ⑱ 研修・技能実習制度研究会報告（平成 20 年 6 月、厚生労働省）＜抜粋＞

Ⅲ 各論（今後の課題と検討の方向性）

3. 法令遵守・実習状況に係るチェック機能の強化

（現状と課題）

これまで、制度の適正化に向けて、JITCOにおいて巡回指導等の強化を図るとともに、労働基準監督機関や出入国管理機関等においても、JITCOから提供された情報も踏まえ、実習生受入れ事業場に対する監督指導、実態調査を積極的に実施してきたところであるが、依然として、飛ばし、パスポート取上げ等の不正行為や、労働関係法令違反も頻発しており、こうした不正行為等に対するチェック体制の強化が大きな課題となっている。

このため、上記Ⅰの2にあるように、19年度、さらにJITCOにおいて巡回指導件数を大幅に増加する等取組を強化しているとともに、労働基準監督機関、出入国管理機関等関係機関相互の連携を緊密にし、受入れ団体・受入れ企業に関する情報の共有化を図っているところである。

しかしながら、JITCOの巡回指導については、一定のチェック機能を果たしているものの、JITCO自体が受入れ団体や企業からの会費収入に依存しているサービス援助機関であるという性格や法的権限がないこともあり、受入れ企業に法令違反の疑いがあった場合も指導・助言等により自主的な改善を促すに止まるなど不正行為の摘発に対しては必ずしも十分な実効力を伴っていない面がある。

（検討の方向性）

このため、受入れ企業・受入れ団体における法令遵守や実習実施についての適正化を徹底するため、こうした監理的な面について一元的にチェックする機能を強化する方向で、今後そのあり方を検討していく必要がある。

具体的には、次のようなことが可能となるよう制度設計を検討していくことが適当である。

- ① 適正な実習実施や雇用管理・労働条件等に係る「ガイドライン」を策定し、ガイドラインに基づき、一定の公的機関が受入れ企業に立入調査等を行い、助言・指導等を実施し、悪質なケースに対しては勧告等の措置を実施できるようにする。
- ② 法令違反や指導等に応じない受入れ企業については、入国管理局と連携し、受入れ停止等の措置を科す。
- ③ こうしたケースについて、受入れ団体の指導等が不十分と認められる場合は団体に対しても改善を指導し、悪質なケースについては許可を取消す。

（注）下線は当省が付した。

勧告	説明図表番号
<p>(4) 技能実習制度推進事業の在り方の見直し</p> <p>【制度の概要等】</p> <p>(技能実習制度推進事業の委託先の選考方法)</p> <p>厚生労働省は、技能実習制度推進事業の委託先について、平成 19 年度から企画競争により選考することとしている。</p> <p>企画競争に参加した団体については、同省職業能力開発局内に設置された企画書評価委員会（委員 5 人、うち 2 人は外部有識者）において、同局が定めた「技能実習制度推進事業に係る企画書等評価基準及び採点表」に基づき、提出された企画書等の内容について、本業務範囲の妥当性及び業務実施体制の妥当性を中心に、審査項目別に A から E までの 5 段階で評価が行われ、全項目の採点結果を係数化して得た総得点が最も高い競争参加者が契約候補者として選定されている。</p> <p>なお、技能実習制度推進事業は、企画競争となった平成 19 年度以降も含め、当該制度が始まった平成 5 年度以来継続して、J I T C O が委託先として選考されている。</p> <p>(J I T C O の賛助会員制度)</p> <p>J I T C O の賛助会員制度は、自主事業として行われているものであり、設立目的に賛同した団体、企業又は個人が入会しており、技能実習生を受け入れている監理団体も任意で入会している。</p> <p>賛助会員になった場合、監理団体は、毎年度、賛助会費（基礎会費 1 口 10 万円と、傘下の実習実施機関数に応じて支払う比例会費との合計額）を支払い、賛助会員のみの特典として、①技能実習生の受入れに関する個別相談、②地方入国管理局に提出する各種申請書類の書き方の支援及び申請書類の取次ぎ、③技能実習に関するテキスト・教材等の割引価格での提供等を受けられるものとなっている。</p> <p>平成 24 年 9 月現在で賛助会員になっている監理団体は 1,758 団体となっている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、厚生労働省における技能実習制度推進事業の企画競争の実施状況及び同事業と J I T C O における賛助会員制度との関係性についてみたところ、以下のような状況であった。</p> <p>ア 企画競争の実施状況等</p> <p>(7) 応募状況</p> <p>平成 21 年度から 24 年度までの技能実習制度推進事業の応募状況をみると、いずれの年度も、応募は J I T C O 1 者のみとなっており、委託</p>	<p>図表 1 - (4) - ①</p> <p>図表 1 - (4) - ②</p> <p>図表 1 - (4) - ③</p> <p>図表 1 - (4) - ④</p> <p>図表 1 - (4) - ⑤</p> <p>図表 1 - (4) - ⑥</p> <p>図表 1 - (4) - ⑦</p>

先として J I T C O が選考される結果となっていた。

他方、こうした一者応募・一者応札については、厚生労働省に設置された公共調達中央監視委員会が平成 21 年 3 月に取りまとめた「「1 者応札・1 者応募」に係る改善方策について」において、その改善方策として、入札の公示期間の延長、公告の周知の工夫、実績等参加要件の緩和、内容が分かりやすい仕様書の作成等が示されているところである。

この内容の技能実習制度推進事業への反映状況についてみると、

- ① 入札の公示期間については、15 日から 25 日に延長した平成 22 年度事業以降、毎年度、2 月中を公示期間とし 28 日前後で推移しており、大幅な延長は行われていない
- ② 仕様書の内容については、平成 24 年度事業の応募要領（添付される仕様書を含む。）では、委託先が行う巡回指導の内容や方法が具体的に記されていない。また、巡回指導を全国に所在する監理団体及び実習実施機関に対して行うことになるが、それに必要となる実施体制の整備に係る費用（地方事務所の借料、人件費等）にも委託費を充てることができることは明らかにされていないなど、一者応募・一者応札を改善するための更なる取組が求められるものとなっている。

(イ) 委託費の交付・執行状況

厚生労働省は、技能実習制度推進事業の委託先の募集の際、企画書募集要領において委託費の上限を示しているが、企画競争であるため、委託費の契約額の多寡については審査対象となっていない。

このため、同事業の予算額に対する契約額の割合についてみると、平成 21 年度事業は予算額が 5 億 942 万円であるのに対して契約額が 5 億 939 万円で予算額比 100.0%、22 年度事業は予算額が 4 億 1,584 万円であるのに対して契約額が 4 億 1,503 万円と予算額比 99.9%、23 年度事業は委託の予算額が 3 億 8,315 万円であるのに対して契約額が 3 億 8,313 万円（注）と予算額比 100.0%と、毎年度、委託費の上限とほぼ同額の委託費が交付されていた。

また、同事業の契約額に対する執行額の割合についてみると、平成 21 年度事業は執行額が 4 億 7,870 万円で予算額比 94.0%、22 年度事業は執行額が 4 億 1,218 万円で予算額比 99.1%、23 年度事業は執行額が約 3 億 7,777 万円で予算額比 98.6%の執行となっており、また、その執行内容について 23 年度事業でみると、総額約 3 億 7,777 万円の約 7 割（約 2 億 5,366 万円）が地方駐在事務所の借料や人件費などに支出されていた。

（注）平成 23 年度の契約額については、23 年 12 月 19 日に契約変更を行い、3 億

図表 1 - (4) - ⑧

図表 1 - (4) - ⑨

図表 1 - (4) - ⑩

図表 1 - (4) - ⑩
（再掲）

図表 1 - (4) - ⑪

8,311万円となっているが、この場合も予算額比は、100.0%である。

イ 技能実習制度推進事業とJITCOにおける賛助会員制度との関係性

監理団体やその傘下の実習実施機関は、技能実習制度推進事業による巡回指導の対象となるため、その信頼性を確保するためにも、推進事業実施機関は、それらの団体・機関との関係に十分な留意が必要であるが、JITCOにおける賛助会員制度の運用状況をみると、次のような状況であった。

(ア) 監理団体における賛助会員の加入率

平成24年度時点で技能実習生を受け入れている監理団体における賛助会員への加入率をみると、JITCOが同年度に把握している監理団体2,010団体のうち、賛助会員が1,758機関（加入率87.5%）と、技能実習制度推進事業によりJITCOが実施する巡回指導の対象となる監理団体の多くが、賛助会員となっていた。

図表1-(4)-⑫

(イ) 賛助会費収入への依存度

平成21年度から23年度におけるJITCOの総事業収入に占める賛助会費収入の割合をみると、毎年度、賛助会費収入が総事業収入の約6割を占めており、事業運営財源における賛助会費への依存度は高いものとなっていた。

図表1-(4)-⑬

(ウ) JITCOにおける巡回指導による指摘

厚生労働省の研究会が公表した「研修・技能実習制度研究会報告」（平成20年6月）においては、JITCOの巡回指導について、「一定のチェック機能を果たしているものの、JITCO自体が受入れ団体や企業からの会費収入に依存しているサービス援助機関であるという性格や法的権限がないこともあり、受入れ企業に法令違反の疑いがあった場合も指導・助言等により自主的な改善を促すにとどまるなど不正行為の摘発に対しては必ずしも十分な実効力を伴っていない面がある。」との指摘がなされている。

図表1-(3)-⑱
(再掲)

前述(3)イ(エ)のとおり、JITCOによる巡回指導は、平成21年度から23年度において、毎年度、監理団体にあつては1,500件前後、実習実施機関にあつては9,500件以上実施しているが、文書指導を行っている件数は、監理団体では、平成23年2月から24年3月までの1年1か月間で2件、実習実施機関では、毎年度300件程度にとどまっていた。

図表1-(3)-⑳
(再掲)

【所見】

したがって、厚生労働省は、技能実習制度推進事業における適切な委託先の選定及び適正な事業の実施を確保する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① 当該事業の委託に当たっては、一者応募・一者応札が継続していることから、競争性が生じるよう仕様書の内容の明確化(巡回指導の内容の詳細、委託費で支出可能な経費等の記載)、公示期間の延長等必要な措置を検討すること。

また、技術面の評価のみならず経費面での効率性も高める総合評価落札方式の導入に向けて取り組むこと。

さらに、推進事業実施機関に対し、当該事業の効率的な実施により委託費の執行額の節減に努めるよう指導すること。

② 当該事業の応募に当たって、公平かつ公正な事業実施を担保できるよう、外部の有識者で構成される組織体制を備え、当該組織に厚生労働省が示す巡回指導における指導の基準及び関係行政機関への情報提供の基準等に沿った厳正な事業の実施について審査させることを参加条件とすること。

また、当該事業の実施に当たって、定期的に当該組織による審査状況を確認すること。

図表 1 - (4) - ① 平成 24 年度技能実習制度推進事業に係る企画書募集要領 <抜粋>

4 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結時に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合とする。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 平成 22・23・24 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）における「役務の提供等」において、「A」、「B」、「C」の等級に格付されている者であること。
- (5) 職業安定法第 33 条第 1 項に規定する無料職業紹介事業の許可を受けた者、又は受ける見込みのある者。
- (6) 企画書提出時点において、外国人技能実習生を受け入れていないこと、かつ、当該業務受託期間中に外国人技能実習生を受け入れる予定がないこと。
- (7) 過去 5 年間に於いて出入国管理及び難民認定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと。
- (8) 過去 5 年間に於いて職業安定法若しくは労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（第 3 章第 4 節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと。
- (9) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（企画書提出時において、直近 2 年間の保険料の未納がないこと）。
- (10) 企画書提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (4) - ② 技能実習制度推進事業に係る企画書評価委員会構成員

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
職業能力開発局海外協力課外国人研修推進室長	職業能力開発局海外協力課外国人研修推進室長	職業能力開発局海外協力課外国人研修推進室長	職業能力開発局海外協力課外国人研修推進室長
職業能力開発局海外協力課外国人研修推進室長補佐	職業能力開発局海外協力課外国人研修推進室長補佐	職業能力開発局海外協力課外国人研修推進室長補佐	職業能力開発局海外協力課外国人研修推進室長補佐
職業能力開発局海外協力課長補佐	労働基準局安全衛生部計画課国際室長補佐	労働基準局安全衛生部安全課安全衛生機関審査官	労働基準局安全衛生部安全課長補佐
職業能力開発局能力評価課調査官	大学教授 (※)	大学教授 (※)	大学教授 (※)
労働基準局安全衛生部計画課国際室長補佐	大学准教授 (※)	大学教授 (※)	大学准教授 (※)
大学教授 (※)	大学教授 (※)		

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「※」は、外部有識者である。

図表 1 - (4) - ③ 技能実習制度推進事業に係る企画書評価の審査項目

<審査項目>

1 企画内容

- 全体計画の妥当性
- 本業務範囲の妥当性
 - ・ 技能実習制度の趣旨・目的を理解・把握しているか
 - ・ 技能実習生の現状を把握する能力を有しているか
 - ・ 巡回指導の対象、件数及び指導項目が適正か
 - ・ 自主点検の対象、件数及び点検項目が適正か
 - ・ 不正行為認定時等の実習継続支援の実施方法が適正か
 - ・ 技能実習指導員の養成講習会の回数、開催場所及び内容が適正か
 - ・ 各種技能試験等が技能実習生に対する修得技能の評価として適切であるかを評価する能力を有しているか
 - ・ 技能実習計画の審査及び修得技能等の評価の受験手続の支援方法（技能検定 3 級に相当する検定等の受験が行われるための指導方法を含む）が適正か
 - ・ フォローアップ調査の内容（対象者、対象国、回収率を高めるための工夫及び調査項目）が適正か
 - ・ 技能実習生手帳の内容、発給の対象者が適正か
- 業務実施体制の妥当性
 - ・ 中央及び国内の適所に設置された地方事務所における業務実施体制が十分であるか
 - ・ 労働基準監督署、公共職業安定所、地方入国管理局等の関係機関等と連携することとなっているか
 - ・ 技能評価について専門的知識を有する者を配置する予定があるか、また、母国語電話相談について、相談員の配置予定数、言語能力及び制度に関する知識が適正か
 - ・ 事業の進行・情報管理が適切になされる体制となっているか
- その他、委託者が指定する事業以外で、技能実習制度の適正な運用における問題点を踏まえた対策の内容の適正性

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 1 - (4) - ④ 国際研修協力機構定款 <抜粋>

第 10 章 賛助会員

(賛助会員)

第 46 条 本機構の目的に賛同し、所定の会費を納入する個人又は団体を、本機構の賛助会員とすることができる。

2 賛助会員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (4) - ⑤ 国際研修協力機構の賛助会員規則 <抜粋>

(目的)

第 1 条 この規則は、公益財団法人国際研修協力機構（以下「本機構」という。）の定款第 46 条に規定する、本機構の目的に賛同し、所定の会費を納入する個人又は団体（以下「賛助会員」という。）に関する事項を定め、その運営を適切かつ円滑に行うことを目的とする。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (4) - ⑥ J I T C O の賛助会員の監理団体数の推移（平成 21 年度～24 年度）

(単位：先 (団体)、機関)

区分	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
監理団体	1, 912	1, 871	1, 782	1, 758
傘下企業等	24, 513	22, 791	20, 540	不明

(注) 1 J I T C O の資料に基づき当省が作成した。

2 平成 24 年度の会員の団体数は、24 年 9 月 18 日現在の数である。

図表 1 - (4) - ⑦ 技能実習制度推進事業の応募状況（平成 21 年度～24 年度）

(単位：機関)

区分	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
応募機関数	1	1	1	1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 いずれも J I T C O のみの応募である。

図表1－(4)－⑧ 「1者応札・1者応募」に係る改善方策について（平成21年3月31日厚生労働省）＜抜粋＞

2. これまでの厚生労働省公共調達中央監視委員会での主な意見等

これまで、厚生労働省公共調達中央監視委員会において、31件の1者応札・1者応募案件を審議し、次の意見がなされた。

- 公示期間の延長が必要。
- 契約締結から履行開始までの期間や契約期間の延長が必要。
- 公告の周知の工夫。
- 実績等参加要件の緩和が必要。
- 発注ロットが大きすぎる。
- 公示、仕様書の内容がわかりにくい。

3. 改善方策

○ 公示に関する事項

- ・ 公示は、公示情報から事業規模等が容易に推測できるよう可能な限り詳細に記載する。
- ・ 公示は、全てホームページに掲載することとする。さらに、参入が予想される業者に広くPRを行うなど周知に努める。
- ・ 公示は、可能な限り開庁日で10日間以上を確保する。

○ 参加資格に関する事項

- ・ 資格要件は、官公庁の業務実績を設定する等、不当に競争参加者を制限する要件を設定しない。

○ 仕様書に関する事項

- ・ 仕様書は、業務内容を具体的に分かりやすく書き、特定の者が有利となる仕様にししない。また、入札説明会等は可能な限り実施する。
- ・ 発注単位は、発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位となるよう配慮する。

○ 参加者への配慮に関する事項

- ・ 契約相手方の金銭的負担となる契約は、契約期間や契約金額を勘案し部分払を活用するなど配慮する。
- ・ 契約締結から履行開始までの期間や契約期間は、十分な期間を設けるなど履行しやすくなるよう配慮する。
- ・ 複写機の賃貸借や情報システムなどの運用・保守契約は、長期的な収支予測が可能となるよう、複数年契約を検討する。

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 下線は当省が付した。

図表 1 - (4) - ⑨ 技能実習制度推進事業の企画競争の公示期間の推移（平成 20 年度～23 年度）

区分	平成 21 年度事業 (20 年度応募)	22 年度事業 (21 年度応募)	23 年度事業 (22 年度応募)	24 年度事業 (23 年度応募)
公示期間 (日数)	21 年 2 月 18 日 ～ 3 月 4 日 (15 日間)	22 年 2 月 1 日 ～ 2 月 25 日 (25 日間)	23 年 2 月 1 日 ～ 2 月 28 日 (28 日間)	24 年 2 月 1 日 ～ 2 月 29 日 (29 日間)

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 1 - (4) - ⑩ 技能実習制度推進事業の委託費の予算額及び交付実績額とその割合等

(単位：千円)

区分	平成 21 年度事業 (20 年度応募)	22 年度事業 (21 年度応募)	23 年度事業 (22 年度応募)	24 年度事業 (23 年度応募)
厚生労働省が企画競争に当たって示した委託費の上限額(委託費の予算額) (a)	509,415	415,838	383,149	386,428
契約額 (b)	509,394	415,025	383,129 変更後 383,114	386,424
割合 (b/a)	100.0%	99.8%	100.0% 変更後 100.0%	100.0%
執行額 (c)	478,698	412,177	377,769	—
割合 (c/a)	94.0%	99.1%	98.6%	—

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成 23 年度契約額については、23 年 12 月 19 日に契約変更を行い、383,114 千円となっている。

3 「割合 (b/a)」については、小数点第 1 位未満を四捨五入している。

図表 1 - (4) - ⑪ 技能実習制度推進事業の委託費のうち実施体制の整備にかかった執行額の実績
(平成 23 年度)

(単位：千円)

区 分		執行額
実施体制の整備		253,659
	スタッフの配置	180,435
	本部スタッフ人件費	53,541
	地方スタッフ人件費(駐在員、相談員)	113,213
	法定福利	13,680
	本部・地方の事業実施体制整備	73,224
	本部の事業実施体制整備	2,951
	地方駐在事務所の事業実施体制整備	70,273

(注) 1 当省の調査結果による。

2 千円未満は四捨五入しているため、各内訳の合計は一致しない。

3 人件費は、基本給に通勤費を含む。

図表 1 - (4) - ⑫ J I T C O が把握する監理団体数及び賛助会員数の比較 (平成 24 年度)

(単位 : 団体)

区分	把握している 監理団体数	賛助会員数	非賛助会員数
平成 24 年度	2,010 (100.0%)	1,758 (87.5%)	252 (12.5%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 把握している監理団体数は、平成 24 年 8 月 17 日現在のものである。

3 賛助会員数は、平成 24 年 9 月 18 日現在の数であり、() 内の割合は、その数を 24 年度に把握している監理団体数 (2,010 機関) で除したものである。

図表 1 - (4) - ⑬ J I T C O の賛助会費収入の割合 (平成 21 年度～23 年度)

(単位 : 百万円)

区分	平成 21 年度	22 年度	23 年度
賛助会費収入	1,596 (57.6%)	1,405 (57.2%)	1,274 (60.4%)
総事業収入	2,773 (100.0%)	2,455 (100.0%)	2,108 (100.0%)

(注) 1 J I T C O の資料に基づき、当省が作成した。

2 () 内の数値は、総事業収入に占める割合を示す。

調査結果・勧告等	説明図表番号
<p>(5) 在留資格認定証明書交付申請の取次ぎの適正化</p> <p>【制度の概要等】</p> <p>(在留資格認定証明書交付申請の取次業務)</p> <p>我が国に入国しようとする外国人が地方入国管理局へ提出する在留資格認定証明書については、当該外国人のほかに、入管法第7条の2の規定に基づき当該外国人を受け入れようとする機関の職員と入管法施行規則で定める者が、代理人として、提出することができることとされている。また、入管法施行規則第6条の2第3項の規定では、在留資格「技能実習」の場合、当該証明書提出の代理人は、監理団体の職員又は実習実施機関の職員とされている。</p> <p>また、この在留資格認定証明書交付申請の書類の取次業務については、入管法施行規則第6条の2第4項第1号の規定に基づき、外国人の円滑な受入れを図ることを目的とする公益社団法人又は公益財団法人の職員で、地方入国管理局長が適当と認めたものは、当該外国人や代理人から依頼を受けた場合、当該外国人等に代わって申請書等の提出を行うことができることとされている。</p> <p>現在、在留資格「技能実習」について、取次業務を行っている公益社団法人又は公益財団法人の職員は、JITCOの職員のみとなっている(注)。</p> <p>(注) 在留資格認定証明書の申請の取次ぎについては、入管法施行規則第6条の2第4項第1号の規定に基づき、財団法人入管協会も実施しているが、同協会では、「外交」及び「公用」を除く全ての在留資格の中で、「興業」に一部例外があるものの、「技能実習」については、事前点検のみを行っており、申請の取次ぎは実施していない。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、JITCOによる在留資格認定証明書交付申請の取次業務の実施状況について調査した結果、以下のような状況がみられた。</p> <p>ア 在留資格認定証明書交付申請の取次業務の運用状況</p> <p>JITCOは、入管法施行規則第6条の2第4項第1号の規定に基づき、地方入国管理局長の認定を受けて、在留資格認定証明書交付申請の取次業務を、自主事業である申請書類の点検業務と一体として、点検・取次業務として実施している。</p> <p>しかし、当該業務は、JITCOが独自制度として、賛助会員の特典として実施しているものである。このため、賛助会員でない者は、自ら申請、又は弁護士等に依頼することも可能であるが、JITCOによる取次ぎを受けるためには、賛助会員にならざるを得ず、この取次業務を利用して賛助会員の拡大を図る構造となっていた。</p> <p>なお、調査時点で、在留資格「技能実習」に関して同申請の取次ぎを</p>	<p>図表1-(5)-①</p> <p>図表1-(5)-②</p>

行っているのは、JITCOの職員ほか、弁護士、行政書士及び受入れ機関の職員であるが、弁護士や行政書士の申請取次ぎ（書類の点検を含む。）の手数料は、JITCO（1人から10人までが一括5,500円、11人から20人までが一括6,600円等（注1））に比べ、1人当たり約10万円から15万円とする弁護士等もあり（注2）、一般的に高くなっていた。

（注1）JITCOは、書類の点検と取次ぎを行っており、その両方に要する人件費、通信・運搬費、交通費等を点検・取次料としている。

（注2）実際には、複数依頼する場合が多く、その場合は、その分割安となっていく。また、弁護士等の場合は、当該証明書の作成料としての費用が含まれている。

【所見】

したがって、法務省は、入管法施行規則に基づき地方入国管理局長が特別に認めている、在留資格認定証明書交付申請の申請取次ぎについて、他の事業と関連付けて特定の者のみに限定する、又は特定の者のみを不合理に優遇する方法で実施する公益社団法人又は公益財団法人の職員には認めないものとするよう措置を講ずる必要がある。

図表 1 - (5) - ① 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号） <抜粋>

(在留資格認定証明書)

第 7 条の 2

法務大臣は、法務省令で定めるところにより、本邦に上陸しようとする外国人（本邦において別表第 1 の 3 の表の短期滞在の項の下欄に掲げる活動を行おうとする者を除く。）から、あらかじめ申請があつたときは、当該外国人が前条第 1 項第二号に掲げる条件に適合している旨の証明書を交付することができる。

2 前項の申請は、当該外国人を受け入れようとする機関の職員 その他の法務省令で定める者を代理人としてこれをすることができる。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (5) - ② 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和 56 年法務省令第 54 号） <抜粋>

(在留資格認定証明書)

第 6 条の 2

法第 7 条の 2 第 2 項の規定により在留資格認定証明書の交付を申請しようとする者は、別記第 6 号の 3 様式による申請書一通を地方入国管理局に出頭して提出しなければならない。

(省略)

3 法第 7 条の 2 第 2 項に規定する代理人は、当該外国人が本邦において行おうとする別表第 4 の上欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者とする。

4 第 1 項の規定にかかわらず、地方入国管理局長において相当と認める場合には、本邦にある外国人又は法第 7 条の 2 第 2 項に規定する代理人（以下「外国人等」という。）は、地方入国管理局に出頭することを要しない。この場合においては、次の各号に掲げる者（第一号及び第二号については、当該外国人等から依頼を受けた者）が、当該外国人等に代わつて第 1 項に定める申請書並びに第 2 項に定める写真及び資料の提出を行うものとする。

一 外国人の円滑な受入れを図ることを目的とする公益社団法人又は公益財団法人の職員（以下「公益法人の職員」という。）で、地方入国管理局長が相当と認めるもの

二 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を經由してその所在地を管轄する地方入国管理局長に届け出たもの

三 当該外国人の法定代理人

別表第 4（第 6 条の 2 関係）

本邦に上陸しようとする者（以下「本人」という。）が本邦において行おうとする活動	代理人
(省略)	(省略)
法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動（ <u>技能実習</u> ）	<p>一 法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動を行おうとする場合 <u>実習実施機関の職員</u></p> <p>二 法別表第 1 の 2 の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動を行おうとする場合 <u>監理団体の職員</u></p>

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (5) - ③ 在留資格認定証明書交付申請の点検・取次ぎにかかる J I T C O の手数料

申請・取次人数	手数料	申請・取次人数	手数料
1 人から 10 人	一括 5,500 円	31 人から 40 人	一括 8,800 円
11 人から 20 人	一括 6,600 円	41 人から 50 人	一括 9,900 円
21 人から 30 人	一括 7,700 円	51 人以上	一括 1 万 1,000 円

(注) 1 J I T C O の資料に基づき、当省が作成した。

2 J I T C O は、書類の点検と取次ぎを行っており、その両方に要する人件費、通信・運搬費、交通費等を点検・取次料としている。

なお、点検だけを希望する場合も、上表と同額としている。

勧告	説明図表番号
<p>(6) 技能実習制度の効果の検証</p> <p>【制度の概要等】</p> <p>(技能実習制度の抜本的な見直しについて)</p> <p>技能実習制度は、平成 21 年の入管法改正の際、衆議院法務委員会及び参議院法務委員会の附帯決議において、外国人研修生・技能実習制度について、「同制度の在り方の抜本的な見直しについて、できるだけ速やかに結論を得るよう、外国人研修生・技能実習生の保護、我が国の産業構造等の観点から、総合的な検討を行うこと」とされた。</p> <p>また、平成 22 年 3 月に策定された「第 4 次出入国管理基本計画」(法務大臣決定)においては、技能実習制度の抜本的な見直しについて、「専門的・技術的分野に属しない外国人の受入れの問題とも密接に関連しているので、この点については、諸外国における例や国民のコンセンサスを踏まえた上で、専門的・技術的分野に属しない外国人の受入れ問題への対応と合わせて検討を進めていく」とされ、出生率の向上への取組、生産性の向上、若者、女性や高齢者などの潜在的な労働力の活用に取り組むことを前提に、これらの取組によっても対応が困難である場合には、「それに対処する外国人の受入れはどのようにあるべきか、我が国の産業、治安、労働市場への影響等国民生活全体に関する問題として、国民的コンセンサスを踏まえつつ、我が国のあるべき将来像と併せ、幅広く検討・議論していく必要がある」とされている。</p> <p>(修得技能等の到達目標)</p> <p>技能実習制度の目的を達成するために必要となる技能実習生における技能等の修得を効果的かつ効率的に実施するため、入管法施行規則においては、実習実施機関が、実習の具体的なスケジュール、カリキュラム、指導体制等を記載した技能実習計画を策定し、在留資格認定証明書の交付申請時や在留資格の変更時に、地方入国管理局に提出することとされ、同計画には、技能実習の内容、必要性、実施場所、期間のほか、到達目標(技能実習の成果を確認する時期及び方法を含む。)を盛り込むこととされている。</p> <p>また、この到達目標については、法務省指針及び厚生労働省基本方針において、技能実習 2 号について開始した日から 1 年を経過した日においては技能検定基礎 1 級に相当する技能等が、2 年を経過した日においては技能検定 3 級に相当する技能等が適切に修得できるものとする事とされている。</p>	<p>図表 1 - (6) - ①</p> <p>図表 1 - (6) - ②</p> <p>図表 1 - (1) - ⑱ (再掲)</p> <p>図表 1 - (1) - ⑲ (再掲)</p>

<p>(技能の修得状況の確認方法)</p> <p>技能実習1号のみで帰国する者や技能実習2号の到達目標の達成状況の確認方法は法令上明確な規定はなく、技能検定等の試験の受験のほかに社内試験の実施等による確認も認められており、JITCOが作成した技能実習計画書の記載例では、2号の1年目の修得状況を確認するものとして技能検定基礎1級、技能評価試験中級(又は基本級)、2年目の修得状況を確認するものとして技能検定3級、技能評価試験専門級が例示されている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、平成21年度から23年度において、文書指導を受けた実習実施機関の態様、技能実習生における技能の修得状況等について調査したところ、以下のような状況がみられた。</p> <p>ア JITCOによる文書指導の指摘事項における発生態様</p> <p>平成21年度から23年度にJITCOによる文書指導を受けた実習実施機関846機関について、実施されている技能実習の職種別、従業員の規模別、従業員に占める技能実習生の割合別に、その分布を整理してみたところ、次のとおりであった。</p> <p>① 職種別では、婦人子供服製造が116機関(13.7%)で最も多く、以下、溶接が111機関(13.1%)、畜産農業が57機関(6.7%)と続き、これら3職種で全体の約3割となっていた。</p> <p>これらの3職種が属する製造業や農業では、名目GDPの産業別構成比において中長期的にその割合が低下しており、特に農業においては担い手不足、繊維産業においては空洞化が指摘されているところである。</p> <p>② 従業員の規模別では、従業員が1人から19人の機関の構成比が5割以上を占めており、これを50人未満とすると全体の約8割となっていた。</p> <p>また、従業員に占める技能実習生の割合についてみると、157機関において従業員数の半数以上が技能実習生であり、そのうち34機関においては、従業員が全て技能実習生であるなど、文書指導を受けた実習実施機関においては、技能実習生に対する依存度が高いものも多かった。</p> <p>このように、従業員規模が小さく、外国人従業員に対する依存度が高い事業所においては、改善を要するような行為が多く、技能実習生が単純労働力として雇用されやすい環境にあることが危惧される。</p> <p>イ 技能実習生における技能の修得状況</p> <p>技能実習生の技能修得状況を確認するために行う技能検定や技能評価の受験状況についてみたところ、次のとおり、受験率が極めて低く、技能の修得状況も確認しないまま帰国する技能実習生が多かった。</p>	<p>図表1-(6)-③</p> <p>図表1-(6)-④</p> <p>図表1-(6)-⑤</p> <p>図表1-(6)-⑥</p>
--	---

① 技能実習 2 号の技能実習生全体の技能検定及び技能評価試験の受験対象者に占める受験者数の割合をみると、それぞれ受験率が 1 %を下回るなど、技能検定基礎 1 級、3 級、技能評価試験中級及び上級の受験率は著しく低かった。

② 当省で任意に抽出した 24 実習実施機関について、技能実習 2 号に係る技能実習計画で定める到達目標の設定状況及びその達成状況の確認方法をみたところ、いずれの機関も技能実習 2 号の 1 年目の到達目標については、「技能検定基礎 1 級程度」又は「技能評価中級の技能レベル」、2 年目については、「技能検定 3 級の技能レベル」又は「技能評価試験専門級レベル」としていた。また、その確認方法については、「技能検定の受験」又は「技能評価試験の受験」としているものが 18 機関、「社内試験」「社内基準」によるとしているものが 6 機関であった。

このうち、技能検定等を受験することとしている 18 機関について、その受験状況をみると、技能検定 3 級の受験が 1 社 1 名あったのみで、それ以外に技能実習生が受験している機関はなかった。

なお、技能実習生が技能検定等を受験しない理由について、調査対象の実習実施機関では、「技能実習 2 年目及び 3 年目の到達目標はあくまで目標であり、法令により技能検定の受験及び合格が義務付けられたものではないことから受験させていない」、「日本の技能検定基礎 1 級あるいは 3 級に合格しても、母国では評価されないので技能実習生が受験しようとしなない」、「受験料も負担となっている」ことなどを挙げている。

図表 1 - (6) - ⑦

ウ 技能実習制度の抜本の見直しに向けた取組

技能実習制度については、平成 21 年の入管法改正における附帯決議や「第 4 次出入国管理基本計画」において、その抜本的な見直しを行うこととされているところ、現在、法務省では監理団体等に対して制度の定着状況を確認するための実態調査を行っており、また、厚生労働省では、帰国した技能実習生のフォローアップ調査を行うなど現行制度における問題点等の把握を進めている。しかし、調査時点においては、関係機関で技能実習制度の抜本的な見直しのための具体的な取組は行われていなかった。

【所見】

したがって、法務省及び厚生労働省は、関係省と連携し、技能実習制度について、平成 21 年の入管法改正時における附帯決議及び「第 4 次出入国管理基本計画」における趣旨・内容に沿って、かつ、国民的なコンセンサスを踏まえつつ進められる検討・議論に資するため、平成 25 年 7 月には改正入管法（22 年 7 月施行）の下で初の実習期間 3 年を終了する技能実習生が帰国の時期を迎えることから、この 3 年間を通じた新制度の運用状況を的確に

把握し、その効果を検証する必要がある。	
---------------------	--

図表 1 - (6) - ① 平成 21 年の入管法改正時における衆参法務委員会での附帯決議

衆議院法務委員会附帯決議 (平成21年 6 月 19 日)	参議院法務委員会附帯決議 (平成21年 7 月 7 日)
<p>1～7 (略)</p> <p>8 外国人研修生・技能実習生の受入れについては、本法律案が提出された趣旨にかんがみ、専ら低賃金労働力としての活用が横行することや、外国人研修生・技能実習生が劣悪な居住環境・就労環境に置かれることのないよう、<u>入国管理官署、労働基準監督機関等の連携の下、人的体制を充実・強化し、法令違反、不正行為等について厳格な取締りを行うこと。</u></p> <p>9 <u>外国の送出し機関が外国人研修生・技能実習生から徴収する保証金等については、外国人研修生・技能実習生を不当に拘束する面があることにかんがみ、その徴収を行う外国の送出し機関からの外国人研修生・技能実習生の受入れを認めないことを含め、必要な措置を講ずること。</u></p> <p>10 本法による外国人研修・技能実習制度の見直しに係る措置は、外国人研修生・技能実習生の保護の強化等のために早急に対処すべき事項についての必要な措置にとどまるものであることにかんがみ、<u>同制度の在り方の抜本的な見直しについて、できるだけ速やかに結論を得るよう、外国人研修生・技能実習生の保護、我が国の産業構造等の観点から、総合的な検討を行うこと。</u></p> <p>10～12 省略</p>	<p>1～10 (略)</p> <p>11 外国人研修生・技能実習生の受入れについては、本法律案が提出された趣旨にかんがみ、専ら低賃金労働力としての扱いが横行することや、外国人研修生・技能実習生が劣悪な居住環境・就労環境に置かれることのないよう、<u>入国管理官署、労働基準監督機関等の連携の下、人的体制を充実・強化し、法令違反、不正行為等について厳格な取締りを行うこと。</u></p> <p>12 外国の送出し機関が外国人研修生・技能実習生から徴収する保証金等については、外国人研修生・技能実習生を不当に拘束する面があることにかんがみ、その徴収を行う外国の送出し機関からの外国人研修生・技能実習生の受入れを認めないことを含め、必要な措置を講ずること。</p> <p>13 本法による外国人研修・技能実習制度の見直しに係る措置は、外国人研修生・技能実習生の保護の強化等のために早急に対処すべき事項についての必要な措置にとどまるものであることにかんがみ、同制度の在り方の抜本的な見直しについて、できるだけ速やかに結論を得るよう、外国人研修生・技能実習生の保護、我が国の産業構造等の観点から、総合的な検討を行うこと。</p> <p>14、15省略</p>

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (6) - ② 「第 4 次出入国管理基本計画」(平成 22 年 3 月法務大臣決定)

Ⅲ 出入国管理行政の主要な課題と今後の方針

1 我が国社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ

(5) 研修・技能実習制度の適正化への取組

研修・技能実習制度は、開発途上国の人材育成を支援する国際貢献を目的とするもので、中小企業を中心として制度の着実な利用が進んでいる一方、研修生・技能実習生を実質的に低賃金労働者として扱うなどの問題が、主に団体監理型の受入れにおいて顕在化しており、本制度の適正化に向けた取組が喫緊の課題となっている。

このような状況に対応するため、平成21年の入管法等の改正により、研修生・技能実習生の保護の強化のための措置等が講じられたが、同改正や新たに整備された関連省令等に基づき、次のとおり、研修・技能実習制度の適正化に向けた取組を進めていく。

なお、本制度の抜本的見直しは専門的・技術的分野に属しない外国人の受入れの問題とも密接に関連しているので、この点については、諸外国における例や国民のコンセンサスを踏まえた上で、専門的・技術的分野に属しない外国人の受入れ問題への対応と合わせて、検討を進めていく。

(6) 外国人の受入れについての国民的議論の活性化

厚生労働省の人口動態統計によれば、平成20年において、出生数(109万1,156人)と死亡数(114万2,407人)の差である自然増加数はマイナス5万1,251人となるなど、人口減少の進行が本格化しつつある。

人口減少は我が国の社会に様々な影響・問題を及ぼすものと考えられている。労働力人口の減少は1人当たりの労働生産性を向上させない限り、経済成長に対してマイナスの影響を与えることになる。また、高齢者医療費・介護費が増大する中での社会保障制度の維持、高速道路や鉄道等の公共的なインフラの人口減少に対応した整備、過疎地域の存立の危機への対応など様々な問題への検討が必要である。

人口減少時代への対応については、出生率の向上に取り組むほか、生産性の向上、若者、女性や高齢者など潜在的な労働力の活用等の施策に取り組むことが重要である。他方で、これらの取組によっても対応が困難、不十分な部分がある場合に、それに対処する外国人の受入れはどのようにあるべきか、我が国の産業、治安、労働市場への影響等国民生活全体に関する問題として、国民的コンセンサスを踏まえつつ、我が国のあるべき将来像と併せ、幅広く検討・議論していく必要がある。我が国の将来の形や我が国社会の在り方そのものに関わるこの問題について、国民的な議論を活性化し、国全体としての方策を検討していく中で、出入国管理行政においても、その方策の検討に積極的に参画していく。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1 - (6) - ③ 平成 21 年から 23 年に JITCO による文書指導を受けた
 実習実施機関 846 機関の職種別の機関数

(単位：機関、%)

職種名	機関数
婦人子供服製造	116 (13.7)
溶接	111 (13.1)
畜産農業	56 (6.6)
その他	563 (66.5)
合計	846 (100.0)

(注) 当省の調査結果による。

図表 1 - (6) - ④ 平成 21 年から 23 年に文書指導を受けた実習実施機関
 846 機関の従業員規模別の機関数

(単位：機関、%)

従業員規模	文書指導を受けた事業者における従業員規模
1～9 人	266 (31.4)
10～19 人	206 (24.3)
20～49 人	207 (24.5)
50～99 人	80 (9.5)
100～299 人	69 (8.2)
300 人以上	17 (2.0)
不明	1 (0.1)
合計	846 (100.0)

(注) 当省の調査結果による。

図表 1 - (6) - ⑤ 平成 21 年から 23 年に文書指導を受けた実習実施機関 846
 機関の従業員数に占める技能実習生の割合ごとの機関数

(単位：機関、%)

従業員数に占める技能実習生の割合が半数未満	従業員数に占める技能実習生の割合が半数以上	
	うち、従業員全てが技能実習生	
688 (81.3)	157 (18.6)	
	34	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 従業員数が不明の実習実施機関があるため、合計は 846 機関にはならない。

図表 1 - (6) - ⑥ 技能検定等の受験割合

(単位：人)

	平成 23 年度		
	受験申請者数	移行申請者数	移行申請者に対する受験率
技能検定基礎 1 級	183	46,985 (平成 22 年度)	0.6%
J I T C O 認定評価システム中級	76		
技能検定随時 3 級	131	57,996 (平成 21 年度)	0.3%
J I T C O 認定評価システム専門級	36		

(注) 当省の調査結果による。

1-(6)-⑦ 当省が調査した24機関の技能検定等の受験状況

	2号1年目			2号2年目		
	目標	確認方法	受験	目標	確認方法	受験
1	技能評価中級の技能レベル	技能評価中級の受験	×	技能評価専門級レベル	技能評価専門級の受験	×
2	技能評価中級の技能レベル	技能評価中級の受験	×	技能評価専門級レベル	技能評価専門級の受験	×
3	技能評価中級の技能レベル	技能評価中級の受験	×	技能評価専門級レベル	技能評価専門級の受験	×
4	技能評価中級の技能レベル	技能評価中級の受験	×	技能評価専門級レベル	技能評価専門級の受験	×
5	技能検定基礎1級合格	技能検定基礎1級の受験	×	技能検定随時3級合格	技能検定随時3級の受験	×
6	技能検定基礎1級合格	技能検定基礎1級の受験	×	技能検定随時3級合格	技能検定随時3級の受験	×
7	技能検定基礎1級の合格レベル	技能検定基礎1級の受験	×	技能検定随時3級の技能レベル	技能検定随時3級の受験	×
8	技能検定基礎1級の合格レベル	技能検定基礎1級の受験	×	技能検定随時3級の技能レベル	技能検定随時3級の受験	×
9	技能評価試験中級レベル	技能実習指導員による試験	—	技能評価試験専門級レベル	技能指導員による試験	—
10	技能検定基礎1級相当の技能レベル	技能検定基礎1級の受験	×	技能検定3級相当の技能レベル	技能検定3級の受験	×
11	技能検定基礎1級合格	技能検定基礎1級の受験	×	技能検定3級合格	技能検定3級の受験	×
12	技能評価中級合格	技能評価中級の受験	×	技能評価専門職合格	技能評価専門職の受験	×
13	技能検定基礎1級レベル	独自様式による社内試験	—	技能検定随時3級レベル	独自様式による社内試験	—
14	技能評価検定基礎1級レベル	社内基準	—	技能評価検定3級レベル	社内基準	—
15	技能評価検定基礎1級レベル	社内基準	—	技能評価検定3級レベル	社内基準	—
16	技能評価検定基礎1級レベル	技能評価検定基礎1級相当に準じた社内試験	—	技能評価検定3級レベル	技能検定3級相当に準じた社内試験	—
17	技能検定基本級合格	技能評価試験基本級の受験	×	技能評価試験専門級合格	技能評価試験専門級の受験	×
18	中級合格	農業技能評価試験中級の受験	×	専門級合格	農業技能評価試験専門級の受験	×
19	基本級溶接技術評価試験レベル	社内溶接評価試験実施	—	専門級溶接技能評価試験レベル	社内溶接評価試験実施	—
20	技能評価試験中級	技能評価試験中級の受験	×	技能評価試験専門級	技能評価試験専門級の受験	×
21	技能検定基礎1級合格	技能検定基礎1級の受験	×	技能検定3級合格	技能検定3級の受験	3人中1名
22	技能検定基礎1級の技能レベル	技能検定基礎1級の受験	×	技能検定3級の技能レベル	技能検定3級の受験	×
23	技能検定基礎1級の技能レベル	技能検定基礎1級の受験	×	技能検定3級の技能レベル	技能検定3級の受験	×
24	技能検定基礎1級の技能レベル	技能検定基礎1級の受験	×	技能検定基礎3級の技能レベル	技能検定3級の受験	×

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「受験」欄の「×」は、技能実習計画において技能検定等の受験を目標としているが、受験しなかったもの。「—」は、技能実習計画において目標を社内試験等としているものため、技能検定等の受験状況については調査しなかったものを指す。